【報酬告示に関する通知案】

栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処 理手順例及び様式例の提示について ○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成17年9月7日老老発第0907002厚生労働省老 健局老人保健課長通知)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正前

栄養ケア・マネジメントの実務等について

(1) (略)

(2) 栄養ケア・マネジメントの実務

ア・イ (略)

ウ 栄養ケア計画の作成

① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、入所(院) 者のi)栄養補給(補給方法、エネルギー・タンパク質・水分 の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事 項等)、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の 分担等について、関連職種と共同して、別紙2の様式例を参照 の上、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号) 第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健 施設の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準(平成11年 厚生省令第40号) 第14条若しくは第50条において準用する第14 条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する 基準 (平成11年厚生省令第41号) 第15条若しくは第50条におい て準用する第15条において作成することとされている各計画の 中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、 その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるも のレする

②・③ (略)

エ (略)

オ 栄養ケアの実施

①~④ (略)

⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の 内容は、栄養補給(食事の摂取量等)の状況や内容の変更、栄 改正後

栄養ケア・マネジメントの実務等について

(1) (略)

(2) 栄養ケア・マネジメントの実務

ア・イ (略)

ウ 栄養ケア計画の作成

① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、入所(院) 者のi)栄養補給(補給方法、エネルギー・タンパク質・水分 の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事 項等)、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の 分担等について、関連職種と共同して、別紙2の様式例を参照 の上、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号) 第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健 施設の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準(平成11年 厚生省令第40号) 第14条若しくは第50条において準用する第14 条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項 <u>の規定によりなおその効力を有するものとされた</u>指定介護療養 型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生 省令第41号) 第15条若しくは第50条において準用する第15条に おいて作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画 に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって 栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

②・③ (略)

エ. (略)

オ 栄養ケアの実施

①~④ (略)

⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の内容は、栄養補給(食事の摂取量等)の状況や内容の変更、栄

- 1 -

養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条若しくは第49条において準用する第8条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条において準用する第9条又はする指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条若しくは第50条において準用する第10条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録において管理栄養をア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ~ケ (略)

2 経口移行加算等について

経口移行加算に<u>かかる</u>経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、<u>別紙2の栄養ケア計画の様式例を準用</u>する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条<u>若しくは第61条</u>において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条若しくは第50条<u>若しくは第62条</u>において準用する第14条 とは第50条 <u>若しくは第62条</u>において準用する第15条 とは第50条 <u>若しくは第50条 を2条</u>において準用する第15条において作成することとされている各計の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所 (院) 者にあって は、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。 養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条若しくは第49条において準用する第8条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条において準用する第9条又はする健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条サービは第50条において準用する第10条に関する基準第10条サービは第50条において準用する第10条に関する基準第10条の上では、第50条において準理学養土が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に栄養マネジメント加質の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ〜ケ (略) 経口移行加算等について

経口移行加算に係る経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙3の様式例を参照の上、作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条若しくは第50条において準用する第14条スは健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条若しくは第50条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所(院)者にあって は、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。

別紙3

経口維持計画(様式例) 案

氏名	性別 口男 口女	生年月日 年 月 日	算定加算 □経口維持加算(I) □経口維持加算(I)及び(II) 協力歯科医療機関名 ()
摂食・嚥下機能検査の実施 □水飲みテスト □頚部聴診法 □嚥下内視鏡検査 □嚥下造影検査 □ 課題あり(検査不可のため食事の観察にて確認) □その他(□咀嚼能力・機能の検	i査 □認知機能に)	検査実施日 年 月 日

1. 経口による継続的な食事の摂取のための支援の観点

※ 当欄の項目に関しては、食事の観察及	ひ会議を月1回実施の	D上、記入してください。						
食事の観察を通して気づいた点								
食事の観察の実施日: 年 月 日	7 65 TER 24 75 1 / 24 75 1		·					
食事の観察の参加者:□医師 □歯科医師 □支援専門員]官理宋養工/宋養士	山圏科衛生士 山言語聴り	€士 □作	作業療法士 🛘	理学療法士	□看護職員	口介護職員	□介護
① 口を開かない								
② 食事をしながら、寝てしまう(傾眠)							<u>ハ □いいき</u> ハ □いいき	
③ 食事に関する認知障害や意識障害があっ	る (失認)						<u>ハ 口いい</u> ハ 口いいえ	
④ 食事に関する注意力が低下している	U () (<u>ハーロいい</u> ハーロいいえ	
⑤ 噛まずに、次から次へと食べ物を口に	軍んでいる(実行機				~		<u>ハーロいい</u> ハーロいいえ	
⑥ 食べ物をいつまでも飲み込まずに、噛ん							ハーロいいえ	
⑦ 円背又は座位の保持が困難(まっすぐ)	坐ることができなし	・ 、前後左右に傾くなど)				ハーいいえ	
⑧ 下顎が上がりがちである							· □いいえ	
⑨ 口腔内が乾燥している							ハロいいえ	
⑩ 口腔内の衛生状態が悪い						ロはい	· □いいえ	
① 噛むことが困難である(歯・入れ歯の)	犬態又は咀嚼能力等	(に問題がある)					· □いいえ	
② 固いものを避け、軟らかいものばかり1							· □いいえ	
③ 口から食べ物や唾液がこぼれる						ロはい	· □いいえ	
④ 口腔内に食物残渣がある						ロはい	· □いいえ	_
⑤ 食事中や食後に濁った声に変わる						ロはい	· □いいえ	
16 一口あたり何度も嚥下する						ロはい	ハ □いいえ	-
① 頻繁にむせたり、せきこんだりする						ロはい	ヽ □いいえ	
® 食事の後半において、特に良くむせる						ロはい	ヽ □いいえ	
⑨ 全て食べ終わるまでに30分以上かかる						ロはい	<u> □いいえ</u>	_
② 食事の摂取量に問題がある(拒食、過1	食、偏食など)					ロはい	<u> □いいえ</u>	_
② 食事又はその介助を拒否する						□はい	い口いいえ	
多職種会議における議論の概要								
会議実施日: 年 月 日								
会議参加者:□医師 □歯科医師 □管理栄養士		三士 口言語聴覚士 口作詞	養療法士	口理学療法士	口看護職	員 口介護職員	口介護支持	賽専門員
経口による継続的な食事の摂取のための	①食事の形態				口現物	犬維持 口変	更	
支援の観点	②食事の環境				□現∜	犬維持 □変	更	
	③食事の介助の力	法			□現∜	犬維持 □変	更	
	④口腔のケアのカ	法			口現物	犬維持 □変	更	
	⑤医療又は歯科医	· 療受診				大維持 口変		
算定加算	担当職種	担当者氏名		気		アドバイス		
経口維持加算(I)					12/11(7 1 7 1 7 7 7	·1	
42 - 4213 MAST (=)								
1.								
経口維持加算(Ⅱ)								
食事形態・とろみ ※日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013 やその他嚥下調整食分類等を参照のこと								

2. 経口維持計画 ※ 栄養ケア計画や施設サービス計画において記入している項目については、下記の該当項目の記入は不要

初回作成	日(作成者)		年	月	日	()		
作成(変更)日(作成者)		年	月	日	()		
入所(院)者2	又は家族の意向						同意者のサイン	説明と同意を得た日	
								年 月 日	
解決すべき	き課題や目標、	,							
目	標期間								
経口による	経口維持加算								
継続的な食	(1)								
事の摂取の	経口維持加算								
ための対応	(II)								

0

傍線 の部分は改正部 分

現

行

上のい一並施保二欄他うどび設険号介 ス事業者(同条第一項に規定す 事情)におけ 状 設 規 保 掲げる区分に応じ、 同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の 股等をいる 焼法(平 を勘案して厚生労働大臣が定める費用 この他の事はいう。)に る滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況そ 成 九 に 年 における居住等に要する平均的な費用の.護保険施設等(同条第一項に規定する特年法律第百二十三号)第五十一条の三第1 それぞれ る 同表の下欄に掲げる額とする 特定介護予防サ の額は、 ・ビス事業者 次の表 額及 項 0 サ 額 第 を び護

改

正

案

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円
多床室	一日につき三百七十円

村におにる国名に応じ、それぞお同志の一村におにる客とで
ヒ闌こ曷げる又分こいい、それごれ可をひ下闌こ曷げる真こける。
の他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の
いう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況そ
ービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者を
並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サ
施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の額及び
二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円
多床室	一日につき三百二十円

頁

給 0 7 型 護 給準室 伞 (平成 曹 単 → 位 数 指 規表年 定 厚 居宅 サ 告 F ス

備考 所護に以百者費規下二 す知は介所ト護入健介ユ介ニ宅九要る症ユ護短型費所施護ニ護ッサ号す 規定 ツ 者生活介 病院 設短 費 (I)、 +費 疾 二費期 (i)療 ツ 0 「指定地 老人保健施設 る 病院療養病床! ||、ユニット| -六号) 関用の額 無型短 る基 ト型介 型 ス ス 等 若 す ツ (I) 入 型短 ビ別 費 表 1のユニットでのユニットで ^滋期入所療 しくは ス表 位 額の 準 ユ 期入 介指 別表 護老 費 期 = 表 域密着型サ 伞 算定に 入所症 (I) ユ ツ ッ所 指定 成 = 生 十二年 指定 型地 ·型介 設サ 費単 ツ 活介 地域 一年 起 径 域密着 護老人保 護費 - ビス 数 規 表 サ 過 規定以 省 的 介型 告 護 サ 所 型 療 短 護 = 護 入 健 ビ地 1 サ ー 平 (平成十八年厚生労働省生 で平成十八年厚生労働省生 で平成十八年厚生労働省生 で平成十八年厚生労働省生 で平成十八年厚生労働省生 で平成十八年厚生労働省生 で平成十八年厚生労働省生 1示第二 域密着 給付 所療養介護費 施 設い付 **心設短期入所療養介護農設型ユニット型短期入所**いう。)に規定する単独 福祉 る Ľ 指定 こ費単位数表_ = ユ 定をできる。 施 ビッ = 設 ツ 施 型介 設 サービの費用の 型 表 (i) 老 介 費単 とい 所 ユ 福 以指定施 省告 所療 位 額 祉 者生活 = 数表 設是 祉 等 0 施 . う。 費 ツ 施 算 設 \vdash (I) 生型定 サコ設護設定入 第要認く養療 ッ介期保型の活ユ居十に

> 備 考

介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養介護費(i)、ユニット型短期入所療養病症はユニット型短短期入所療養病症はユニット型認知はユニット型認知はユニット型に規定することに規定することに対象を表している。 介護費(I)、 ニット型短 ラリカ表 介護老 二年厚 定施設 型介 この 。位 は Ź ット型介 護 数表 ユニット 定するユ ト ユ ト型短期入所もとス介護給 学生省告示: 規(以定以 四ツト型地: 等に要工経過的 第二 ト (II) 療 設 老人保健施設 ト型病院療養病床短期入所療運のユニット型介護老人保健療養介護費⑴、ユニット型へ 短期 生 型介護老 活 設 施設サ す 介 = 入所療養介護費Ⅲ 号) 費 型介 サ る費 護費 位 関す ツ 域 (Ⅱ) 型 密 Ŀ" 数 ス 団、ユニット型で 療養介護費団の 設短期入所療養へ 世 費 (i) 大 所 地 大 所 り の選保 介 別 用 ス介 表介 型 人保健施設短 る 護 表 0 護 健施設サ おおおおおおおおお 準 室 額 護 給 給付 設型ユ 祉施 の護 伞 算 う。単 定 設護 設 費 ユ サ に施 単 介ユ介 期 施 位 一位数 年 春 『 条 養介 関設 疾 施 護 = 護 入 指 護 ツ 設 ッに 数 ス費 設短期入 ビ費ス単 患 老 ツ 費 ト規表 定 Ľ する基準 所療養介護 型型サーニッコニッ 一型短期 コニッコニッコニッ ト型介 型介護 ス 表」 付 人保 厚 居宅 生労働省告 定(以 等介護給 費 位数 費単 ビス 短 ッ (I) ٢ 健 期 設 サ ユニ 型(物) 「(1) 入 ト (2) 数 岩 ン 및 (3) 人 ト (3) 数 岩 スト 岩 所 型 ユ 療 設 老 ツ 및 (3) 生 型 定 第 へ ** 表 宗 正 型 し 療 診 ニ 養 短 人 ト (1) 生 型 定 第 へ の 活 ユ 居 十 に 一 (4) の 活 ユ 居 十 に 費 (I) 人 費 (I) 若 : サユ 表」と 護給付 表 う。 ビッ施 $\overline{}$ スト設ッい費十指 L

二頁

ス

護護介用認ッッ、療療期短防予護介型独介号の護症認ユサ護側介老費護こす知トトユ養養入期短防予護介型護)額療疾知ニー療の護 人 (1) 給のる症型型ニ介介所入期短防予護ユ予別の養患 `付表居疾認認ッ護護療所入期短防予ニ防表算施型 トス施ニ健 健併費に室患知知ト費費養療所入期短防 ッサ指定設介患型費設 ッ施 型症症型(1)(1)介養療所入期短 トー定にサ護 型 認 (1) サト設 設型位い療介疾疾認 護介養療所入期 型ビ介関 療 介知 サ 短 ユ 数 て 養 護 黒 黒 知 ユ ユ 費 護 介 養 療 所 入 介 ス 護 す ビ 養 護 症 ユ ビ イ 「 室 予 型 型症ニニ(i)費護介養療所護介予るス施療疾ニス護 ツにユ又防介介疾ッッ、圓費護介養生予護防基費設養患 ト 規 ニ は 短 護 患 ト ト ユ の (i) 費 護 介 活 防 給 サ 準 (i) サ 施 型 ト (l) 健 費 施 (i) 療型定ッ病期予予型型型ニュ ` (1) 費 護 介 短 付 丨 《 又 丨 設 介 型 養短すト室入防防介診病ツニュの(i)費護期費ビ平はビサ護診ユ設 介期る型を所短短護療院トッニュ、(1)費入単ス成指スー療療ニサユ 護入単準い療期期予所療型トッニュの(1)所位介十定費ビ養所ットニ 費所独個う養入入防介養病型トッニュ、生数護人介個ス施型 介所所短護病院介型トッニュ活表給年護の費設介型スト 護療療期予床療護介型トッニ介」付厚予ユ(i) サ護療費型 養入防経養老護介型トツ護と費生防ニ若し療養(三)介 費 養 (i) 介介所短過病人老護介型 ト費い単労サッしビ養 護 を護療期型床保人を護介する。 一下では、 一では、 定(1)(1)介所護護施健保人老護併)表告ス認ユ(1)サ型ッ施 すの若護療予予設施健保人老設に、示に知二の一介ト設 ベコし費養防防介設施健保人型規以第要症ッコビ護型サ きニく①介短短護介設施健保ユ定下百す疾トニス療療 者ッはの護期期予護介設施健ニす「ニる患型ッ費養養ビ がトユュ費入入防予護介設施ッる指十費型認ト①施型ス 利型二二(1) 所所短防予護介設卜単定七用介知型、設介費

設単お 生型室 の活ユー ユ介ニと ニ護ッは ッ費 ト (I) 型 指 ` 短 定 介ユ期居 護二入宅 老 ッ所サ 人卜生一 保型活ビ 健介介ス

は短護護患トトユの(i)費護介活防給サ準(i)サ施型ト(I) 健併費にい療期期予所療型トッニュの①所位介十定費ビ養所ットニ 施設単おう養入入防介養病型トッニュ、生数護八介①ス施型トビッ 介所所短護病院介型トッニュ活表給年護の費設介型スト 護療療期予床療護介型トッニ介□付厚予ユ(i)サ護療費型 費養養入防経養老護介型トッ護と費生防ニ若|療養(i)介 (i) 介 介 所 短 過 病 人 老 護 介 型 ト 費 い 単 労 サ ッ し ビ 養 型 護 を護護療期型床保人老護介型(1)う位働 1 くス施経ユ保 算費養入介介健保人老護介 。数省ビ型は費設過ニ健 定(1)(1)介所護護施健保人老護併ン表告ス認ユ(1)サ型 ッ施 すの若護療予予設施健保人老設に(示に知二の)介ト設 ベコし費養防防介設施健保人型規以第要症 ツユビ護型 きこく(1)介短短護介設施健保ユ定下百す疾 者ッはの護期期予護介設施健ニす「二 る患 がトユユ費入入防予護介設施ッる指十費型認 利型二二(1) 所所短防予護介設卜単定七用介知型、 用認ツッ、療療期短防予護介型独介号の護症認ユサ護皿 す知トトコ養養入期短防予護介型護ご額療疾知ニー療の る症型型ニ介介所入期短防予護ユ予別の養患症 居疾認認ッ護護療所入期短防予ニ防表算施型疾トス施ニ 室患知知ト費費養療所入期短防ッサ指定設介患型費設 ツ 型 症症型(1)(1)介養療所入期短トー定にサ護型認(1)サ `` | 型 療介疾疾認 護介養療所入期型ビ介関 |療介知 養護患患知ユユ費護介養療所入介ス護すビ養護症ユビ 介 室予型型症ニニ(i)費護介養療所護介予るス施療疾ニス護 又防介介疾ッッ、圓費護介養生予護防基費設養患ッ費保

設型位い。 短ユ数て 期二表「 入ッにユ 所 ト規ニ 療型定ツ 養短すト 介期る型 護 入 単 準 費 所 独 個 (I) 生型室 の活ユー ユ介ニと 二護ッは ッ費ト (Ⅱ)型指 ŀ 型 ` 短 定 介ユ期居 護二入宅 老ッ所サ 人卜生 保型活ビ 健介介ス

三頁

ニュの①所介知ニの一介ト設の護ビ介 、生養症ッユビ護型サユ保ス護指ッ型指療短型養期を受所 ・生養療・トニス療療 | ニ健費福定ト地定養期認介入人ト [II]療 ツニユ活給疾 トッニ介付患型ッ費養養ビッ施回祉施型域 地介入知護所保型の養 介型トッ護費型認ト①施型スト設 施設経密域護所症費療健介ユ介 ト 費 単 介 知 型 、設介費型サコ設サ過着密費療疾①養施護ニ護 老護介型①位護症認ユサ護⑩介丨ニサー的型着①養患 、介設老ッ費 数療疾知ニー療の護ビッービ地介型の介型ユ護短人ト(i) 保人老護併表養患症ッビ養ユ保ストビス域護サユ護短ニ費期保型、 療所入期短ト定費ビ養所ツーニ健費模規入 介表期認二養病ツ費所施 養療所入期型介①ス施型トビッ施①介定所護に入知ッ介床ト◎療設 介養療所入介護の費設介型スト設の護す者 費規所症ト護経型の養短 護介養療所護予ユョサ護療費型サユ福る生 □ 定療疾型費過病ユ介期 費護介養生予防ニ若|療養⑤介|ニ祉コ活若す養患認⑥型院ニ護入 老護介型(11)位護症認コサ護(11)介|ニサ|ツる介型知、短療ツ費所施 数療疾知二 | 療の護ビッ | ビトユ護短症ユ期養ト (ii) 療設

費 護 介 活 防 サ ッ し ビ 養 型 ` 護 ビ ッ 施 ニ 介 し る 介 型 知 ` 短 療 ッ 費 所 施 (1) 費 護 介 短 | ト く ス 施 経 ユ 保 ス ト 設 ッ 護 く ユ 護 短 症 ユ 期 養 ト (i) 療 設 の(i) 費護期ビ型は費設過ニ健費型サト費はニ費期疾ニ入病型

保人老護併表養患症ッビ養ユ保ストビス型ニ費期疾ニ入病型 健保人老設に施型疾トス施ニ健費型ス等経ッ(i)入患ッ所床介ュ介無施健保人型規設介患型費設ッ施(i)介費介過ト、所型ト療短護ニ護入 設施健保工定サ護型認即サト設、護即護的型指療短型養期老ッ費所 介設施健ニすー療介知、一型サコ保、給地地定養期認介入人ト①療 護介設施ツるビ養護症ユビ介丨ニ健ユ付域域地介入知護所保型の養 密域護所症費療健介ユ介 着密费療疾①養施護二護 `介設老ッ費 型 ユ 護 短 人 ト (i) 護サユ護短ニ費期保型 所入期短防ッ指スー療療ニサコ保ス規に福福ーニ費期ッ(II) 入健介ユス規に福福ーニ費 単 美所ッコーニ 健費 模規 祉祉 ビッ(i) 入ト、所施護ニ 養療所入期型介(エ)ス施型 トビッ施(1)介定施施スト若所型ユ療設老ッ 介養療所入介護の費設介型スト設の護す設力型し療診ニ養短人ト 護介養療所護予ユ(i) サ護療費型サユ福るササ護認く養療ッ介期保型 費護介養生予防二若|療養(i)介|ニ祉ユ| 一給知は介所ト護入健介 (i) 費護介活防サッレビ養型、護ビッ施ニビ ビ付症ユ護短型費所施護 (II) 費護介短ートくス施経コ保スト設ツスス費疾ニ費期病(II)療設老 ユの(i) 費護期ビ型は費設過二健費型サト費費単患 、養短人 ツ (I) 入 院 コーニュー、(I) 費 人 ス 認 ユ (I) が型 ツ に (II) 介 上 型 ツ に (III) 介 知 ニ の ー 介 ト 設 の 護 ビ 介 、 若 数 短 トの所療ユ介期保 若数短型口療養二護入健 トッニュ、生護症ッユビ護型サユ保ス護指し表期認ニ養病ッ費所施 くに入知 トッニュ活給疾トニス療療 一二健費福定 ッ介床トⅢ療設 介型トッニ介付患型ッ費養養ビッ施①祉施は規所症 ト護経型の養短 護介型トッ護費型認ト①施型スト設、施設ユ定療疾型費過病ユ介期 老護介型ト費単介知型、設介費型サコ設サニす養患認即型院ニ護入

は 短 護 護 患 ト ト ユ の (i) スこ病期予予型型型ニュ 介若介の室入防防介診病 護療院 予所療 う養入入 防 介養 介所所 型 短護病 介 護療療 期 予床療 費養養 入 防 経 老 護 (i) 介介 所短過 老 人 お 護護療期型 Y 算費費養入介介 定(I)(i)介所護護施 すの若護療予予設 施 ベコし費養防防介設 きこく(1)介短短護 介 者ッはの護期期 予 護 がトユユ曹入入防 子 利型二二间所所短 用認 ツ ツ 療療期 短 す知トトユ養 期 養 入 る症型型二介介所入 居疾認認ツ護護療 所 室患知知卜費費養 型症症型①介養 療介疾疾認 護 介 養護患患知ユユ費 護 室予型型症二二(i) 費 又防介介疾ッッ (Ⅲ)

単なった生独 護し、護をおり、一般を受ける。 期 給付 入 独 活 (三) 護介護 所 型 は付お 併 費い 生. 介 曹 活護は祉費費単 設 単 T 介予指施 (I) (I) 位 型 位. 護防定設 、若 数 短 数従 かりませんが 費短 しると 期表に型 (I) 期護 を入予ビ施は規 所 規 個 算所防ス設経定生定室 定生サ費サ過す活すへ す活 | (1) | 的る介る特 地域密着型とは、 地護単養 ベ介 域費独等 き 護費 介 者 密着 (I) 型 が (I) 短 利若 用 付 規 給 介定入は L 所 老域生指 人密活定 福着介居 祉型護宅 い介に施表施 施 サ費 う護規設に設設し、

療期介老所護入宅 養入護人療老所サ 所費保養人療 10 療(三)健介保養ビ表に 期 介病設費施護 介お 護院短(j)設費護い 費療期 短(1)給て (Ⅱ) 養入介期の付 養 の病所護入介費従 ()病療差人療差人療 院短老人療 病院短 曹療期介保養人数個 圖養入護健介保表室 の病所費施護健にへ 病床療(i)設費施規老 院短 養 短间設定健 療期介病期の短す・ 養 入護院入介期 る療 病所費療所護入介養 老所護者 床 療 (i) 養療 養 病 養 人療 老 短 期介病短續介保 所費療期費施護健は 療(i) 養入(II) 設費施 養 病所の短()設指 介病床療介期 `短定 護院短養護入介期居

> を護護療期型床 保 算 費 費 養入介介 健 保 定 (I) (i) 介所護護 健 すの若護療予予設施 ベコし費養防防介設 きこく(1)介短短護介 者ッはの護期期予護 がトユュ費入入防予 利型ニニ(I)所所短防 用認 ツ ツ `療療期 短 す知 1 トユ養 養入期 る症型型ニ介 所 介 入 居疾認 認 ッ護 護 療 所 室患知知 ト費費 養 療 養介 養護患患知ユユ費護 又防介介疾ッッ、 (Ⅲ) は短護護患トトユの 病 期 予予型型型ニュ 室入防防介診病 ッニ を 所 短 短 護 療 院 ツ い 療 期 型 期 予所療 型 う養 入 入防介 養病 。介所所短護 介 院 護療療期 予 床 療 護 費養養入防経養 老 (i) 介 介 所 短 過 病 人

を入予 ビ施費介若ビ こス介置 算 所防ス設(三)護 定 サ若給 費 す 活 | (I) | し付は護表 者費介く等経位型費い が(1)護は介過数短単て 利若給小護的表期位「 用し付規給地 に入数従 すくは 費模単介 付域 規所表来定生に型 るは単介費密居併位護単着 す活規個 位型の強 室設数福 る介定室 を型 表祉数 い介に施表護域費る特 独等 防すー定施型指型 短るビす設 介定短 期単スるサ護地期 は祉費設型 活定 護 介 予指施(I)サ サ 介居 護防 定設 |護 宅 費短介サ指 ビビ費 (I) 期 護 | 定 ス (I)

期介老所護入宅 養 入護人療老所 サ 費 保養 療 10 人 床療(I)健介保養ビ表短養の施護健介スに 期介病設費施護介お 入護院短(i)設費護い 所費療期 、短 (I) 給 て 療 ⑥養入介期の付「 養の病所護入介費従 病族差人療老位 介護 費 療期介保養 人数個 (Ⅲ) 養入護健介保表室 の病所費施護健に の病所質施護健に気 短養 短(I) 設定健 療期介病期の短す・ 養 入護院入介期る療 病所費療所護入介養 床療(三)養療老所護等 短 養 病養人療老 介病床介保養人 期 護院短護健介保と 入 所 費療期費施護健は 療 養入②設費 施 養 病 所の短(i)設指 介病床療介期、短定 護院短養護入介期居

五頁

`介 | 経 サ ス 、型 、ス数過(V)疾入護知短入期介経費 過型 (V) 護費介ス型 ビ診護ビ | 費療介介費表型の患 所 費症期所入護過(i) ス療療ス ビ(i) 養護護(i) に短認 型 療 (i) 疾入療所費 設知施認護サ療養 、型療設保る療患所費症期介費護院所養 疾 サ 症 設 知 療 | 養 施 療 介 養 サ サ 健 介 養 型 療 (1) 疾 入 護 (1) 費 療 療 病 疾 サ症養ビ型設養護施 | | 施護介短養 患所費の①養養床 ス型 ビ患 疾施ス経 サ型療設ビビ設保護期 介 認 型 療(I)診の病介経 型 ビ患 設 費 過 ─ 経養サススサビ過施 ─ 費費 ─ 健費施(I) 入 護 費 知 短症 期 養の療診床護過 介 型 サ (I) 型 介認所療 ス 経 費 疾 介 の介ス型設ビ(1) (11) ビ設 療 入護知短所 過 療 Ⅲ) 護 費 (i) 護 ビ 診 護 費 介サスののスサ指養 患 所費症期短 型 の療 療 (i) 護 | 費療介費 定介 認 型 療①疾入期短病入 設 知 施 認 養 療 ス療 サ症 設知施認養費 養 療ビ(I)養護(I)ビ施護知短 養の患所入期院所 施療養スの型保のス設費症期 サ症設知施(I)型 介認型療所入療療 疾サ症設の介設養施費療介健介費サ白族 入護知短養療所養養 ス型ビ患 | 疾 サ 診 護 サ 型 設 () 養 護 施 護 (1) | 若 患 所 費 症 期 介 養 療 病 介 サの型療設保のビし 型療圓疾入護介養床護 費介ス型ビ患 |療療||経 短養の患所費護介経費 (i) 護 費 介ス型 ビ所養 ビ過 | 療介養サ健介スく 介 認 型 養 (i) 豊 費 型 の 護 知 短 養 ◎護費介ス型施ス型 ビ養護施 一施護等は期 介設費介ス型療設ビ設保介認入護 サ (i) 護費介養サスサ健護知所費 養の療 護費 療 症 期介認 く施認養 (I) 護 療(」)護 費 給 症 療 は設知施認 施 疾 入護知診 期院 養の療 施 (IV) の療設ビ(i)ビ設付費 認サ症設知施認養ビ診 養 疾 養の患所費症療 診 入療 サ症 設知 施ス 療養 施 一費 型 整 知 短 養 ト 大 東 サ 症 設 費 所 設 養 施 ー 費 療 費 ー 単 型 護 知 短 養 (i) 疾 所 療 所 養 、患短所療病 疾ス型ビ患ー疾サ(i)型サ型設ビ(i)養(i)ビ位経費症期介認型期短養床

入,護費 介費 養 ササ健介 サ症設知療 施 療 介養 養 型 療 疾 入 護 (I) 費 療 養 型 設養護施 施護 介 短 養 患 所費の(I)養 施ス経 サ型療設ビビ設保護期 介 認 型 療①診の病介経 ビ患設費過 | 経 養 サススサ健費入護知短養の療診床護過 護費介ス型サ(1)型ビ過 施|費費| 療運護費介 」の介ス型設ビ(I) (II) ビ設 施認養の療 (i) 護ビ診護費介サスののスサ指養 患所費症期短型 設知施認養 療ス療療 (i) 護 | 費療介費 | 定介認型療(三族入期短病入 、療ビ①養護②ビ施護知短養の患所入期院所 設知施認養費所養 療 スの型保のス設費症期介認型療所入療療療療介健介費サ(i)疾入護知短養療所養養 疾 症 (Ⅱ) 型 施 養 設 知 施 疾 サ症設の介 設 卷 施費療介健介費 型 設圖養護施 (1) | 若 患 所費症期介養療病 ス型 患 疾 サ診護 サ 護 型 一経 サの型療設保のビし 型 介ス ビ患 療 療 療 Ⅲ 疾入護介養床護 (i) 護 介ス型 ビ所養 E 過 養の患所費護介経費 ◎ 護費介ス型施ス型 介認型療(i)費護過(I) 若療 `(i) 費 型 の 期院 設知施認養ビ診養の療設ビ(i)ビ設付疾養の患所費症療診入療 認サ症 疾サ症設知施ス療施療養サス、スサ費患介認型療①疾所療所養 | 疾 サ 症 設 費 所 設 養 施 | 費 療 費 | 単 型 護 知 短 養 、患 症ビ患 短所療病 疾ス型ビ患 | 疾サ(i)型サ型設ビ(i)養(i)ビ位経費症期介認型期短養床

曹介ス型ビ馬」、介一経サス、型、ス数過(1/1)疾入護知短入期介経費

(V) 護 費 介 ス 型 ビ 診 護 ビ 過 | 費 療 介 介 費 表 型 の 患 所 費 症 期 所 入 護 過 (i)

費療介養健介定入症期

護

型療保

型療設設保

設の療(i)養護施施

養

ビ(i) 養護護(i) に短認型療(i) 疾入療所費

養

患所養療①短

護 院

介認型療介養の期院

護 介 病

知短養

期

症

規期知短

す所疾

る療 患

(i) 護費介ス療療ス型

養 の療

症

認 養

知施認

療(I) 護費所養費介ス

介

護 サ療

(i)型施(I)護

六頁

室型疾介予認所型費短護介(I)療防病護防院療予保(i)所介患 人 生 位 こ 又 介 黒 護 防 知療 介 (1) 期 費 護 の 養 短 床 費 短 療 養 防 健 療護型 保活数のは護型費短症養護の入(i)予病介期介(i)期養介短施介養健介表表病予介(i)期疾介予認所、防院護入護、入病護期設護介 入介老護 設費規おを短予認所型費短症養療期養 (i) 療防院療 介(i)所護 防知療介(i)期疾 介所入病 養 短 療 養 護 療 予保 (I) 位 護 、入患護介所床病 介期養介予病 てう入短症養護 養 健の数 療 所 期 疾介予認所型費護療経院護入病護防院 療入患護防知療介(i)予養過 療費所床費短療 養所 京介 III 期 疾 介 予 認 短 強 病 の 養 護 の 入 病 護 西 入 病 護 ア 所 政 護 の 入 病 国 所 護 足 定 か に 財 疾 介 予 認 短 護 か の 表 護 の 入 病 国 所 護 定 護養護の入患護防知期費護床病介予病所床の療予保す 費介予認所型費短症入①予経院護防院療介介養防健るビ ①護防知療介即期疾所の防過療費短療養護護介短施介ス を費短症養護の入患療診短型養山期養介予老護期設護費 、入病護防 算(i) 期疾介予認所型養療期介病 (I) 人費入介老 療介所入護床病所除費短 定若入患護防知療 人又 すし所型費短症 健 療予保は `入施 べく療介(i)期疾介予費護療 防過療養護 健 指 養 定 お知識 所所 入 (i) 療 防 過 の 入 病 護 防 健 の 療 予 防 別 療 所 入 (i) 療 防 過 の 入 病 護 防 健 の 療 予 防 期 疾 介 予 認 所 所 入 (i) 療 防 過 の 入 病 護 防 健 の 療 予 防 間 疾 (v) 期 疾 介 予 認 所 所 入 (i) 療 防 過 の 入 病 護 防 健 の 療 予 防 す患の入患護防知療介所 、養短型病所床費短施介養防サ る型認所型費短症養護療診介期介院療介(1)期設護介短 療経知療介 🗉 期疾介予養療護入護療養護の入介老護期ビ 養過症養護の入患護防介所費所予養介予病所護人費入ス

老所単 (1) 定いい期 期 介る 八 介 る 「 所 護 単 多 療老独床 養人型室 介保短 護健期と 費施入は (i) 設 所 短生指 介期活定 護入介居 老所護宅 療費 保養(I) | 健 介 施護併ス 設費設介 短(I)型護 期の短給 入介期付 所護入費

室型疾介予認所型費短護介川原防病護的原療養防工介患護防知療介川期費護の養短床費短療養防防計量要短症養護の入山予病が判別を発生を 型疾介予認所型費短護介①療防病護防院療予保①所介患 護 型 健介表表病予介(i) 期疾介護期介院療費所所 所 所 費 入 病 護 別 介 表 表病 予介(i) 期 表 護 護 知 知 療 療 費 所 所 床 費 入 所 護 入 預 護 政 老 護 費 規 お を 短 予 認 所 型 費 短 症 養 療 期 養 (i) 療 防 院 療 介 (i) 所 護 単 介 短心定いい期防知療介心期疾介所入病 、養短療養護 療予保(1)位護 、すてう入短症養護、入患護介所床病介期養介予病養防健の数療 所期疾介予認所型費護療経院護入病護防院介短施介表養 療入患護防知療介(i)予養過療費所床費短療 護期設護に 介型養(I)療介(II)期養費入介老規設 護介病の養護の入病(III)所護人定 養所型費短症養護 、防介療介例期疾介予認短護 護養護の入患護防知期費護床病介予病所床の療予保 す 費介予認所型費短症入①予経院護防院療 介介養防 ①護防知療介即期疾所の防過療費短療養 護護 を費短症養護の入患療診短型 養(i)期養介 予老護期設護費 算 ii 期疾介予認所型養療期介病 、入病護防定若入患護防知療介介所入護床病所床費短 、入病護防人費 すし所型費短症養護護介所予経院療介①期 健 療予保は べく療介(i)期疾介予費護療防過療養護 入施介養防健指 きは養護 `入患護防(1) 予養短型養介予病所設護介短施定 者認介予認所型費短の防介期介病護防院療 介老護期設介 が知護防知療介(i)期診短 護入護床費短療養護 人費入介 護 利症費短症養護、入療期費用疾(V)期疾介予認所所入(i) 所務防過の入病養 介予保(I)所護 予 防 健の療 の入患護防知療介所 養 す患 短型病所床費短施介 サ 型認所型費短症養護療診 介期 介院療介(1)期設護介 短 る 療経知療介圓期疾介予養療護入護療養護の入介老護期 養過症養護の入患護防介所費所予養介予病所護人費入ス

老所単 保活数のは護 入介る 所護単多 療 老独床 養 人型室 介 保短 護健期 費施入は (i) 設 所 短生指 介期活定 護入介居 老所護宅 人療費サ 人 療 (I) 保 養 (I) 日 ビ 施護併ス 設費 設介 短(I)型護 期の短給 入介期付 所護入費

七頁

介ス型療設ビ設保模介着着 、療(i)疾入護知短所過(i)短費療期介保養 護費介養サスサ健介護型型指養、患所費症期短型、期間養入護健療(I)護施|費||加護給介定介配理療(II)疾入期短病入の病所費施 、期 Ⅲ 養 入 護 健 介 養の療設ビ (i) ビ設福付護 護地護知短養の患所入期院所病床療(i) 設費 サス、スサ 施療養 短(I) 設 養 施 費 療 曹 養療期介病期の サ型設ビ(i)養(i)ビ設位福福着若患所費症期介養療 病 介養入護院入介 サ ス 、型 、スサ数祉祉型し型療皿疾入護介養 床護病所費療所護 費療介介費 表 施 施 サく短養の患所費護介 経費床療(i)養療老 (i) 費型の期介病床介保 □ 護費療介養健介費定所所ス知所費症期介認 (i) 短病入護院短護健 (i) 養護施施護(I) す者者介症療(I)疾入護知診 期院所費療期費施 型療設設保 、る生生護疾養の患所費症療診入療療(*)養入(*)設 養施療介養ササ健介介活活給患介認型療间疾所療所養養 、病所の短 | | 施護護介介付型護知短養 、患 短所療病介病床療介期 護施 療設ビビ設保福護護費経費症期介認型期短 経サ型 養 床 護 院 短 養 護 入 サススサ健祉費単過(1)疾入護知短入期 介経費療期 渦 介老所 経 養 | 施施 (II) 位型の患所費症期 費費 所入護 過(i)養入護人療 ビ過 施 介ス型 設 ビ (I) (II) ビ 設 設 、若数短認型療(i)疾入療 所費 型 、病所費保養 護費介サスののスササ指し表期知短養 、 患 所 養 療(I) 短病床療(I) 健介 設養施費療介健介費費サ過す養型療(1)疾入護(1)費療療病所費療期 ビ過 | 療介養サ健介小ス域域費入護知短養の療診床護過介病床療老

| 施護規等密密 | 11 | 所費症期介認所療経費型護院短養人療

養護施 | 施護規護等経ビ密 Ⅲ 所費症期介認所療経費型護院短養 型療設に対して、一点のでは、一点ので 、療(i)疾入護知短所 過 (i) 短費療期 介保養 患所費症期短 期间養入護健介 費 | 施護 療 設 ビ (i) ビ 設 福 設 付 域 養サス、スサー施 7 曹密経福域費症期介認型療所入療療院短養 、短 (I) | 単着過祉密(i)疾入護知短養療所養養療期介病期の 設 ビ (i) 養 (i) ビ 設 ビ位型的施着若患所費症期介養療病介養入護院入介 (1) 大藤黄 (1) 、 京藤黄 (1) 、 京藤黄 (1) 、 京藤 黄 (1) 、 京春 (1) 、 宗春 (1) 、 宗 サス | は期介認型療(i)費護過(I)短養 、病 養 人 、意動の期介病床介保 費療介養健介費 (i) 短 病 入 護 院 短 護 健 (i) 養護施施護 (ii) 規寸設介費介症療 (ii) 疾入護知診 期院所費療期費施 ` 模 型 療設設保 ササ健介介 介 | 福 `給患介認型療(i)疾所療所養養 病所の短 ビ祉地付型護知短養 患 短 所 療病介病床療介期 | | 施護護護 型療設ビビ設保福福ス施域費経費症期介認型期短養床護院短養護入 経養サススサ健祉祉費設密単過(V)疾入護知短入期介経費療期介老所 過施|費費|施施施皿サ着位型の患所費症期所入護過証養入護人療 型設ビ(1) (11) ビ設設設 設 1 型数短 認 型療(1) 疾 所 費型 型介 サスののスサササ 指ビ介表 規 知 短 養 、 患 所 養 療 (11) 短 `病所費保養 、 患 所 養 療 (I) 短 病 床 療 (I) 健 介 に入 症期介 認 型療介養 の期院 短養 の施護規所 疾入 護 知 短 養 護 介 病 入 療 期 介 病 設 費 費療介費 定ス護 療ビ=養護=ビビビ施費福規所疾入護知短急養 定療患所費症期介費 護院所養入護 院 短 (i) 介健介費費費サ若施 療(i)疾入護(I)費 す養型 療療病所費療 る介短 設(II)養護施護(I)(II)(II) し設 養 患 所 費 の (I) 養 養床療①養入介 サの型療設保のご `ビくサ地護期介認型療(I)診の病介経養の病所護 |療介養サ健介小介スは||域費入護知短養の療診床護過介病床療老

(1) 期疾所の防過療費短療養護護介短施介短介若療(1) 護費介ス型施ス の入患療診短型養印期養介予老護期設護期護し養の療印護費介設 費 入介老入予く `入病護防人費 施認 瘡 (ii) 介介所入護床病所床費短保(i)所護 人所防は設知施認 養の療 予保 ビ診 介所 予 経院療介 (i) 期健 瘡 生活 サ認 サ症 設知施認 、入 療 過療養護 施 介 養 防 健 知 疾 サ 症設知施 療 型 養介予病 所設護 介短 施 介 ビ症ビ患 疾 護 予養 短 症 所 介 介病護防院療 護 ス疾ス型 短の防 期 介老護 期 設 F. 患 サ (i) 型 費介患 護 入護床費短 療 養 護 人費 入介 費 型 費 所 予経 🗊 期 養 介 予 保(I) 所 護 (Ⅱ) 護 型 (V) 護 費 ビ診 護 療 防過の入病護 防 健の療 子 給経の 療 (i) 護 瘡 療 入 (ii) 短型病所床 医囊短旋介 新防 拼 骨型 知 施 觀 介 院 療 介 [1] 期 設 護 知 知 施 認 養 養 護 療 診 介 (i) 型 施 介予養療護 入護療養護の入介老護期 型单介症設知施認 設 患護防介所費所予養介予病所護 人費 入介位護疾サ 症 設知施認護 介①療防病護 防院療 予保(i)所護数療患 費短護 疾 サ症設知療 予防にを (I) 期 曹 護の養短床費 短 療 養防 健 療 患型 疾 養 介 護 の 入 (ii) 予 病防 院 介期介(ii)期 養 介短 施 養 防 短 F. 患 疾 ス 、入病護期設 介 型 予認 護 護 規設護 費 ス 患 費 入 護 老 知療診 護費 (I) 護 短 療 費所予病所床費 入介 期定サ 療 費 ナ 護 (ii) ス 入すー 短症養 療 期 養 (i) 療防院療介(i)所護 養 療 10 人 (Ⅲ) 護 期疾介 所入 病 養短療養護 療 予 保 (1) 所るビ施認 ビ診 養の療(i)護 ス 療 疾步症設知施即型 防介型養(1)療介(11)期養費入介老護介又ビ患」 疾サ症設の介 介予認短護介病の養護の入病回所護人費護はス型 患 診 護 F. 護防知期費護床病介予病所床の療予保①予指費介ス型ビ患 |療療 型費短症入(1)予経院護防院療介介養防健 、防 定 (i) 護 費 介 ス 型 ビ 所 養

所の防過療 費短療養護護介短施介短介若療◎護費介ス型施 療診短 養 (i) 期養介予老護期設 護期 護予 し養の療(i) 護 費 介 病 入 病護防人費入介老入 く施認 療 護 所入護床病所床費短保(ⅰ)所護介所予経院療介(ⅰ)期健、療予 人所 防は設知施認 療 ii 期 健 、療 予 保 生 、入 施 介 養 防 健 活 費護療防過療養護 (Ⅱ) 予養短型養介予病所設護介短施介ビ症ビ患し 疾サ症設費 の防介期 介病護防院療介老護期設護ス疾ス型ビ患し 疾 診 短 護入護床費短療養護人費入介費介患費介ス型 F. 患 期 費 所 予 経 🗓 期養介予保 🗓 所護 (Ⅱ) 護給付 型(V)護費 介 ス 型 ビ診 護 所介 入 (i) 瘡 禍 の入病護 防 健の療 子 経 の 療 (i) 護 費 介 瘡 所 養 短 型 病所床費 短 施 介養 防 併 過認養 療 (II) 費 護 養 護療診 介 期 介 院療介(1)期 設護介短 設 費 型 知施認 療 養 0 (ii) (II) 護 入 護 療 養護の入介老護 期 型 単 介症設知施 認 設の 所 予 養 介予病所護 人費 入 介 位 護 疾 サ症 所 費 設 知 療 (Ⅱ) 療 防 病護防院 療 予 保 (i) 所 護 数 療 患 疾 症 設 知 養 療 予表に 型ビ患ービ 期費護の 養 短床費短療養 健 養施 ビ型 (i) 予 病 介 期 介(i)期養 介短施介養 患 、入病護期設護介短規設護費介ス 型 防院護入護 過 診 短 療 費 療 所予病所床費入 介老護期定 サ療 (i) 護 費 介ス型 サ (I) 型 所護 療(II)護 療期 養 療防院療介(i) 人費入す 養 費 介 の介ス 所入病 養 短療養護 療 予 保 (1) 所るビ施認養の療 護 診 護 所床病 養介予病 護 介 期 養介 防 健 の生 単 ス設知施認 養 療 費 入病護防院 短 介 活介 独 サ症 認 護 療 経 院 護 施 設 知 施 養 介 予養 費 所床費短療 護 期設 型 (II) 療 護 上疾サ症 (ii) 過 設知施 (Ⅱ) 施 介 (I) 期 養 介 養 (I)療 費 入介老 護 又ビ患 疾 サ症設 の介設 サー経型経 認短護介病 の養護の入病 (Ⅲ) 所 護 人費 護 はス 型 患 防知期費護床病介予病所床の療予保①予指費介ス型ビ患 短症入(I)予経院護防院療介介養防健 、防定心護費介ス型ビ所養ビ過

ス費

(I)

療

養

型

経

過

型介

護

療

養

施

設

サ

(ii)

療

養

Ⅲ 護防知療介(Ⅱ)期 費短症養護の入 (i) 期疾介予認 定若入患護防知療 すし所型費短症べく療介(i)期疾 介 、 入 患 護 きは養護 者認介予認所型 曹 (ï) が知護防知療介 利症費短症養護 用疾心期疾介 子 認 患の入患護防知 る型認所型費短症 居経知療介圓期疾 過症養護の入 型疾介予認所 療介患護防知療介 は短予認所型費短 病期防知療介(i)期 ` 入 室入短症養護 認所 を所期疾介予 入患 い療 護 防 知 療 う養所型費短症 介 療 介则期疾介 護養護の入患護 費介予認所型費

◎ 護防知療介 を費短症養護 算(i)期疾介 定若入患 護 所型費 短 療 介 (i) 期 きは養 護 予 者認介 認 が知護 防知療 利症費短症 用疾(V)期疾介 す患の入患 る型認所型費 居経知療介 室過症養護の 、型疾介予認 療介患護防知 養護型費短症 室予介(i)期疾 又 防 護 入 患 は短予認所 病期防知療 室入短症養護 を所期疾介予 い療入患護防 う 養 所 型 費 短 介療介即期 護養護の入 費介予認所

0 額 《(平成十七年厚生労働省告示第四百十四号) 【平成二十七年四月一日施行(予定)】 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滯在費の負担限度

改

正

案

現

傍線 の部分は改正部 分

行

「おけんの 一日につき 「おけんの 一日につき 一日
--

介護保険法(平成九年法律第百二十三号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号 第五十一条の三第二項第二号に規定する滞 第五十一条の三第二項第二号に規定する滞 得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に 欄に掲げる額とする。 欄得「第第 じの費費以 、表のの下 同掲額額い 表げるごう。 下所下法)

																-	
ハ 施行規則第八十三条の	るもの	を必要としない状態とな	護をいう。以下同じ。)	号)第二条に規定する保	二十五年法律第百四十四	保護(生活保護法(昭和	げる額であったとすれば	度額がこの項の下欄に掲	って、居住費等の負担限	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	の五第一号に掲げる者	」という。) 第八十三条	十六号。以下「施行規則	平成十一年厚生省令第三	イ 介護保険法施行規則(所得の区分
						多床室)	老健・療養等	従来型個室(特養等)	従来型個室(個室	ユニット型準		室	ユニット型個	居室等の区分
					三百二十円	一日につき		千三百十円	一日につき	八百二十円	一日につき	千三百十円	一日につき		千三百十円	一日につき	額

五第二号に掲げって、居住費祭って、居住費祭って、居住費祭 に護(生活保護 (生活保護 号)第二条に担号 ラ・第二条に担号 と心要としないるものを必要としないるもの。以下

八 八十三条

0

ない状態と ないれば ないれ

な一保四和ば掲限あ

多床室

三百七十 日 老健・療

千三百十日につい

円き円

療個 養室 等(

頁

二項第一号に規定する公	三十三号)第三十五条第	税法(昭和四十年法律第	年金等の収入金額(所得	ては、前々年)中の公的	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	日の属する年の前年(特	。以下同じ。)を受ける	介護予防サービスをいう 多床室	三第一項に規定する特定)	ービス (法第六十一条の)老健・療養等	。) 又は特定介護予防サ 従来型個室 (ービスをいう。以下同じ 特養等)	項に規定する特定介護サ 従来型個室 ((法第五十一条の三第一 個室	って、特定介護サービス ユニット型準	五第一号に掲げる者であ。室	イ 施行規則第八十三条の ユニット型個	となるもの	の規定に該当しないこと	第八十三条の五第四号イ	あったとすれば施行規則	の項の下欄に掲げる額で	居住費の負担限度額がこ	第二項第二号に規定する	って、法第五十一条の三	三角図書の材がおっている
										三百七十円	一目につき		四百九十円	一日につき	四百二十円	一日につき	四百九十円	一目につき	八百二十円	一日につき									
																				=									
二項第一号に規定する公	三十三号)第三十五条第	税法(昭和四十年法律第	年金等の収入金額(所得	ては、前々年)中の公的	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	日の属する年の前年(特	。 以下同じ。)を 受ける	介護予防サービスをいう	三第一項に規定する特定	ービス(法第六十一条の	。)又は特定介護予防サ	ービスをいう。以下同じ	項に規定する特定介護サ	(法第五十一条の三第一	って、特定介護サービス	五第一号に掲げる者であ	二 イ 施行規則第八十三条の	となるもの	の規定に該当しないこと	第八十三条の五第四号イ	あったとすれば施行規則	の項の下欄に掲げる額で	居住費の負担限度額がこ	第二項第二号に規定する	って、法第五十一条の三	
第一号に規定する	十三号) 第三十五条	法(昭和四十年法律	金等の収入金額(所	は、前々年)中の公	六月までの場合にあ	日の属する月が一月	護予防サービスを受	介護サービス又は特	の属する年の前年(以下同じ。)を受け	予防サービスをい	第一項に規定する特	ス(法第六十一)又は特定介護予防	スをいう。以下同	に規定する特定介護	第五十一条の三第一個	て、特定介護サービ	第一号に掲げる者で	· 施行規則第八十三条	なるも	規定に該当しない	八十三条の五第四号	ったとすれば施行規	項の下欄に掲げる額	住費の負担限度額が	二項第二号に規定す	て、法第五十一条の	

四頁

の事情を勘案がにおける居住	設の状況その他介護保険施設等	等に要する平均的な費用の額及び施条の三第二項第二号に規定する特定一 この表において「ユニット型個室
		備考
		五第三号に掲げる者
		ハ 施行規則第八十三条の
		除く。)
		び二の項ロに掲げる者を
		となるもの(一の項ロ及
		保護を必要としない状態
		げる額であったとすれば
		度額がこの項の下欄に掲
		って、居住費等の負担限
		五第二号に掲げる者であ
		ロ 施行規則第八十三条の
		もの
		く。)の受給権を有する
		停止されているものを除
		(その全額につき支給が
)に基づく老齢福祉年金
零円		十四年法律第百四十一号
一目につき	多床室	前の国民年金法(昭和三
)	第一条の規定による改正
四百九十円	老健・療養等	によるものとされた同法
一目につき	従来型個室(規定によりなお従前の例
三百二十円	特養等)	附則第三十二条第一項の
一日につき	従来型個室(六十年法律第三十四号)
四百九十円	個室	部を改正する法律(昭和

備考

五第三号

なに掲げ げ八 ハー三条

して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一

して厚生労働大臣が定める費用

0

額並びに同法第六十一条の三第

		Ξ																											
一って、国民年金法等の一	五第一号に掲げる者であ	イ 施行規則第八十三条の	°)	の項ロに掲げる者を除く	ない状態となるもの(一	とすれば保護を必要とし	下欄に掲げる額であった	の負担限度額がこの項の	って、当該者の居住費等	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	額が八十万円以下のもの	は、零とする。)の合計	の額が零を下回る場合に	合計所得金額をいい、そ	一項第十三号に規定する	六号)第二百九十二条第	二十五年法律第二百二十	得金額(地方税法(昭和	ては、前々年)の合計所	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	属する年の前年(当該特	防サービスを受ける日の	サービス又は特定介護予	う。)及び当該特定介護	
ユニット型準	室	ユニット型個																											
一日につき	八百二十円	一日につき																											
	1 1	5																											
	11	<u>-</u>																											
って、国民年金法等の一	五第一号に掲げる者であ		·)	の項ロに掲げる者を除く	ない状態となるもの(一	とすれば保護を必要とし	下欄に掲げる額であった	の負担限度額がこの項の	って、当該者の居住費等	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	額が八十万円以下のもの	は、零とする。)の合計	の額が零を下回る場合に	合計所得金額をいい、そ	一項第十三号に規定する	六号)第二百九十二条第	二十五年法律第二百二十	得金額(地方税法(昭和	ては、前々年)の合計所	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	属する年の前年(当該特	防サービスを受ける日の	サービス又は特定介護予	う。)及び当該特定介護	
て、国民年金法等	五第一号に掲げる者で	三 イ 施行規則第八十三条	°)	項口に掲げる者を除	い状態となるもの	すれば保護を必要と	-欄に掲げる額であっ	負担限度額がこの項	て、当該者の居住費	第二号に掲げる者で	施行規則第八十三条	が八十万円以下のも	零とする。)の合	額が零を下回る場合	計所得金額をいい、	第十三号に規定す	号) 第二百九十二条	五年法律第二百二	金額(地方税法(昭	は、前々年)の合計	六月までの場合にあ	日の属する月が一月	護予防サービスを受	介護サービス又は特	する年の前年(当該	サービスを受ける目	ービス又は特定介護)及び当該特定介	

おき改正する法律(昭和 六十年法律第三十四号) 規定によりなお従前の例 規定によりなお従前の例 によるものとされた同法 第一条の規定による改正 第一条の規定による改正 第一条の全額につき支給が (その全額につき支給が (その全額がこの理と半齢福祉年金 く。)の受給権を有する で、居住費等の負担限 度額がこの項の下欄に掲 げる者であったとすれば となるもの(一の項ロ及 老健·療養的 後来型個室 多床室 等(四百 零 兀 百日に一日に十つ十 円日 つき

円き円き円

三頁

工項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案に要するエット型個室をいう。 この表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。 この表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。 の表備考三に規定する従来型個室(特養等)という。)の表備考一に規定する近来型個室(特養等)」とは、居住費用告示の表備考工に規定する従来型個室(老健・療養等)をいう。

兀

定す るの 多床室を いて 「多床室」 とは、 居住費用告示の表備考五に規

五

工項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在 に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案 して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示 第四百十二号。以下「居住費用告示」という。)の表備考一に規 定するユニット型個室をいう。 二 この表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示の表 備考二に規定するユニット型準個室をいう。 の表備考三に規定する従来型個室(特養等)という。)の表備考一に規 での表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示 の表備考三に規定する従来型個室(老健・療養等)という。 の表において「従来型個室(老健・療養等)という。

三

兀

定す **正する多床室を** この表におい いて ,う。 とは、 居住費用告示の表備考五に規

五.

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第45号老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

(変更点は下線部)

現 行

第一・第二 (略)

第三 人員に関する基準・設備に関する基準

 $1 \sim 3$ (略)

4 用語の定義

(1) • (2) (略)

(3) 「常勤」

当該指定介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定介護療養型医療施設と指定通所リハビリテーション事業所が併設されている場合、指定介護療養型医療施設の管理者と指定通所リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) • (5) (略)

第四・第五 (略)

第一・第二 (略)

第三 人員に関する基準・設備に関する基準

 $1 \sim 3$ (略)

4 用語の定義

(1) • (2) (略)

(3) 「常勤」

当該指定介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設において 定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

改正案

<u>また、</u>当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定介護療養型医療施設と指定通所リハビリテーション事業所が併設されている場合、指定介護療養型医療施設の管理者と指定通所リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4)・(5) (略)

第四・第五 (略)

〇 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄) (変更点は下線部)

現行

改正案

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべ き基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新 は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかに なった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を 行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧 告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由 が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を 定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるもので あること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った 経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合 には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間 を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正な サービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関す る介護報酬の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げ る場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、 直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停 止することができるものであること。
- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支 払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して 特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、 金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべ き基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新 は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかに なった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を 行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧 告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由 が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を 定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるもので あること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った 経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合 には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間 を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正な サービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関す る介護報酬の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げ る場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、 直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停 止することができるものであること。
- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支 払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して 特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、 金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致 することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんが み、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

第二 総論

- 1 事業者指定の単位について事業者の指定は、原則としてサービス 提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、 <u>着替え</u>等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについて は、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定す ることができる取扱いとする。
 - ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的 に行われること。
- 2 用語の定義

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語に

- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致 することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんが み、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

第二 総論

- 1 事業者指定の単位について事業者の指定は、原則としてサービス 提供の拠点ごとに行うものとするが、<u>地域の実情等を踏まえ、サービス</u>提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。<u>なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。</u>
 - ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める 同一の運営規程が定められること。
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
 - 2 用語の定義

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語に

ついて、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤 の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基 本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を 常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合 の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従 事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護 と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が 訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延 時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入すること となるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は 当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機 の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数 とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入すること ができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ き勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

ついて、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は 当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機 の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数 とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入すること ができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ き勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。<u>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</u>

<u>また、</u>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

- (5) 「前年度の平均値」
 - ① 基準第121条第4項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法)及び第175条第3項(指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
 - ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点か

常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

- (5) 「前年度の平均値」
 - ① 基準第121条第3項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法)及び第175条第3項(指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
 - ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者 又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前 年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全 くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点か

ら6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、 新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月 における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、 新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1 年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数 とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上ある ときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数と する。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護 については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、 他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を 行う者が、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスに 該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又 は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス又は基準 該当介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営され ている場合については、介護予防における各基準を満たすことによ って、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行う ことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、<u>指定介護予防サービス</u>においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、<u>指定介護予防サービスに該当する訪問介護</u>も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に介護予防通所介護事業所の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合

56月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、 新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月 における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、 新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1 年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数 とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上ある ときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数と する。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護 については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、 他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、<u>第</u>一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、<u>第一号訪問事業</u>も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15

計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨 である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービスの基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第三 介護サービス

一 訪問介護

- 1 人員に関する基準
 - (1) 訪問介護員等の員数(居宅基準第5条第1項)
 - ① 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
 - ② 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等(以下「登録訪問介護員等」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。
 - イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業 所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数 は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの 平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。) とすること。
 - ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業 所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によっ て勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められ る事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働

人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第三 介護サービス

一 訪問介護

- 1 人員に関する基準
- (1) 訪問介護員等の員数(居宅基準第5条第1項)
 - ① 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
 - ② 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等(以下「登録訪問介護員等」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。
 - イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業 所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数 は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの 平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。) とすること。
 - ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業 所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によっ て勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められ る事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働

(1) 内容及び手続の説明及び同意

居宅基準第8条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

(2) 提供拒否の禁止

居宅基準第9条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1を除く。)。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。

(3) サービス提供困難時の対応

指定訪問介護事業者は、居宅基準第9条の正当な理由により、 利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困 難であると認めた場合には、居宅基準第10条の規定により、当 該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の 指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講

(1) 内容及び手続の説明及び同意

居宅基準第8条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指事業者双方の保護の立場から書面によって確認する

第三の一の3 いものである。

(2) 提供拒否の禁止

居宅基準第9条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1を除く。)。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。

(3) サービス提供困難時の対応

指定訪問介護事業者は、居宅基準第9条の正当な理由により、 利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困 難であると認めた場合には、居宅基準第10条の規定により、当 該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の 指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講 じなければならないものである。

(4) 受給資格等の確認

- ① 居宅基準第11条第1項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。
- (5) 要介護認定の申請に係る援助
 - ① 居宅基準第12条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
 - ② 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- (6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

じなければならないものである。

(4) 受給資格等の確認

- ① 居宅基準第11条第1項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。

(5) 要介護認定の申請に係る援助

- ① 居宅基準第12条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- (6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

居宅基準第15条は、施行規則第64条第1号イ又は口に該当する利用者は、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又は口に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(7) 居宅サービス計画等の変更の援助

居宅基準第17条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(8) 身分を証する書類の携行

居宅基準第18条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録

① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、 その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握

居宅基準第15条は、施行規則第64条第1号イ又は口に該当する利用者は、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又は口に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(7) 居宅サービス計画等の変更の援助

居宅基準第17条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(8) 身分を証する書類の携行

居宅基準第18条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録

① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、 その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握 できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

(10) 利用料等の受領

- ① 居宅基準第20条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割(法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。
- ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護の サービスと明確に区分されるサービスについては、次のよう な方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

(10) 利用料等の受領

- ① 居宅基準第20条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割(法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。
- ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護の サービスと明確に区分されるサービスについては、次のよう な方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護 事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。
- ③ 同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
- ④ 同条第4項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支 払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族 に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得な ければならないこととしたものである。
- (11) 保険給付の請求のための証明書の交付

居宅基準第21条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

- (12) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針 居宅基準第22条及び第23条にいう指定訪問介護の取扱方針に ついて、特に留意すべきことは、次のとおりである。
 - ① 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや 利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとと もに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなけ ればならないものであること。
 - ② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。
- (13) 訪問介護計画の作成
 - ① 居宅基準第24条第1項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪

- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護 事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。
- ③ 同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
- ④ 同条第4項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支 払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族 に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得な ければならないこととしたものである。
- (11) 保険給付の請求のための証明書の交付

居宅基準第21条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

- (12) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針 居宅基準第22条及び第23条にいう指定訪問介護の取扱方針に ついて、特に留意すべきことは、次のとおりである。
 - ① 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
 - ② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応 した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習 得する等、研鑽を行うべきものであること。
- (13) 訪問介護計画の作成
 - ① 居宅基準第24条第1項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪

問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、訪問介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

- ② 同条第2項は、訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。
 - なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③ 同条第3項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ④ 同条第4項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく 利用者に交付しなければならないこととしたものである。 なお、訪問介護計画は、居宅基準第39条第2項の規定に基 づき、2年間保存しなければならない。
- ⑤ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービス が訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握する とともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 (新設)

問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析 し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかに し(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を 明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提 供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかに するものとする。なお、訪問介護計画の様式については、各 事業所ごとに定めるもので差し支えない。

- ② 同条第2項は、訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。
 - なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③ 同条第3項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ④ 同条第4項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく 利用者に交付しなければならないこととしたものである。 なお、訪問介護計画は、居宅基準第39条第2項の規定に基 づき、2年間保存しなければならない。
- ⑤ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービス が訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握する とともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- ⑥ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作

(14) 利用者に関する市町村への通知

居宅基準第26条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(15) 緊急時等の対応

居宅基準第27条は、訪問介護員等が現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師(以下「主治医」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(16) 管理者及びサービス提供責任者の責務

居宅基準第28条は、指定訪問介護事業所の管理者とサービス 提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、 従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に居宅基準第2章第 4節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を、サ ービス提供責任者は、指定訪問介護に関するサービス内容の管 理について必要な業務等として、居宅基準第28条第3項各号に 具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数のサ ービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サ ービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問 介護事業所として当該業務を適切に行うことができているとき は、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行 う必要はない。

なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介 護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、 その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況 成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供 の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに 協力するよう努めるものとする。

(14) 利用者に関する市町村への通知

居宅基準第26条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(15) 緊急時等の対応

居宅基準第27条は、訪問介護員等が現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師(以下「主治医」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(16) 管理者及びサービス提供責任者の責務

居宅基準第28条は、指定訪問介護事業所の管理者とサービス 提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、 従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に居宅基準第2章第 4節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を、サ ービス提供責任者は、指定訪問介護に関するサービス内容の管理について必要な業務等として、居宅基準第28条第3項各号に 具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数のサ ービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サ ービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問 介護事業所として当該業務を適切に行うことができているとき は、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行 う必要はない。

なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況

よって指定訪問介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則(昭和61年厚生省令第49号)第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。)であってはならないことに留意すること。

③ 同条第3項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

(20) 衛生管理等

居宅基準第31条は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の 清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設 備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したもの である。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源 となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守る ため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える など対策を講じる必要がある。

(21) 秘密保持等

- ① 居宅基準第33条第1項は、指定訪問介護事業所の訪問介護 員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第2項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該 指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった 者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら すことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたもので あり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介 護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくな

よって指定訪問介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則(昭和61年厚生省令第49号)第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。)であってはならないことに留意すること。

③ 同条第3項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問 介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や 当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること としたものであること。

20 衛生管理等

居宅基準第31条は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の 清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設 備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したもの である。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源 となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守る :ての手袋等感染を予防するための備品等を備える

第三の一の3 じる必要がある。

(21) 秘密保持等

- ① 居宅基準第33条第1項は、指定訪問介護事業所の訪問介護 員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第2項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該 指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった 者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら すことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたもので あり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介 護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくな

った後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおく などの措置を講ずべきこととするものである。

- ③ 同条第3項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
- (22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅基準第35条は、居宅介護支援の公正中立性を確保する ために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はそ の従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービ

スを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(23) 苦情処理

- ① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
- ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、 指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応する ため、当該苦情(指定訪問介護事業者が提供したサービス とは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記 録することを義務づけたものである。

また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

- った後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおく などの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 同条第3項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
- (22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

居宅基準第35条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

② 苦情処理

- ① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
- ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、 指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応する ため、当該苦情(指定訪問介護事業者が提供したサービス とは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記 録することを義務づけたものである。

また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(24) 地域との連携

居宅基準第36条の2は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(25) 事故発生時の対応

居宅基準第37条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存 しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やか

③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(24) 地域との連携

居宅基準第36条の2は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(25) 事故発生時の対応

居宅基準第37条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存 しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やか

に賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は 賠償資力を有することが望ましいこと。

③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(26) 会計の区分

居宅基準第38条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。

4 基準該当訪問介護に関する基準

(1) 訪問介護員等の員数(居宅基準第40条)

基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、3人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第三の一の1の(1)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

(2) 管理者(居宅基準第41条)

指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の一の1の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等

居宅基準第42条は、基準該当訪問介護事業所の設備及び備品 等についての規定であるが、指定訪問介護事業所の場合と基本 的に同趣旨であるため、第三の一の2を参照されたい。

(4) 同居家族に対するサービス提供の制限

居宅基準第42条の2は、同条第1項各号に定める場合に限り、 同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認める ことを定めたものである。 に賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は 賠償資力を有することが望ましいこと。

③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(26) 会計の区分

居宅基準第38条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。

4 基準該当訪問介護に関する基準

(1) 訪問介護員等の員数(居宅基準第40条)

基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、3人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第三の一の1の(1)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

(2) 管理者(居宅基準第41条)

指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の一の1の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等

居宅基準第42条は、基準該当訪問介護事業所の設備及び備品 等についての規定であるが、指定訪問介護事業所の場合と基本 的に同趣旨であるため、第三の一の2を参照されたい。

(4) 同居家族に対するサービス提供の制限

居宅基準第42条の2は、同条第1項各号に定める場合に限り、 同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認める ことを定めたものである。 管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業 手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサー ビス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定 める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利 用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認する こととし、併せて、次に確認すべき時期についても確認して おくこと。

④ 同条第5号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具 その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について 留意すること。

イ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、 利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗 浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持 に留意すること。

- ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごと に取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔な ものを使用すること。
- ハ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従 業者に周知させること。

(3) 緊急時等の対応

居宅基準第51条は、訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

- ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

(4) 管理者の責務

居宅基準第52条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務 を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴 介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業 手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサー ビス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定 める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利 用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認する こととし、併せて、次に確認すべき時期についても確認して おくこと。

④ 同条第5号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具 その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について 留意すること。

イ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、 利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗 浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持 に留意すること。

- ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごと に取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔な ものを使用すること。
- ハ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従 業者に周知させること。

(3) 緊急時等の対応

居宅基準第51条は、訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。

第三の二の3 おいて円滑な協力を得るため、当該協力医療機関 うかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

(4) 管理者の責務

居宅基準第52条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務 を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴 介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所 の従業者に居宅基準の第3章第4節の規定を遵守させるため必 要な指揮命令を行うこととしたものである。

(5) 運営規程

居宅基準第53条は、指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第6号の「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を指すものであることに留意するものとする。

(6) 進用

居宅基準第54条の規定により、居宅基準第8条から第19条まで、第21条、第26条及び第30条から第38条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第三の一の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(26)まで((19)の②なお書きを除く。)を参照されたい。この場合において、居宅基準第31条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。

4 基準該当訪問入浴介護に関する基準

(1) 従業者の員数(居宅基準第55条)

基準該当訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要な数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、居宅基準第58条により準用する居宅基準第50条第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。

(2) 管理者 (居宅基準第56条)

の二の2を参照されたい。

指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三 の二の1の(2)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必 要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等(居宅基準第57条) 指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三 の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所 の従業者に居宅基準の第3章第4節の規定を遵守させるため必 要な指揮命令を行うこととしたものである。

(5) 運営規程

居宅基準第53条は、指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第6号の「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を指すものであることに留意するものとする。

(6) 準用

居宅基準第54条の規定により、居宅基準第8条から第19条まで、第21条、第26条及び第30条から第38条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第三の一の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(26)まで((19)の②なお書きを除く。)を参照されたい。この場合において、居宅基準第31条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。

4 基準該当訪問入浴介護に関する基準

(1) 従業者の員数 (居宅基準第55条)

基準該当訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要な数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、居宅基準第58条により準用する居宅基準第50条第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。

(2) 管理者(居宅基準第56条)

指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三 の二の1の(2)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必 要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等(居宅基準第57条) 指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三 の二の2を参照されたい。 の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに 講じなければならない。

- (2) 利用料の受領
 - ① 居宅基準第66条第1項、第3項及び第4項については、第 三の一の3の40の①、③及び④を参照されたいこと。
 - ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額の間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第三の一の3の(10)の②のなお書きを参照されたいこと。
- (3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針居宅基準第67条及び第68条にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。
 - ① 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。
 - ② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその 効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を 行い改善を図る等に努めなければならないものであること。
 - ③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。
 - ④ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。
 - ⑤ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等 については行ってはならないこと。
- (4) 主治医との関係(居宅基準第69条)
 - ① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行す

第三の三の3 事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに

- (2) 利用料の受領
 - ① 居宅基準第66条第1項、第3項及び第4項については、第 三の一の3の100の①、③及び④を参照されたいこと。
 - ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額の間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第三の一の3の(10)の②のなお書きを参照されたいこと。
- (3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針居宅基準第67条及び第68条にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。
 - ① 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。
 - ② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその 効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を 行い改善を図る等に努めなければならないものであること。
 - ③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。
 - ④ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。
 - ⑤ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等 については行ってはならないこと。
- (4) 主治医との関係 (居宅基準第69条)
 - ① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行す

連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所 介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間 は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長 サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとするこ と(居宅基準第117条第3号の「営業日及び営業時間」につい ても同趣旨)。

② 指定通所介護の利用定員(第4号)

利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること(居宅基準第117条第4号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨)。

- ③ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額(第5号) 「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等 のサービスの内容を指すものであること(居宅基準第117条第 5号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同 趣旨)。
- ④ サービス利用に当たっての留意事項(第7号) 利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること(居宅基準第117条第7号についても同趣旨)。
- ⑤ 非常災害対策(第9号) (6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること(居 宅基準第117条第8号、第137条第8号、第153条第6号及び第 189条第8号についても同趣旨)。
- (5) 勤務体制の確保等

居宅基準第101条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべ

連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとすること(居宅基準第117条第3号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨)。

② 指定通所介護の利用定員(第4号) 利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指 定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限を

正連所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること(居宅基準第117条第4号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨)。

- ③ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額(第5号) 「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等 のサービスの内容を指すものであること(居宅基準第117条第 5号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同 趣旨)。
- ④ サービス利用に当たっての留意事項(第7号) 利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること(居宅基準第117条第7号についても同趣旨)。
- ⑤ 非常災害対策(第9号) (6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること(居 17条第8号、第137条第8号、第153条第6号及び第 号についても同趣旨)。
 - (5) 勤務体制の確保等

居宅基準第101条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべ

きであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼ さない業務については、第三者への委託等を行うことを認め るものであること。

(6) 非常災害対策

居宅基準第103条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際し て必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の 整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければな らないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制 の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通 報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃か ら消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難 等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたもの である。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施 行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この 場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消 防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指 定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。ま た、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所 介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その 者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとす る。

(7) 衛生管理等

居宅基準第104条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が発出されているので、 これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 (新設)

きであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼ さない業務については、第三者への委託等を行うことを認め るものであること。

(6) 非常災害対策

居宅基準第103条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際し て必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の 整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければな らないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制 の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通 報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃か ら消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難 等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたもの である。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施 行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この 場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消 防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指 定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。ま た、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所 介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その 者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとす る。

(7) 衛生管理等

居宅基準第104条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が発出されているので、 これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(8) 事故発生時の対応

- ①を参照されたい。
- (4) 衛生管理等居宅基準第118条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
 - ① 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が発出されているので、 これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ③ 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。
 - ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
- (5) 記録の整備居宅基準第118条の2第2項の指定通所リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。
- (6) 準用居宅基準第119条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第64条、第65条、第96条及び第101条から第103条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第三の一の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び)から(26)まで、第三の三の3の(2)並びに第三の六の3の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。
 - ① 居宅基準第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意された
 - ② 準用される居宅基準第101条第1項については、指定通所 リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療 法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の 配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関

第三の七の3

- (4) 衛生管理等居宅基準第118条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
 - ① 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が発出されているので、 これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ③ 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。
 - ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
- (5) 記録の整備居宅基準第118条の2第2項の指定通所リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。
- (6) 準用居宅基準第119条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第64条、第65条、第96条及び第101条から第103条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第三の一の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び)から(26)まで、第三の三の3の(2)並びに第三の六の3の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。
 - ① 居宅基準第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、 病歴」と読み替えられることに留意された
 - ② 準用される居宅基準第101条第1項については、指定通所 リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療 法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の 配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関

- (8) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。
- (9) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。
- (10) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。
- (11) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(居宅基準第124条第7項第4号)については、指定通所介護に係る居宅基準第95条第1項と同趣旨であるため、第三の六の2の(3)を参照されたい。
- (12) 経過措置(居宅基準附則第3条)

この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設(基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準(4人以下)、利用者1人当たりの床面積に関する基準(10.65平方メートル以上)、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準(3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上)並びに構造設備の基準(廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の設置等)を適用しないものである。

- 3 運営に関する基準
- (1) 内容及び手続の説明及び同意

居宅基準第125条における「サービスの内容及び利用期間等 についての同意」については、書面によって確認することが望 ましいものである。

(2) 指定短期入所生活介護の開始及び終了

居宅基準第126条第2項は、利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないことと

- (8) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。
- (9) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。
- (10) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合 には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて 設けるものとする。
- (11) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(居宅基準第124条第7項第4号)については、指定通所介護に係る居宅基準第95条第1項と同趣旨であるため、第三の六の2の(3)を参照されたい。
- (12) 経過措置(居宅基準附則第3条)

この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設(基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準(4人以下)、利用者1人当たりの床面積に関する基準(10.65平方メートル以上)、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準(3平方メートルに利用定員を乗じて得た一一に、上)並びに構造設備の基準(廊下の幅の基準、常夜灯の

- 3 運営に関する基準
 - (1) 内容及び手続の説明及び同意

居宅基準第125条における「サービスの内容及び利用期間等 についての同意」については、書面によって確認することが望 ましいものである。

(2) 指定短期入所生活介護の開始及び終了

居宅基準第126条第2項は、利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないことと

したものである。

- (3) 利用料等の受領
 - ① 居宅基準第127条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定 訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同 趣旨であるため、第三の一の3の(10)の①及び②を参照された い。
 - ② 同条第3項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、
 - イ 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項又は法第6 1条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利 用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規 定する食費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定によ り当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該 指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第51 条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度 とする。)
 - ロ 滞在に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ホ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

へ 理美容代

ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、

したものである。

- (3) 利用料等の受領
 - ① 居宅基準第127条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定 訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同 趣旨であるため、第三の一の3の伽の①及び②を参照された い。
 - ② 同条第3項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、
 - イ 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項又は法第6 1条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利 用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規 定する食費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定によ り当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該 指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第51 条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度 とする。)
 - ロ 滞在に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ホ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

へ 理美容代

ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、

第6号についても同趣旨)。

⑤ その他運営に関する重要事項(第9号)当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

(新設)

(14) 地域等との連携

居宅基準第139条は、指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(15) 準用

居宅基準第140条の規定により、居宅基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第3

第6号についても同趣旨)。

⑤ その他運営に関する重要事項(第9号)当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない Y体的拘束等を行う際の手続について定めておくこと

第三の八の3 心。

(14) 定員の遵守

指定短期入所生活介護事業者は、災害、虐待その他のやむを 得ない事情がある場合には、指定短期入所生活介護事業所の利 用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができること としているが、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期 入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サー ビス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供 する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障が ないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期 入所生活介護を行うことが認められるものである。

この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行うものとする。

なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け 入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められる ものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。

(15) 地域等との連携

居宅基準第139条は、指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

16 準用

居宅基準第140条の規定により、居宅基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第3

介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

九 短期入所療養介護

1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第 143条)

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) 経過措置

- ① 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算Ⅱ及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあっては、当該減算が平成20年3月31日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。(居宅基準附則第6条から附則第13条まで)
- ② その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」 (平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。

2 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

また、準用される居宅基準第百三十八条第二項中「静養室」を「静養室等」と読み替える規定は、床面積が7.43平方メートル以上確保されている場合には、静養室以外においても基準該当短期入所生活介護を行うことができるものであり、このこと以外は、第三の八の3の144を準用する。

九 短期入所療養介護

1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第 143条)

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) 経過措置

- ① 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算Ⅱ及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあっては、当該減算が平成20年3月31日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。(居宅基準附則第6条から附則第13条まで)
- ② その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」 (平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。

2 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

- ① 居宅基準第145条第1項及び第2項の規定は、指定訪問介護 に係る第20条第1項及び第2項の規定と同趣旨であるため、 第三の一の3の100の①及び②を参照されたい。
- ② 同条第3項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、
 - イ 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - ロ 滞在に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) ハ厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 二 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ホ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

へ 理美容代

ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イから二までの費用については、指針及び特別な居室等の基準等の定めるところに

- ① 居宅基準第145条第1項及び第2項の規定は、指定訪問介護 に係る第20条第1項及び第2項の規定と同趣旨であるため、 第三の一の3の(10)の①及び②を参照されたい。
- ② 同条第3項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、
 - イ 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - ロ 滞在に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(法第51条の2第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) ハ厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 二 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ホ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

へ 理美容代

ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イから二までの費用については、指針及び特別な居室等の基準等の定めるところに

- よるものとし、トの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。
- ③ 同条第5項は、指定短期入所療養介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。
- (2) 指定短期入所療養介護の取扱方針(居宅基準第146条)
 - ① 居宅基準第146条第2項に定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。
 - ② 指定短期入所療養介護事業者は、居宅基準第154条の2第2項の規定に基づき、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しなければならないこととしたものである。なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。
- (3) 短期入所療養介護計画の作成 (居宅基準第147条)
 - ① 指定短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。
 - ② 短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望 及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなら ないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の 機会を保証するため、指定短期入所療養介護事業所の管理者 は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容等 を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当 該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。 なお、当該交付した短期入所療養介護計画は、居宅基準第154

- よるものとし、トの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。
- ③ 同条第5項は、指定短期入所療養介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。
- (2) 指定短期入所療養介護の取扱方針(居宅基準第146条)
 - ① 居宅基準第146条第2項に定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。
 - ② 指定短期入所療養介護事業者は、居宅基準第154条の2第2項の規定に基づき、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しなければならないこととしたものである。なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。
- (3) 短期入所療養介護計画の作成 (居宅基準第147条)
 - ① 指定短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。
 - ② 短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、当該交付した短期入所療養介護計画は、居宅基準第154

条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

- ③ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅における ケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせ て作成するものとする。
- (4) 診療の方針 (居宅基準第148条)

短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。

(5) 機能訓練(居宅基準第149条)

リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。

- (6) 看護及び医学的管理の下における介護(居宅基準第150条)
 - ① 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
 - ② 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ 状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ 介助等について適切な方法により実施するものとする。 おむ つを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状 況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。
- (7) 食事の提供(居宅基準第151条)
 - ① 食事の提供について

個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食 形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利 用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に 把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

なお、転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、

条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

- ③ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅における ケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせ て作成するものとする。
- (4) 診療の方針(居宅基準第148条)

短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。

(5) 機能訓練(居宅基準第149条)

リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。

- (6) 看護及び医学的管理の下における介護(居宅基準第150条)
 - ① 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
 - ② 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ 状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ 介助等について適切な方法により実施するものとする。おむ つを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状 況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。
- (7) 食事の提供(居宅基準第151条)
 - ① 食事の提供について

個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食 形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利 用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に 把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

なお、転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、

できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。

② 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、 その実施状況を明らかにしておくこと。

③ 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とす ることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

④ 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

- ⑤ 療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲な ど心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるため に、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられ ていることが必要であること。
- ⑥ 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- ① 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む 会議において検討が加えられなければならないこと。
- (8) 運営規程(居宅基準第153条)

居宅基準第153条第7号の「その他運営に関する重要事項」に あたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保 護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手 続きについて定めておくことが望ましい。

(9) 定員の遵守居宅基準第154条は、利用者に対する適切な指定短期入所療養介護の提供を確保するため、介護老人保健施設についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のため

できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。

② 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、 その実施状況を明らかにしておくこと。

③ 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とす ることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

④ 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

- ⑤ 療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲な ど心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるため に、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられ ていることが必要であること。
- ⑥ 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- ⑦ 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む 会議において検討が加えられなければならないこと。
- (8) 運営規程(居宅基準第153条)

居宅基準第153条第7号の「その他運営に関する重要事項」に あたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保 護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手 続きについて定めておくことが望ましい。

(9) 定員の遵守居宅基準第154条は、利用者に対する適切な指定短期入所療養介護の提供を確保するため、介護老人保健施設についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のため

に利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等 の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければな らないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養 介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り でない。

- ① 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- ② 療養病床を有する病院、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (10) 記録の整備

居宅基準第154条の2第2項の指定短期入所療養介護の提供に 関する記録には診療録が含まれているものであること。

- (11) 準用居宅基準第155条の規定により、居宅基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第52条、第65条、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項及び第139条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(14)及び)から(36)まで、第三の二の3の(4)、第三の三の3の(2)、第三の六の3の(5)及び(6)、第三の七の3の(4)の①、②及び④並びに第三の八の3の(1)、(2)及び(14)を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第101条第1項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであることに留意するものとする。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業
 - (1) 第5節の趣旨

に利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等 の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養 介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- ① 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- ② 療養病床を有する病院、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (10) 記録の整備

居宅基準第154条の2第2項の指定短期入所療養介護の提供に 関する記録には診療録が含まれているものであること。

- (11) 準用居宅基準第155条の規定により、居宅基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第52条、第65条、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項及び第139条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(4)及び)から(26)まで、第三の二の3の(4)、第三の三の3の(2)、第三の六の3の(5)及び(6)、第三の七の3の(4)の①、②及び④並びに第三の八の3の(1)、(2)及び(4)を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第101条第1項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであることに留意するものとする。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業
- (1) 第5節の趣旨

「ユニット型」の指定短期入所療養介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴がある。

こうしたユニット型指定短期入所療養介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所療養介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第5節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

居宅基準第155条の3は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。その具体的な内容に関しては、居宅基準第155条の6以下に、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

(3) 設備の基準

- ① 居宅基準第155条の4第1号は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第141条の規定と同趣旨であるため、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号)の第五の3の内容を参照されたい。
- ② 同条第2号から第5号までは、指定介護療養型医療施設の 人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号) 第39条、第40条及び第41条の規定と同趣旨であるため、「指 定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に ついて」(平成12年3月17日老企第45号)の第五の3の内容 を参照されたい。
- (4) 利用料等の受領(居宅基準第155条の5)第三の九の2の(1)は、 ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第三の九の2の(1)の①中「居宅基準第145条第 1項及び第2項」とあるのは「居宅基準第155条の5第1項及び 第2項」と、同②中「居宅基準第127条第3項」とあるのは「居

「ユニット型」の指定短期入所療養介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴がある。

こうしたユニット型指定短期入所療養介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所療養介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第5節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

居宅基準第155条の3は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。その具体的な内容に関しては、居宅基準第155条の6以下に、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

(3) 設備の基準

- ① 居宅基準第155条の4第1号は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第141条の規定と同趣旨であるため、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号)の第五の3の内容を参照されたい。
- ② 同条第2号から第5号までは、指定介護療養型医療施設の 人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号) 第39条、第40条及び第41条の規定と同趣旨であるため、「指 定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に ついて」(平成12年3月17日老企第45号)の第五の3の内容 を参照されたい。
- (4) 利用料等の受領(居宅基準第155条の5)第三の九の2の(1)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第三の九の2の(1)の①中「居宅基準第145条第1項及び第2項」とあるのは「居宅基準第155条の5第1項及び第2項」と、同②中「居宅基準第127条第3項」とあるのは「居

宅基準第155条の5第3項」と、同③中「居宅基準第127条第5項」とあるのは「居宅基準第155条の5第5項」と読み替えるものとする。

- (5) 指定短期入所療養介護の取扱方針
 - ① 居宅基準第155条の6第1項は、第155条の3の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。
 - ② 同条第2項は、第155条の3の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。このため職員は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。
- (6) 看護及び医学的管理の下における介護
 - ① 居宅基準第155条の7第1項は、看護及び医学的管理の下における介護が、第155条の6のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。また、利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例

宅基準第155条の5第3項」と、同③中「居宅基準第127条第5項」とあるのは「居宅基準第155条の5第5項」と読み替えるものとする。

- (5) 指定短期入所療養介護の取扱方針
 - ① 居宅基準第155条の6第1項は、第155条の3の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。
 - ② 同条第2項は、第155条の3の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。このため職員は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。
- (6) 看護及び医学的管理の下における介護
 - ① 居宅基準第155条の7第1項は、看護及び医学的管理の下における介護が、第155条の6のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。また、利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例

えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な 面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要 がある。

- ② 同条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。
- ③ 同条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。
- ④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における看護及び 医学的管理の下における介護については、前記の①から③ま でによるほか、第三の九の2の(6)の①及び②を準用する。
- (7) 食事(居宅基準第155条の8)
 - ① 居宅基準第155条の8第3項は、第155条の6第1項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。
 - ② 同条第4項は、居宅基準第155条の3の基本方針を受けて、 入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。
 - ③ ユニット型指定短期入所療養介護事業所における食事については、前記の①及び②によるほか、第三の九の2の(7)の①から⑦までを準用する。
- (8) その他のサービスの提供
 - ① 居宅基準第155条の9第1項は、居宅基準第155条の6第1 項のサービスの取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を

- えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な 面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要 がある。
- ② 同条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。
- ③ 同条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。
- ④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における看護及び 医学的管理の下における介護については、前記の①から③ま でによるほか、第三の九の2の(6)の①及び②を準用する。
- (7) 食事(居宅基準第155条の8)
 - ① 居宅基準第155条の8第3項は、第155条の6第1項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。
 - ② 同条第4項は、居宅基準第155条の3の基本方針を受けて、 入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。
 - ③ ユニット型指定短期入所療養介護事業所における食事については、前記の①及び②によるほか、第三の九の2の(7)の①から⑦までを準用する。
- (8) その他のサービスの提供
 - ① 居宅基準第155条の9第1項は、居宅基準第155条の6第1 項のサービスの取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を

把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動 の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、 利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならな いことを規定したものである。

- ② ユニット型指定短期入所療養介護の療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。
- (9) 運営規程 (第155条の10)

第三の九の2の(8)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第三の九の2の(8)中「第153条第7号」とあるのは「第155条の10第7号」と読み替えるものとする。

(10) 勤務体制の確保

居宅基準第155条の10の2は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る居宅基準第140条の11の2と同趣旨である為、第三の八の4の10を参照されたい。

(11) 準用

居宅基準第155条の12の規定により、第144条、第147条から第149条まで、第154条の2及び第155条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の九の2の(3)から(5)まで、(10)及び(11)を参照されたい。

- 十 特定施設入居者生活介護
 - 1 人員に関する基準
 - (1) 看護職員及び介護職員
 - ① 居宅基準第175条第1項第2号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」及び同条第2項第2号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。
 - ② 同条第2項第2号イの「看護職員及び介護職員の合計数」 について、要介護者の利用者及び要支援2として認定を受け ている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用

把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動 の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、 利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならな いことを規定したものである。

- ② ユニット型指定短期入所療養介護の療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。
- (9) 運営規程 (第155条の10)

第三の九の2の(8)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第三の九の2の(8)中「第153条第7号」とあるのは「第155条の10第7号」と読み替えるものとする。

(10) 勤務体制の確保

居宅基準第155条の10の2は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る居宅基準第140条の11の2と同趣旨である為、第三の八の4の(10)を参照されたい。

(11) 進用

居宅基準第155条の12の規定により、第144条、第147条から第149条まで、第154条の2及び第155条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の九の2の(3)から(5)まで、(10)及び(11)を参照されたい。

- 十 特定施設入居者生活介護
 - 1 人員に関する基準
 - (1) 看護職員及び介護職員
 - ① 居宅基準第175条第1項第2号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」及び同条第2項第2号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。
 - ② 同条第2項第2号イの「看護職員及び介護職員の合計数」 について、要介護者の利用者の数に、要支援<u>の</u>利用者1人を 要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又は

は「販売」と、第200条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第201条及び第202条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。

- ② 準用される居宅基準第101条第1項及び第2項については、 次の点に留意すること。
 - イ 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談 員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務 関係等を勤務表上明確にすること。
 - ロ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の 指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者 たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用 具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及 ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又 は第三者に行わせることが認められるものとしたものであ ること。
- ③ 準用される居宅基準第200条については、次の点に留意するものとする。

「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他費用の額」としては、居宅基準第212条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録(居宅基準第216条で準用する第204条第2項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

第四 介護予防サービス

一 介護予防サービスに関する基準について

介護予防サービスに関する基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において定められているところであるが、このうち、三に記載する「介護予

は「販売」と、第200条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第201条及び第202条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。

- ② 準用される居宅基準第101条第1項及び第2項については、 次の点に留意すること。
 - イ 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談 員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務 関係等を勤務表上明確にすること。
 - ロ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の 指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者 たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用 具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及 ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又 は第三者に行わせることが認められるものとしたものであ ること。
- ③ 準用される居宅基準第200条については、次の点に留意するものとする。

「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他費用の額」としては、居宅基準第212条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録(居宅基準第216条で準用する第204条第2項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

第四 介護予防サービス

一 介護予防サービスに関する基準について

介護予防サービスに関する基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において定められているところであるが、このうち、三に記載する「介護予

防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべき基準である(基準の性格等については、第一及び第二を参照されたい。)。介護予防サービスの事業の運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。

なお、①人員、②設備及び③運営に関する基準については、二に 記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第三に 記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第三の該当 部分を参照されたい。

- 二 介護サービスとの相違点
 - 1 介護予防訪問介護

介護予防サービス費の支給を受けるための援助(<u>予防基準</u>第15 条)

予防給付においては、予防基準第15条は、施行規則第83条の9 各号のいずれにも該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定介護予防訪問介護事業者は、施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けるための要件の説明、介護予防支援事業者に関する情報提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

2 介護予防訪問入浴介護

人員に関する基準(予防基準第47条第1項、第58条第1項) 訪問入浴介護(基準該当訪問入浴介護も含む。)では、介護職員を2人以上配置することとなっているが、介護予防訪問入浴介護(基準該当介護予防訪問入浴介護も含む。)では、介護職員を1人以上配置することとしていること。

3 介護予防通所介護 利用料の受領(予防基準第100条第3項) 防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべき基準である(基準の性格等については、第一及び第二を参照されたい。)。介護予防サービスの事業の運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。

なお、①人員、②設備及び③運営に関する基準については、二に 記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第三に 記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第三の該当 部分を参照されたい。

- 二 介護サービスとの相違点
 - 1 介護予防訪問介護)

介護予防サービス費の支給を受けるための援助(介護保険法施 行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号) 附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を 有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予 防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準(以下「旧予防基準」という。)第15条)

予防給付においては、<a>II
 予防基準第15条は、施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定介護予防訪問介護事業者は、施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けるための要件の説明、介護予防支援事業者に関する情報提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

2 介護予防訪問入浴介護

人員に関する基準(予防基準第47条第1項、第58条第1項) 訪問入浴介護(基準該当訪問入浴介護も含む。)では、介護職員を2人以上配置することとなっているが、介護予防訪問入浴介護(基準該当介護予防訪問入浴介護も含む。)では、介護職員を1人以上配置することとしていること。

3 介護予防通所介護 利用料の受領(旧予防基準第100条第3項) 通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、介護予防通所介護では、受け取ることができないので留意すること。(基準該当介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションにおいても同趣旨。)

4 指定介護予防短期入所生活介護

身体的拘束等の禁止(予防基準第136条)

予防基準第136条については、内容としては、居宅基準第128条(指定短期入所生活介護の取扱方針)第4項及び第5項と同様であるので、第三の人の3の(4)の③を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。)

5 指定介護予防短期入所療養介護

身体的拘束等の禁止(予防基準第191条)

予防基準第191条については、内容としては、居宅基準第146条 (指定短期入所療養介護の取扱方針)第4項及び第5項と同様で あるので、第三の九の2の(2)の②を参照されたい。(ユニット型 指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。)

- 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 1 介護予防訪問介護
 - (1) 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針

予防基準第38条にいう指定介護予防訪問介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつっ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっ

通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、介護予防通所介護では、受け取ることができないので留意すること。(基準該当介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションにおいても同趣旨。)

4 指定介護予防短期入所生活介護

身体的拘束等の禁止(予防基準第136条)

予防基準第136条については、内容としては、居宅基準第128条(指定短期入所生活介護の取扱方針)第4項及び第5項と同様であるので、第三の八の3の(4)の③を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。)

5 指定介護予防短期入所療養介護

身体的拘束等の禁止(予防基準第191条)

予防基準第191条については、内容としては、居宅基準第146条 (指定短期入所療養介護の取扱方針)第4項及び第5項と同様で あるので、第三の九の2の(2)の②を参照されたい。(ユニット型 指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。)

- 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 1 介護予防訪問介護
 - (1) 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針

<u>旧</u>予防基準第38条にいう指定介護予防訪問介護の基本取扱方 針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっ

者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

(6) 健康管理

予防基準第148条第1項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(7) 相談及び援助

予防基準第149条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

- 9 介護予防短期入所療養介護
- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 予防基準第196条にいう指定介護予防短期入所療養介護の基本 取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりであ る。
 - ① 介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
 - ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
 - ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針
 - ① 予防基準第197条第2号に定める「相当期間以上」とは、概 ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日

者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

(6) 健康管理

予防基準第148条第1項は、健康管理が、医師及び看護職員の 業務であることを明確にしたものである。

(7) 相談及び援助

予防基準第149条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

- 9 介護予防短期入所療養介護
- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 予防基準第196条にいう指定介護予防短期入所療養介護の基本 取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりであ る。
 - ① 介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
 - ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
 - ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針
 - ① 予防基準第197条第2号に定める「相当期間以上」とは、概 ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日

未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と 連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、 他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じ て、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。

なお、介護予防短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。

② 同条第3号は、介護予防短期入所療養介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防 サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所療 養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確 認し、必要に応じて変更するものとする。

③ 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、 遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防短期 入所療養介護計画は、予防基準第194条第2項の規定に基づき、 2年間保存しなければならないこととしている。

(3) 診療の方針について

介護予防短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病 床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、 的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処 未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と 連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、 他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じ て、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。

なお、介護予防短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。

② 同条第3号は、介護予防短期入所療養介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防 サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所療 養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確 認し、必要に応じて変更するものとする。

③ 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、 遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防短期 入所療養介護計画は、予防基準第194条第2項の規定に基づき、 2年間保存しなければならないこととしている。

(3) 診療の方針について

介護予防短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病 床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、 的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処 置等を妥当適切に行うものとする。

(4) 機能訓練について

リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。

- (5) 看護及び医学的管理の下における介護
 - ① 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援 を踏まえ適切な方法により実施するものとする。なお、利用 者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実 施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
 - ② 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ 状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ 介助等について適切な方法により実施するものとする。おむ つを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状 況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものと する。

(6) 食事

① 食事の提供について

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の 栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂 食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好 等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して 食堂で行われるよう努めなければならないこと。

② 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、 その実施状況を明らかにしておくこと。

- ③ 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とす ることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
- ④ 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所療養介護 事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、 材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理 について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂 置等を妥当適切に行うものとする。

(4) 機能訓練について

リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。

- (5) 看護及び医学的管理の下における介護
 - ① 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
 - ② 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。

(6) 食事

① 食事の提供について

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

② 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、 その実施状況を明らかにしておくこと。

- ③ 適時の食事の提供について
 - 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
- ④ 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所療養介護 事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、 材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理 について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂 行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、 食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終 的責任の下で第三者に委託することができること。

- ⑤ 療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲な ど心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるため に、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられ ていることが必要であること。
- ⑥ 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- ⑦ 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む 会議において検討が加えられなければならないこと。
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護
 - (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針 予防基準第246条にいう指定介護予防特定施設入居者生活介護 の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとお りである。
 - ① 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
 - ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
 - ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、 食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終 的責任の下で第三者に委託することができること。

- ⑤ 療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲な ど心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるため に、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられ ていることが必要であること。
- ⑥ 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- ⑦ 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む 会議において検討が加えられなければならないこと。
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護
 - (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針 予防基準第246条にいう指定介護予防特定施設入居者生活介護 の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとお りである。
 - ① 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
 - ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
 - ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

今回改正した部分・・・・網かけ 省令と岡山市条例の異なる部分・・・赤文字赤下線 準用する部分・・・・・・青文字青下線(点線)

省令(新) 岡山市条例(旧) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準 備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成十一年三月三十一日) (厚生省令第三十七号) 一部改正 (平成二十七年一月十六日) 厚生労働省令第四十号 第一章 総則 第1章 総則 (趣旨) (趣旨) 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護 保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」 という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定 める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法 第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準 は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該 各号に定める規定による基準とする。

一~九 (略)

(定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
 - 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規 定する居宅サービス事業を行う者をいう。

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設

平成24年12月19日

岡山市条例第85号

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第 123号。以下「法」という。) 第42条第1項 第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定 に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サ ービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定め るとともに、法第70条第2項第1号の規定に基 づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申 請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。

(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規 定する居宅サービス事業を行う者をいう。

岡山市条例(新)

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員. 設 備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月19日

岡山市条例第85号

一部改正 (平成27年3月 日)

岡山市条例第

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第 123号。以下「法」という。) 第42条第1項 第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定 に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サ ービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定め るとともに、法第70条第2項第1号の規定に基 づき, 指定居宅サービス事業者の指定に必要な申 請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規 定する居宅サービス事業を行う者をいう。

- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居 宅介護サービス費の支給の対象となる費用に 係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一 条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労 働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定居宅サービスに要し た費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅 サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六 項の規定により居宅介護サービス費が利用者 に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払 われる場合の当該居宅介護サービス費に係る 指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一 項第二号に規定する基準該当居宅サービスを いう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務 延時間数を当該事業所において常勤の従業者 が勤務すべき時間数で除することにより、当該 事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数 に換算する方法をいう。

- (2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅 介護サービス費の支給の対象となる費用に係 る対価をいう。
- (4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条 第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働 大臣が定める基準により算定した費用の額(そ の額が現に当該指定居宅サービスに要した費 用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サー ビスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項 の規定により居宅介護サービス費が利用者に 代わり当該指定居宅サービス事業者に支払わ れる場合の当該居宅介護サービス費に係る指 定居宅サービスをいう。
- (6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項 第2号に規定する基準該当居宅サービスをい う。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務 延時間数を当該事業所において常勤の従業者 が勤務すべき時間数で除することにより,当該 事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数 に換算する方法をいう。

- (2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅 介護サービス費の支給の対象となる費用に係 る対価をいう。
- (4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条 第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働 大臣が定める基準により算定した費用の額(そ の額が現に当該指定居宅サービスに要した費 用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サー ビスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項 の規定により居宅介護サービス費が利用者に 代わり当該指定居宅サービス事業者に支払わ れる場合の当該居宅介護サービス費に係る指 定居宅サービスをいう。
- (6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項 第2号に規定する基準該当居宅サービスをい う。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務 延時間数を当該事業所において常勤の従業者 が勤務すべき時間数で除することにより、当該 事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数 に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人 員,設備及び運営に関する基準 (平成11年厚 生省令第37号) をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。),診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション者しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。
- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相 談役、顧問その他いかなる名称を有する者である かを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する 社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 等以上の支配力を有するものと認められる者を 含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者 は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条 例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であ

(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚 生省令第37号)をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。),診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション者しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。
- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相 談役、顧問その他いかなる名称を有する者である かを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する 社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 等以上の支配力を有するものと認められる者を 含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者 は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条 例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であ

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思 及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス の事業を運営するに当たっては、地域との結び付 きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。), 他の居宅サービス事業者その他の保健医療サー ビス及び福祉サービスを提供する者との連携に 努めなければならない。

第二章~第九章 (略) 第十章 短期入所療養介護 第一節 基本方針 (基本方針)

ってはならない。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び 人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサー ビスの提供に努めなければならない。
- 護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対 し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めな ければならない。
- の事業を運営するに当たっては、地域との結び付 きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法 第115条の46第1項に規定する地域包括支 援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス 事業者その他の保健医療サービス及び福祉サー ビスを提供する者との連携に努めなければなら ない。
- 6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援セン ターから求めがあった場合には、地域ケア会議に 参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的 支援事業その他の事業に協力するものとする。

第2章~第9章 (略) 第10章 短期入所療養介護 第1節 基本方針

(基本方針)

ってはならない。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び 人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサー ビスの提供に努めなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁 4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁 護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対 し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めな ければならない。
- 5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス 5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス の事業を運営するに当たっては、地域との結び付 きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法 第115条の46第1項に規定する地域包括支 援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス 事業者その他の保健医療サービス及び福祉サー ビスを提供する者との連携に努めなければなら ない。
 - 6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援セン ターから求めがあった場合には、地域ケア会議に 参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的 支援事業その他の事業に協力するものとする。

第2章~第9章 (略)

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期 | 第191条 指定居宅サービスに該当する短期入 | 第191条 指定居宅サービスに該当する短期入

入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」と いう。) の事業は、要介護状態となった場合にお いても、その利用者が可能な限りその居宅におい て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営 すvことができるよう. 看護. 医学的管理の下にお ける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに 日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の 質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的 負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)

- 第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行|第192条 指定短期入所療養介護の事業を行う|第192条 指定短期入所療養介護の事業を行う う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「指定短期 入所療養介護事業所」という。) ごとに置くべき 指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以 下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数 は、次のとおりとする。
 - 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養 介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員 (看護師及び准看護師をいう。以下この章にお いて同じ。),介護職員,支援相談員,理学療 法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それ ぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業 者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指

所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」とい う。) の事業は、要介護状態となった場合におい ても、その利用者が可能な限りその居宅におい て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営 すっことができるよう、看護、医学的管理の下にお ける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに 日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の 質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的 負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

- 者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療 養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定短 期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短 期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次 のとおりとする。
- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養 介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員 (看護師及び准看護師をいう。以下この章にお いて同じ。),介護職員,支援相談員,理学療 法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それ ぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業) 者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指

所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」とい う。) の事業は、要介護状態となった場合におい ても、その利用者が可能な限りその居宅におい て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営 **むことができるよう、看護、医学的管理の下にお** ける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに 日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の 質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的 負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

- 者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療 養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定短 期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短 期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次 のとおりとする。
- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養 介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員 (看護師及び准看護師をいう。以下この章にお いて同じ。),介護職員、支援相談員、理学療 法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それ ぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業) 者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指

定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十四条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の

定介護予防サービス等基準条例第177条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第176条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第204条において同じ。)を当該介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医

定介護予防サービス等基準条例第177条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第176条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第204条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医

員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養 型医療施設の入院患者とみなした場合におけ る平成十八年旧介護保険法に規定する指定介 護療養型医療施設として必要とされる数が確 保されるために必要な数以上とする。

- 三療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定 する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病 院又は診療所(前号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべ き医師,薬剤師,看護職員,介護職員(同法に 規定する看護補助者をいう。),栄養士及び理 学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同 法に規定する療養病床を有する病院又は診療 所として必要とされる数が確保されるために 必要な数以上とする。
- 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)で ある指定短期入所療養介護事業所にあっては、 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に 置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計 は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数 が三又はその端数を増すごとに一以上である こと、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備 することとし、看護師若しくは准看護師又は介 護職員を一人以上配置していること。

療施設の入院患者とみなした場合における指 定介護療養型医療施設として必要とされる数 が確保されるために必要な数以上とする。

- (3) 療養病床 (医療法第7条第2項第4号に規定 する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病 院又は診療所(前号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべ き医師,薬剤師,看護職員,介護職員(同法に 規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理 学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療 養病床を有する病院又は診療所として必要と される数が確保されるために必要な数以上と する。
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)で ある指定短期入所療養介護事業所にあっては、 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に 置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計 は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数 が3又はその端数を増すごとに1以上である こと、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備 することとし、看護師若しくは准看護師又は介 護職員を1人以上配置していること。
- 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防

療施設の入院患者とみなした場合における指 定介護療養型医療施設として必要とされる数 が確保されるために必要な数以上とする。

- (3) 療養病床 (医療法第7条第2項第4号に規定 する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病 院又は診療所(前号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべ き医師,薬剤師,看護職員,介護職員(同法に 規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理 学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療 養病床を有する病院又は診療所として必要と される数が確保されるために必要な数以上と する。
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。) で ある指定短期入所療養介護事業所にあっては、 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に 置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計 は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数 が3又はその端数を増すごとに1以上である こと、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備 することとし、看護師若しくは准看護師又は介 護職員を1人以上配置していること。

短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ. 指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防 短期入所療養介護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合については、指 定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項 に規定する人員に関する基準を満たすことをも って、前項に規定する基準を満たしているものと みなすことができる。

第三節 設備に関する基準 (設備に関する基準)

- 第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設 備に関する基準は、次のとおりとする。
 - 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、法に規定する介護老人 保健施設として必要とされる施設及び設備(ユ ニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設 の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に 規定するユニット型介護老人保健施設をいう。 以下同じ。)に関するものを除く。)を有する こととする。
 - 二 指定介護療養型医療施設である指定短期入 所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介 護保険法に規定する指定介護療養型医療施設 として必要とされる設備(ユニット型指定介護 療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正す

短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防 短期入所療養介護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合については、指 定介護予防サービス等基準条例第177条第1 項に規定する人員に関する基準を満たすことを もって、前項に規定する基準を満たしているもの とみなすことができる。

第3節 設備に関する基準 (設備に関する基準)

- に関する基準は、次のとおりとする。
- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、介護老人保健施設とし て必要とされる施設及び設備(ユニット型介護 老人保健施設(岡山市介護老人保健施設の人 員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定 める条例(平成24年市条例第88号)第44 条に規定するユニット型介護老人保健施設を いう。以下同じ。)に関するものを除く。)を 有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入 所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備 (ユニット型 指定介護療養型医療施設(岡山市指定介護療養 型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防 短期入所療養介護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合については、指 定介護予防サービス等基準条例第177条第1 項に規定する人員に関する基準を満たすことを もって、前項に規定する基準を満たしているもの とみなすことができる。

第3節 設備に関する基準 (設備に関する基準)

- 第193条 指定短期入所療養介護事業所の設備 第193条 指定短期入所療養介護事業所の設備 に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、介護老人保健施設とし て必要とされる施設及び設備(ユニット型介護 老人保健施設(岡山市介護老人保健施設の人 員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定 める条例(平成24年市条例第88号)第44 条に規定するユニット型介護老人保健施設を いう。以下同じ。)に関するものを除く。)を 有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入 所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット型 指定介護療養型医療施設(岡山市指定介護療養 型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

る法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員,設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては,医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)で ある指定短期入所療養介護事業所にあっては、 次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の 床面積は、利用者一人につき六・四平方メ ートル以上とすること。
 - ロ 食堂及び浴室を有すること。
 - ハ機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入 所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもの のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か

を定める条例 (平成24年市条例第89号) 第43条に規定するユニット型指定介護療養型 医療施設をいう。以下同じ。) に関するものを除く。) を有すること。

- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、 次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の 床面積は、利用者1人につき6.4平方メ ートルとすること。
 - イ食堂及び浴室を有すること。
 - ウ機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入 所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもの のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か

を定める条例 (平成24年市条例第89号) 第 43条に規定するユニット型指定介護療養型 医療施設をいう。以下同じ。) に関するものを 除く。) を有すること。

- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては,療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)で ある指定短期入所療養介護事業所にあっては, 次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の 床面積は、利用者1人につき6.4平方メ ートル以上とすること。
 - イ食堂及び浴室を有すること。
 - ウ機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入 所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもの のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か

つ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防 短期入所療養介護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合については、指 定介護予防サービス等基準<u>第百八十八条</u>第一項 及び第二項に規定する設備に関する基準を満た すことをもって、前二項に規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第百二十五条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百五十三条に規定する運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の 規定による文書の交付について準用する。 (対象者)
- 第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医

つ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防 短期入所療養介護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合については、指 定介護予防サービス等基準条例第178条第1 項及び第2項に規定する設備に関する基準を満 たすことをもって、前2項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第154条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第203条に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の 規定による文書の交付について準用する。 (対象者)
- 第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医

つ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防 短期入所療養介護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合については、指 定介護予防サービス等基準条例第178条第1 項及び第2項に規定する設備に関する基準を満 たすことをもって、前2項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第154条 指定短期入所療養介護事業者は、指定 短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第203条 に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入 所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申 込者のサービスの選択に資すると認められる重 要事項を記した文書を交付して説明を行い、サー ビスの内容及び利用期間等について利用申込者 の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の 規定による文書の交付について準用する。 (対象者)
- 第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医

学的管理の下における介護及び機能訓練その他 必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介 護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る 病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する 病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康 保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条 の二第一項の規定によりなおその効力を有する ものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第 四百十二号) 第四条第二項に規定する病床により 構成される病棟をいう。以下同じ。) において指 定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の開始及び終了) ☆準

第百二十六条 2 指定短期入所療養介護事業者 は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携 により、指定短期入所療養介護の提供の開始前か ら終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療 サービス又は福祉サービスを利用できるよう必 要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでは ならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

学的管理の下における介護及び機能訓練その他 必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介 護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る 病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する 病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康 保険法等の一部を改正する法律附則第130条 の2第1項の規定によりなおその効力を有する ものとされた介護保険法施行令(平成10年政令 第412号) 第4条第2項に規定する病床により 構成される病棟をいう。以下同じ。) において指 定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の開始及び終了) ☆準

第155条 2 指定短期入所療養介護事業者は, 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は 保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供 する者との密接な連携により、指定短期入所療養 介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用 者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービ スを利用できるよう必要な援助に努めなければ ならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第九条 指定短期入所療養介護事業者は、正当な理 第9条 指定短期入所療養介護事業者は、正当な理 | 由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでは ならない。

> (サービス提供困難時の対応) ☆準用

学的管理の下における介護及び機能訓練その他 必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介 護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る 病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する 病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康 保険法等の一部を改正する法律附則第130条 の2第1項の規定によりなおその効力を有する ものとされた介護保険法施行令(平成10年政令 第412号) 第4条第2項に規定する病床により 構成される病棟をいう。以下同じ。) において指 定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の開始及び終了) ☆準

第155条 2 指定短期入所療養介護事業者は、 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は 保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供 する者との密接な連携により、指定短期入所療養 介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用 者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービ スを利用できるよう必要な援助に努めなければ ならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 指定短期入所療養介護事業者は,正当な理 由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでは ならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用 第十条 指定短期入所療養介護事業者は, 当該指定 短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地 域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供す る地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申 込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を 提供することが困難であると認めた場合は、当該 利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、 適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹 介その他の必要な措置を速やかに講じなければ ならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 期入所療養介護の提供を求められた場合は、その 者の提示する被保険者証によって、被保険者資 格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間 を確かめるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の被保険 者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査 会意見が記載されているときは、当該認定審査会 意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供す るように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第十二条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認

第10条 指定短期入所療養介護事業者は、当該指 定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施 地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供 する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用 申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護 を提供することが困難であると認めた場合は、当 該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8 条第23項に規定する居宅介護支援を行う者を いう。以下同じ。) への連絡, 適当な他の指定短 期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な 措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 期入所療養介護の提供を求められた場合は、その 者の提示する被保険者証によって、被保険者資 格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間 を確かめるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、前項の被保険 者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会 意見が記載されているときは、当該認定審査会意 見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供する ように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 指定短期入所療養介護事業者は, 指定短 期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認

第10条 指定短期入所療養介護事業者は、当該指 定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施 地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供 する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用 申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護 を提供することが困難であると認めた場合は、当 該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8 条第23項に規定する居宅介護支援を行う者を いう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定短 期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な 措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 第十一条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短|第11条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短|第11条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護の提供を求められた場合は、その 者の提示する被保険者証によって、被保険者資 格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間 を確かめるものとする。
 - 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の被保険 者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会 意見が記載されているときは、当該認定審査会意 見に配慮して, 指定短期入所療養介護を提供する ように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 指定短期入所療養介護事業者は,指定短 期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認 定の申請が既に行われているかどうかを確認し、 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の 意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよ う必要な援助を行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援 (これに相当するサービスを含む。) が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と 認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅く とも当該利用者が受けている要介護認定の有効 期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要 な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第十三条 指定短期入所療養介護事業者は, 指定短 期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係 る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当 者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び軍 営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八 号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会 議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心 身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握 に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助) ☆準用

第十五条 指定短期入所療養介護事業者は,指定短 期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者

定の申請が既に行われているかどうかを確認し、 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の 意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよ う必要な援助を行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援 (これに相当するサービスを含む。) が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と 認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅く とも当該利用者が受けている要介護認定の有効 期間が終了する30日前にはなされるよう、必要 な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係 る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当 者会議(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準等を定める条例(平成26 年岡山市条例第31号)第16条第9号に規定す るサービス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている 環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助) ☆準用

第15条 指定短期入所療養介護事業者は,指定短 | 期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者

定の申請が既に行われているかどうかを確認し、 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の 意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよ う必要な援助を行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援 (これに相当するサービスを含む。) が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と 認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅く とも当該利用者が受けている要介護認定の有効 期間が終了する30日前にはなされるよう、必要 な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 第13条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係 る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当 者会議(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準等を定める条例(平成26 年岡山市条例第31号)第16条第9号に規定す るサービス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている 環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければならない。

> (法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助) ☆準用

第15条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者

が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三 十六号。以下「施行規則」という。) 第六十四条 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申 込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作 成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村 に対して届け出ること等により, 指定短期入所療 養介護の提供を法定代理受領サービスとして受 けることができる旨を説明すること、居宅介護支 援事業者に関する情報を提供することその他の 法定代理受領サービスを行うために必要な援助 を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第十六条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅サ ービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニ に規定する計画を含む。以下同じ。) が作成され ている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療 養介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第十九条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 | 第19条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 | 期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期 入所療養介護の提供日及び内容, 当該指定短期入 所療養介護について法第四十一条第六項の規定 により利用者に代わって支払を受ける居宅介護 サービス費の額その他必要な事項を,利用者の居

が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3 6号。以下「施行規則」という。)第64条各号 のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者 又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第 1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。) の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市 町村に対して届け出ること等により, 指定短期入 所療養介護の提供を法定代理受領サービスとし て受けることができる旨を説明すること、居宅介 護支援事業者に関する情報を提供することその 他の法定代理受領サービスを行うために必要な 援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅サ ービス計画が作成されている場合は、当該計画に 沿った指定短期入所療養介護を提供しなければ ならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期 入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入 所療養介護について法第41条第6項の規定に より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サ ービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅

が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3 6号。以下「施行規則」という。) 第64条各号 のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者 又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第 1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。) の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市 町村に対して届け出ること等により、指定短期入 所療養介護の提供を法定代理受領サービスとし て受けることができる旨を説明すること、居宅介 護支援事業者に関する情報を提供することその 他の法定代理受領サービスを行うために必要な 援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅サ ービス計画が作成されている場合は、当該計画に 沿った指定短期入所療養介護を提供しなければ ならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第19条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期 入所療養介護の提供日及び内容, 当該指定短期入 所療養介護について法第41条第6項の規定に より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サ ービス費の額その他必要な事項を, 利用者の居宅 宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ず る書面に記載しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は, 指定短期入所 療養介護を提供した際には、提供した具体的なサ ービスの内容等を記録するとともに、利用者から の申出があった場合には、文書の交付その他適切 な方法により、その情報を利用者に対して提供し なければならない。

(利用料等の受領)

- 第百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法 第195条 指定短期入所療養介護事業者は、法定 第195条 指定短期入所療養介護事業者は、法定 定代理受領サービスに該当する指定短期入所療 養介護を提供した際には、その利用者から利用料 の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る 居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期 入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サー ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるも のとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領 サービスに該当しない指定短期入所療養介護を 提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護 サービス費用基準額との間に,不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払 を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の 支払を利用者から受けることができる。

- サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる 書面に記載しなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は, 指定短期入所 療養介護を提供した際には、提供した具体的なサ ービスの内容等を記録するとともに、利用者から の申出があった場合には、文書の交付その他適切 な方法により、その情報を利用者に対して提供し なければならない。

(利用料等の受領)

- 代理受領サービスに該当する指定短期入所療養 介護を提供した際には、その利用者から利用料の 一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居 宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入 所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービ ス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの とする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領 サービスに該当しない指定短期入所療養介護を 提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護 サービス費用基準額との間に,不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払 を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を 利用者から受けることができる。

サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる 書面に記載しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は, 指定短期入所 療養介護を提供した際には、提供した具体的なサ ービスの内容等を記録するとともに、利用者から の申出があった場合には、文書の交付その他適切 な方法により、その情報を利用者に対して提供し なければならない。

(利用料等の受領)

- 代理受領サービスに該当する指定短期入所療養 介護を提供した際には、その利用者から利用料の 一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居 宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入 所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービ ス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの とする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領 サービスに該当しない指定短期入所療養介護を 提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護 サービス費用基準額との間に,不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払 を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を 利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三 第一項の規定により特定入所者介護サービス 費が利用者に支給された場合は,同条第二項第 一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項 の規定により当該特定入所者介護サービス費 が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護 事業者に支払われた場合は,同条第二項第一号 に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者 が選定する特別な療養室等の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- 四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者 が選定する特別な食事の提供を行ったことに 伴い必要となる費用

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第 1項の規定により特定入所者介護サービス費 が利用者に支給された場合は,同条第2項第1 号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の 規定により当該特定入所者介護サービス費が 利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事 業者に支払われた場合は,同条第2項第1号に 規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の 規定により特定入所者介護サービス費が利用 者に支給された場合は、同条第2項第2号に規 定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定 により当該特定入所者介護サービス費が利用 者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者 に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定 する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) <u>基準省令第145条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>基準省令第145条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第 1項の規定により特定入所者介護サービス費 が利用者に支給された場合は,同条第2項第1 号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の 規定により当該特定入所者介護サービス費が 利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事 業者に支払われた場合は,同条第2項第1号に 規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の 規定により特定入所者介護サービス費が利用 者に支給された場合は,同条第2項第2号に規 定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定 により当該特定入所者介護サービス費が利用 者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者 に支払われた場合は,同条第2項第2号に規定 する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) <u>基準省令第145条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>基準省令第145条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定め る場合を除く。)

六 理美容代

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療 養介護において提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用につ いては、別に厚生労働大臣が定めるところによる ものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げ る費用の額に係るサービスの提供に当たっては. あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サー ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説 明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用 に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準 用
- 代理受領サービスに該当しない指定短期入所療 養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供

- (5) 送迎に要する費用(基準省令第145条第3 項第5号に規定する平成12年厚生省告示第 19号により厚生労働大臣が定める場合を除 < ,)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか, 指定短期入所療 養介護において提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ いては、基準省令第145条第4項に規定する平 成17年厚生労働省告示第419号により厚生 労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は,第3項に掲げ る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サー ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説 明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用 に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準
- 第二十一条 指定短期入所療養介護事業者は、法定 | 第21条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代 | 理受領サービスに該当しない指定短期入所療養 介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供し

- (5) 送迎に要する費用(基準省令第145条第3 項第5号に規定する平成12年厚生省告示第 19号により厚生労働大臣が定める場合を除 < ,)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療 養介護において提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ いては、基準省令第145条第4項に規定する平 成17年厚生労働省告示第419号により厚生 労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げ る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サー ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説 明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用 に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準 用
- 第21条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代 理受領サービスに該当しない指定短期入所療養 介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供し

した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その 他必要と認められる事項を記載したサービス提 供証明書を利用者に対して交付しなければなら ない。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第百四十六条 指定短期入所療養介護事業者は、利 第196条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 第196条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資す るよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏 まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなけ ればならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわた り継続して入所する利用者については、次条第一 項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫 然かつ画一的なものとならないよう配意して行 わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養 介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利 用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につ いて、理解しやすいように指導又は説明を行わな ければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所 療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならない。

た指定短期入所療養介護の内容, 費用の額その他 必要と認められる事項を記載したサービス提供 証明書を利用者に対して交付しなければならな

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する よう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏ま えて、 当該利用者の療養を妥当適切に行わなけれ ばならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわた り継続して入所する利用者については、次条第1 項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫 然かつ画一的なものとならないよう配慮して行 わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養 介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利 用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につ いて、理解しやすいように指導又は説明を行わな ければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所 療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならない。

た指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他 必要と認められる事項を記載したサービス提供 証明書を利用者に対して交付しなければならな

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する よう, 認知症の状況等利用者の心身の状況を踏ま えて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなけれ ばならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわた り継続して入所する利用者については、次条第1 項に規定する短期入所療養介護計画に基づき,漫 然かつ画一的なものとならないよう配慮して行 わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養 介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利 用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につ いて、理解しやすいように指導又は説明を行わな ければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所 療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等

拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やする得な い理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供 する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常 にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

- 理者は、相当期間以上にわたり継続して入所する ことが予定される利用者については、利用者の心 身の状況、病状、希望及びその置かれている環境 並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所 療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで の利用者が利用するサービスの継続性に配慮し て、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サ ービスの目標、当該目標を達成するための具体的 なサービスの内容等を記載した短期入所療養介 護計画を作成しなければならない。
- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計 画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿 って作成しなければならない。

- を行う場合には、その態様及び時間、その際の利 用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、多様な評価の 手法を用いてその提供する指定短期入所療養介 護の質の評価を行い、常にその改善を図らなけれ ばならない。
- 7 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、 利用者が成年後見制度を活用することができる ように支援しなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

- 者は、相当期間以上にわたり継続して入所するこ とが予定される利用者については、利用者の心身 の状況、病状、希望及びその置かれている環境並 びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療 養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの 利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、 他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービ スの目標、当該目標を達成するための具体的なサ ービスの内容等を記載した短期入所療養介護計 画を作成しなければならない。
- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計 画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿 って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期

- を行う場合には、その態様及び時間、その際の利 用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、多様な評価の 手法を用いてその提供する指定短期入所療養介 護の質の評価を行い、常にその改善を図らなけれ ばならない。
- 7 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、 利用者が成年後見制度を活用することができる ように支援しなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

- 第百四十七条 指定短期入所療養介護事業所の管|第197条 指定短期入所療養介護事業所の管理|第197条 指定短期入所療養介護事業所の管理 者は、相当期間以上にわたり継続して入所するこ とが予定される利用者については、利用者の心身 の状況、病状、希望及びその置かれている環境並 びに医師の診療の方針に基づき. 指定短期入所療 養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの 利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、 他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービ スの目標、当該目標を達成するための具体的なサ ービスの内容等を記載した短期入所療養介護計 画を作成しなければならない。
 - 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計 画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿 って作成しなければならない。

- 入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容 について利用者又はその家族に対して説明し、利 用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期 入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入 所療養介護計画を利用者に交付しなければなら ない。

(診療の方針)

- 第百四十八条 医師の診療の方針は、次に掲げると ころによるものとする。
 - 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
 - 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 四 検査,投薬,注射,処置等は,利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
 - 五 特殊な療法又は新しい療法等については、<u>別</u> に厚生労働大臣が定めるもののほか行っては

- 入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容 について利用者又はその家族に対して説明し、利 用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期 入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入 所療養介護計画を利用者に交付しなければなら ない。

(診療の方針)

- 第198条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査, 投薬, 注射, 処置等は, 利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、<u>基</u> 準省令第148条第5号に規定する平成12

- 入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容 について利用者又はその家族に対して説明し、利 用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期 入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入 所療養介護計画を利用者に交付しなければなら ない。

(診療の方針)

- 第198条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査, 投薬, 注射, 処置等は, 利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第148条第5号に規定する平成12

ならない。

(機能訓練)

- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医 薬品を利用者に施用し、又は処方してはならな V
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な 医療を提供することが困難であると認めたと きは、他の医師の対診を求める等診療について 適切な措置を講じなければならない。

第百四十九条 指定短期入所療養介護事業者は、利 第199条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 第199条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活 の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法 その他必要なリハビリテーションを行わなけれ ばならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第百五十条 看護及び医学的管理の下における介 | 第200条 看護及び医学的管理の下における介 | 第200条 看護及び医学的管理の下における介 | 護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資 するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、 適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回 以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又 は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状 | 及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せ

年厚生省告示第124号により厚生労働大臣 が定めるもののほか行ってはならないこと。

- (6) 基準省令第148条第6号に規定する平成 12年厚生省告示第125号により厚生労働 大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に 施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な 医療を提供することが困難であると認めたと きは、他の医師の対診を求める等診療について 適切な措置を講じなければならないこと。 (機能訓練)
- 者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の 自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法を の他必要なリハビリテーションを行わなければ ならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資 するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、 適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回 以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又 は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状 | 及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せ

年厚生省告示第124号により厚生労働大臣 が定めるもののほか行ってはならないこと。

- (6) 基準省令第148条第6号に規定する平成 12年厚生省告示第125号により厚生労働 大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に 施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な 医療を提供することが困難であると認めたと きは、他の医師の対診を求める等診療について 適切な措置を講じなければならないこと。 (機能訓練)
- 者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の 自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法を の他必要なリハビリテーションを行わなければ ならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資 するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、 適切な技術をもって行われなければならない。
- 以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又 は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状 及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せ

つの自立について必要な援助を行わなければな らない。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用 せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替 えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定め るほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その 他日常生活上の世話を適切に行わなければなら ない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に 対して、利用者の負担により、当該指定短期入所 療養介護事業者の従業者以外の者による看護及 び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第百五十一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者 の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものと するとともに、適切な時間に行われなければなら ない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮 し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努め なければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第百五十二条 指定短期入所療養介護事業者は、適 官利用者のためのレクリエーション行事を行う よう努めるものとする。
- | 2 | 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の | 2 | 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の | 2 | 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の

- つの自立について必要な援助を行わなければな らない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用 せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替 えなければならない。
- るほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その 他日常生活上の世話を適切に行わなければなら ない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に 対して、利用者の負担により、当該指定短期入所 療養介護事業者の従業者以外の者による看護及 び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第201条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の 身体の状況、病状及びし好を考慮したものとする とともに、適切な時間に行われなければならな 11
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮 し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努め なければならない。

(その他のサービスの提供)

- 利用者のためのレクリエーション行事を行うよ う努めるものとする。

- つの自立について必要な援助を行わなければな らない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用 せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替 えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定め 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定め るほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その 他日常生活上の世話を適切に行わなければなら ない。
 - 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に 対して、利用者の負担により、当該指定短期入所 療養介護事業者の従業者以外の者による看護及 び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第201条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の 身体の状況、病状及びし好を考慮したものとする とともに、適切な時間に行われなければならな 1
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮 し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努め なければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第202条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜 第202条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜 利用者のためのレクリエーション行事を行うよ う努めるものとする。

家族との連携を図るよう努めなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第二十六条 指定短期入所療養介護事業者は、指定 短期入所療養介護を受けている利用者が次の各 号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見 を付してその旨を市町村に通知しなければなら ない。
 - 一 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の 利用に関する指示に従わないことにより、要介 護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の青務) ☆準用

- 者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管 理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元 的に行うものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該 指定短期入所療養介護事業所の従業者にこの節 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

(運営規程)

第百五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、次 に掲げる事業運営についての重要事項に関する 規程(以下この章において「運営規程」という。)

家族との連携を図るよう努めなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第27条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護を受けている利用者が次の各号 のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を 付してその旨を市町村に通知しなければならな V
 - (1) 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の 利用に関する指示に従わないことにより、要介 護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務) ☆準用

- 第五十二条 指定短期入所療養介護事業所の管理 第57条 指定短期入所療養介護事業所の管理者 第57条 指定短期入所療養介護事業所の管理者 は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理 及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調 整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的 に行うものとする。
 - 2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は, 当該 指定短期入所療養介護事業所の従業者に第10 章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行うものとする。

(運営規程)

第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

家族との連携を図るよう努めなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第27条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護を受けている利用者が次の各号 のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を 付してその旨を市町村に通知しなければならな 1
 - (1) 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の 利用に関する指示に従わないことにより、要介 護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の青務) ☆準用

- は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理 及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調 整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的 に行うものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は, 当該 指定短期入所療養介護事業所の従業者に第10 章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行うものとする。

(運営規程)

第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策

- 七 その他運営に関する重要事項(勤務体制の確保等) ☆準用
- 第百一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者 に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業 者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 事故発生時における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身 体的拘束等を行う場合の手続
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 成年後見制度の活用支援
- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用
- 第110条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 事故発生時における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 成年後見制度の活用支援
- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等) ☆準用
- 第110条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介 療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介 護事業所の従業者によって指定短期入所療養介 護を提供しなければならない。ただし、利用者の 処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ

の限りでない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機 会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人 保健施設の入所者とみなした場合において入 所定員及び療養室の定員を超えることとなる 利用者数
 - 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であ る指定短期入所療養介護事業所にあっては,療 養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る 病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療 養病棟に係る病室の定員を超えることとなる 利用者数

の限りでない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養 介護従業者の資質の向上のために研修計画を作 成し、当該計画に従い、研修を実施しなければな らない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養 介護従業者の計画的な人材育成に努めなければな らない。

(定員の遵守)

- 第204条 指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指 定短期入所療養介護を行ってはならない。ただ し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある 場合は、この限りでない。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人 保健施設の入所者とみなした場合において入 所定員及び療養室の定員を超えることとなる 利用者数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であ る指定短期入所療養介護事業所にあっては,療 養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る 病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療 養病棟に係る病室の定員を超えることとなる 利用者数

の限りでない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養 介護従業者の資質の向上のために研修計画を作 成し、当該計画に従い、研修を実施しなければな らない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養 介護従業者の計画的な人材育成に努めなければな らない。

(定員の遵守)

- 第204条 指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指 定短期入所療養介護を行ってはならない。ただ し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある 場合は、この限りでない。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人 保健施設の入所者とみなした場合において入 所定員及び療養室の定員を超えることとなる 利用者数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であ る指定短期入所療養介護事業所にあっては、療 養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る 病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療 養病棟に係る病室の定員を超えることとなる 利用者数

三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である 指定短期入所療養介護事業所にあっては,指定 短期入所療養介護を提供する病床数及び病室 の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第百三条 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(3) 診療所(前号に掲げるものを除く。) である 指定短期入所療養介護事業所にあっては,指定 短期入所療養介護を提供する病床数及び病室 の定員を超えることとなる利用者数

- (非常災害対策) ☆準用
- 第112条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所の 見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければ ならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に備 えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に 係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保 しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時に おける利用者等の安全の確保が図られるよう、あ らかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービ ス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者等と相互に支援及び協力を

(3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である 指定短期入所療養介護事業所にあっては,指定 短期入所療養介護を提供する病床数及び病室 の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

- 第112条 指定短期入所療養介護事業者は、指定 短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然 条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごと に、その規模及び被害の程度に応じた非常災害へ の対応に関する具体的計画を策定するとともに、 非常災害時の関係機関への通報及び関係者との 連携の体制を整備し、それらの内容(次項におい て「計画等」という。)を定期的に従業者に周知 しなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所の 見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければ ならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時に おける利用者等の安全の確保が図られるよう、あ らかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービ ス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者等と相互に支援及び協力を

(衛生管理等) ☆進用

- 第百十八条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 | 第146条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 | 第146条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に 供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛 生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医 療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第三十二条 指定短期入所療養介護事業者は、指定 短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営 規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体 制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項を掲示しなければなら ない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第三十三条 指定短期入所療養介護事業所の従業 者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期

行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時に おいて、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要 する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等) ☆準用

- 者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に 供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛 生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医 療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所 において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(掲示) ☆準用

第34条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護事業所の見やすい場所に、重要事 項に関する規程の概要、短期入所療養介護従業者 の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を掲示しな ければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第35条 指定短期入所療養介護事業所の従業者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期

行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時に おいて、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要 する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等) ☆進用

- 者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に 供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛 生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医 療機器の管理を適正に行わなければならない。
 - 2 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所 において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(掲示) ☆準用

第34条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短 期入所療養介護事業所の見やすい場所に、重要事 項に関する規程の概要、短期入所療養介護従業者 の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を掲示しな ければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第35条 指定短期入所療養介護事業所の従業者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

入所療養介護事業所の従業者であった者が, 正当 な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措 置を講じなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当 者会議等において、利用者の個人情報を用いる場 合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を 用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書 により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第三十五条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅 介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に 対して特定の事業者によるサービスを利用させ ることの対償として、金品その他の財産上の利益 を供与してはならない。

(苦情処理) ☆進用

- した指定短期入所療養介護に係る利用者及びそ の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するた めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等 の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の苦情を 受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し なければならない。

入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当 な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措 置を講じなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当 者会議等において、利用者の個人情報を用いる場 合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を 用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書 により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆淮用

第37条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介 第37条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介 護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対し して特定の事業者によるサービスを利用させる ことの対償として、金品その他の財産上の利益を 供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第三十六条 指定短期入所療養介護事業者は、提供 第38条 指定短期入所療養介護事業者は、提供し た指定短期入所療養介護に係る利用者又はその 家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じなければならない。
 - 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の苦情を 受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し なければならない。

入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当 な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措 置を講じなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当 者会議等において、利用者の個人情報を用いる場 合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を 用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書 により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対 して特定の事業者によるサービスを利用させる ことの対償として、金品その他の財産上の利益を 供与してはならない。

(苦情処理) ☆進用

- 第38条 指定短期入所療養介護事業者は、提供し た指定短期入所療養介護に係る利用者又はその 家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の苦情を 受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し なければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定 3 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定 3 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定

短期入所療養介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの 求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町 村に報告しなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定 短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関 して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第 五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。 以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号 の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連 合会から同号の指導又は助言を受けた場合にお いては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険 団体連合会からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し なければならない。

(地域等との連携) ☆準用

短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの 求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町 村に報告しなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定 短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関 して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)第45条第5項に 規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同 じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に 協力するとともに、国民健康保険団体連合会から 同号の指導又は助言を受けた場合においては、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけ ればならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険 団体連合会からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し なければならない。

(地域等との連携) ☆準用

短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの 求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町 村に報告しなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定 短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関 して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)第45条第5項に 規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同 じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に 協力するとともに、国民健康保険団体連合会から 同号の指導又は助言を受けた場合においては、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけ ればならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第百三十九条 指定短期入所療養介護の事業の運 営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に 努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第三十六条の二 指定短期入所療養介護事業者は, その事業の運営に当たっては、提供した指定短期 入所療養介護に関する利用者からの苦情に関し て市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う 事業その他の市町村が実施する事業に協力する よう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第三十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 第40条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者 第40条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者 者に対する指定短期入所療養介護の提供により 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家 族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じなければな らない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の事故の 状況及び事故に際して採った処置について記録 しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供により賠償すべ き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行 わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第168条 指定短期入所療養介護の事業の運営 に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等 との連携及び協力を行う等地域との交流に努め なければならない。

(地域との連携) ☆準用

第39条 指定短期入所療養介護事業者は、その事 第39条 指定短期入所療養介護事業者は、その事 業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療 養介護に関する利用者からの苦情に関して市町 村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業そ の他の市町村が実施する事業に協力するよう努 めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- に対する指定短期入所療養介護の提供により事 故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡 を行うとともに、必要な措置を講じなければなら ない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の事故の 状況及び事故に際してとった処置について記録 しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供により賠償すべ き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行 わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第168条 指定短期入所療養介護の事業の運営 に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等 との連携及び協力を行う等地域との交流に努め なければならない。

(地域との連携) ☆準用

業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療 養介護に関する利用者からの苦情に関して市町 村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業そ の他の市町村が実施する事業に協力するよう努 めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- に対する指定短期入所療養介護の提供により事 故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡 を行うとともに、必要な措置を講じなければなら ない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は,前項の事故の 状況及び事故に際してとった処置について記録 しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供により賠償すべ き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行 わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

- 第三十八条 指定短期入所療養介護事業者は, 指定 短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分する とともに、指定短期入所療養介護の事業の会計と その他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第百五十四条の二 指定短期入所療養介護事業者 は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供に関する次の各 号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年 間保存しなければならない。
- 一 短期入所療養介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規 定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- 三 第百四十六条第五項に規定する身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 四 次条において準用する第二十六条に規定す る市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する<mark>第三十六条</mark>第二項に 規定する苦情の内容等の記録

- 第41条 指定短期入所療養介護事業者は,指定短 期入所療養介護事業所ごとに経理を区分すると ともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とそ の他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)
- 者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備し ておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存 しなければならない。
 - (1) 短期入所療養介護計画

- (2) 第196条第5項に規定する身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第19条第2項に規 定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- (4) 次条において準用する第27条に規定する 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規 定する苦情の内容等の記録

- 第41条 指定短期入所療養介護事業者は,指定短 期入所療養介護事業所ごとに経理を区分すると ともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とそ の他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第205条 指定短期入所療養介護事業者は、従業 第205条 指定短期入所療養介護事業者は、従業 者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備し ておかなければならない。
 - 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存 しなければならない。
 - (1) 短期入所療養介護計画

- (2) 第196条第5項に規定する身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第19条第2項に規 定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- (4) 次条において準用する第27条に規定する 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規 定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する<mark>第三十七条</mark>第二項に 規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(準用)

第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五 第206条 第9条から第13条まで、第15条、 条,第十六条,第十九条,第二十一条,第二十六 条,第三十二条,第三十三条,第三十五条から第 三十八条まで,第五十二条,第百一条,第百三条, 第百十八条,第百二十五条,第百二十六条第二項 及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介 護の事業について準用する。この場合において、 第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期 入所療養介護従業者」と、第百一条第三項中「通 所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従 業者」と、第百二十五条中「第百三十七条」とあ るのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護 従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 と読み替えるものとする。

> 第五節 ユニット型指定短期入所療養 介護の事業の基本方針並びに

- (6) 次条において準用する第40条第2項に規 定する事故の状況及び事故に際してとった処 置についての記録
- (7) 次条において準用する第110条第1項に 規定する勤務の体制等の記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第19 5条第1項から第3項までに規定する利用料 等に関する請求及び受領等の記録

(進用)

第16条, 第19条, 第21条, 第27条, 第3 4条, 第35条, 第37条から第41条まで, 第 57条, 第110条, 第112条, 第146条, 第154条, 第155条第2項及び第168条の 規定は、指定短期入所療養介護の事業について準 用する。この場合において、第34条中「訪問介 護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第 10章第4節 と、第110条第3項及び第4項 中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養 介護従業者」と、第154条第1項中「第166 条」とあるのは「第203条」と、「短期入所生 活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従 業者」と読み替えるものとする。

> 第5節 ユニット型指定短期入所療養 介護の事業の基本方針並びに

- (6) 次条において準用する第40条第2項に規 定する事故の状況及び事故に際してとった処 置についての記録
- (7) 次条において準用する第110条第1項に 規定する勤務の体制等の記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第19 5条第1項から第3項までに規定する利用料 等に関する請求及び受領等の記録

(準用)

第206条 第9条から第13条まで、第15条、 第16条, 第19条, 第21条, 第27条, 第3 4条, 第35条, 第37条から第41条まで, 第 57条, 第110条, 第112条, 第146条, 第154条, 第155条第2項及び第168条の 規定は、指定短期入所療養介護の事業について準 用する。この場合において、第34条中「訪問介 護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第 10章第4節 と、第110条第3項及び第4項 中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養 介護従業者」と、第154条第1項中「第166 条 とあるのは「第203条」と、「短期入所生 活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従 業者」と読み替えるものとする。

> 第5節 ユニット型指定短期入所療養 介護の事業の基本方針並びに

設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)

第百五十五条の二 第一節,第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百五十五条の三 ユニット型指定短期入所療養 介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を 尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生 活が連続したものとなるよう配慮しながら、看 護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ の他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う ことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に 社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むこと を支援することにより、利用者の心身の機能の維 設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)

第207条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第208条 ユニット型指定短期入所療養介護の 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重 し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が 連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医 学的管理の下における介護及び機能訓練その他 必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと により、各ユニットにおいて利用者が相互に社会 的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支 援することにより、利用者の心身の機能の維持並 設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)

第207条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第208条 ユニット型指定短期入所療養介護の 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重 し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が 連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医 学的管理の下における介護及び機能訓練その他 必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと により、各ユニットにおいて利用者が相互に社会 的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支 援することにより、利用者の心身の機能の維持並 持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担 の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養 介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期 入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行 う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介 護事業所」という。) の設備に関する基準は、次 のとおりとする。
 - 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短 期入所療養介護事業所にあっては、法に規定す る介護老人保健施設として必要とされる施設 及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関す るものに限る。) を有することとする。
 - 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成 十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養 型医療施設として必要とされる設備(ユニット 型指定介護療養型医療施設に関するものに限 る。) を有することとする。
 - 三 療養病床を有する病院であるユニット型指 定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十 八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット型 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病

びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽 減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療 養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業 所」という。) の設備に関する基準は、次のとお りとする。
 - (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短 期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保 健施設として必要とされる施設及び設備(ユニ ット型介護老人保健施設に関するものに限 る。) を有することとする。
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定 介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関す るものに限る。) を有することとする。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指 定短期入所療養介護事業所にあっては、指定介 護療養型医療施設として必要とされる設備(ユ ニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を 有する病院に限る。) に関するものに限る。)

びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽 減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- | 第209条|| ユニット型指定短期入所療養介護の | 第209条|| ユニット型指定短期入所療養介護の 事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療 養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業 所」という。) の設備に関する基準は、次のとお りとする。
 - (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短 期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保 健施設として必要とされる施設及び設備(ユニ ット型介護老人保健施設に関するものに限 る。) を有することとする。
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定 介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関す るものに限る。) を有することとする。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指 定短期入所療養介護事業所にあっては、指定介 護療養型医療施設として必要とされる設備(ユ ニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を 有する病院に限る。) に関するものに限る。)

院に限る。) に関するものに限る。) を有する こととする。

- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成 十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養 型医療施設として必要とされる設備(ユニット 型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する 診療所に限る。) に関するものに限る。) を有 することとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユ ニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 (指定介護予防サービス等基準第二百五条第一 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所 療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、 かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業と ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事 業(指定介護予防サービス等基準第二百三条に規 定する指定介護予防短期入所療養介護の事業を いう。以下同じ。) とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定介護 予防サービス等基準第二百五条第一項に規定す る設備に関する基準を満たすことをもって, 前項 に規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用 を有することとする。

- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定 介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病 床を有する診療所に限る。) に関するものに限 る。) を有することとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユー2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユ ニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第195条 第1項に規定するユニット型指定介護予防短期 入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定 を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療 養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の事業 (指定介護予防サービス等基準 条例第193条に規定する指定介護予防短期入 所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合 については、指定介護予防サービス等基準条例第 195条第1項に規定する設備に関する基準を 満たすことをもって、前項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用 を有することとする。

- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定 介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病 床を有する診療所に限る。) に関するものに限 る。) を有することとする。
- ニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第195条 第1項に規定するユニット型指定介護予防短期 入所療養介護事業者をいう。以下同じ。) の指定 を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療 養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準 条例第193条に規定する指定介護予防短期入 所療養介護の事業をいう。以下同じ。) とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合 については、指定介護予防サービス等基準条例第 195条第1項に規定する設備に関する基準を 満たすことをもって、前項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第百二十五条 ユニット型指定短期入所療養介護 事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百五十五条の十に規定する重要 事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の 規定による文書の交付について準用する。 (対象者) ☆準用
- 第百四十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所のユニット型指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険

- 第154条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第215条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(対象者) ☆準用

第194条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所のユニット型指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険

- 第154条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第215条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(対象者) ☆準用

第194条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所のユニット型指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険

法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第 二項に規定する病床により構成される病棟をい う。以下同じ。) においてユニット型指定短期入 所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の開始及び終了) ☆準

第百二十六条 2 ユニット型指定短期入所療養 介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医 療サービス又は福祉サービスを提供する者との 密接な連携により、ユニット型指定短期入所療養 介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用 者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービ スを利用できるよう必要な援助に努めなければ ならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者 は、正当な理由なくユニット型指定短期入所療養 介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者 は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所 の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に 当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニッ ト型指定短期入所療養介護を提供することが困 難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る

法施行令(平成10年政令第412号)第4条第 2項に規定する病床により構成される病棟をい う。以下同じ。) においてユニット型指定短期入 所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の開始及び終了) ☆準

第155条 2 ユニット型指定短期入所療養介 護事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援 センター又は保健医療サービス若しくは福祉サ ービスを提供する者との密接な連携により, ユニ ット型指定短期入所療養介護の提供の開始前か ら終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療 サービス又は福祉サービスを利用できるよう必 要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者 は、正当な理由なくユニット型指定短期入所療養 介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業 所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時 に当該サービスを提供する地域をいう。以下同一 じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な ユニット型指定短期入所療養介護を提供するこ とが困難であると認めた場合は、当該利用申込者

法施行令(平成10年政令第412号)第4条第 2項に規定する病床により構成される病棟をい う。以下同じ。) においてユニット型指定短期入 所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の開始及び終了) ☆準

第155条 2 ユニット型指定短期入所療養介 護事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援 センター又は保健医療サービス若しくは福祉サ ービスを提供する者との密接な連携により、ユニ ット型指定短期入所療養介護の提供の開始前か ら終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療 サービス又は福祉サービスを利用できるよう必 要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者 は、正当な理由なくユニット型指定短期入所療養 介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 第10条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業 所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時 に当該サービスを提供する地域をいう。以下同 じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な ユニット型指定短期入所療養介護を提供するこ とが困難であると認めた場合は、当該利用申込者 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 第十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の 開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込 者については、要介護認定の申請が既に行われて いるかどうかを確認し、申請が行われていない場 合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに 当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけ ればならない。 に係る居宅介護支援事業者(法第8条第23項に 規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同 じ。) への連絡、適当な他のユニット型指定短期 入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措 置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 第11条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供を 求められた場合は、その者の提示する被保険者証 によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び 要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

に係る居宅介護支援事業者(法第8条第23項に 規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同 じ。) への連絡、適当な他のユニット型指定短期 入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措 置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 第11条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の 開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込 者については、要介護認定の申請が既に行われて いるかどうかを確認し、申請が行われていない場 合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに 当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけ ればならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居 宅介護支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であ って必要と認めるときは、要介護認定の更新の申 請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認 定の有効期間が終了する三十日前にはなされる よう、必要な援助を行わなければならない。
 - (心身の状況等の把握) ☆準用
- 第十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に 当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が 開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援 等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一 年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定す るサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている 環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助) ☆準用

第十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の 開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規 則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当 しないときは、当該利用申込者又はその家族に対 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居 宅介護支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であ って必要と認めるときは、要介護認定の更新の申 請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認 定の有効期間が終了する30日前にはなされる よう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に 当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が 開催するサービス担当者会議(岡山市指定居宅介 護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例(平成26年岡山市条例第31号) 第16条第9号に規定するサービス担当者会議 をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身 の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に 努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助) ☆準用

第15条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の 開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」 という。)第64条各号のいずれにも該当しない

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居 宅介護支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であ って必要と認めるときは、要介護認定の更新の申 請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認 定の有効期間が終了する30日前にはなされる よう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年岡山市条例第31号)第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助) ☆準用

第15条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の 開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」 という。)第64条各号のいずれにも該当しない し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、ユニット型指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、居宅サービス計画 (施行規則第六十四条第 一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。) が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニ ット型指定短期入所療養介護を提供しなければ ならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第十九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護を提供した際には、当該ユニット型指定短期入所療養介護 の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所 療養介護について法第四十一条第六項の規定に より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サ ービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅 サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、ユニット型指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、居宅サービス計画が作成されている場合 は、当該計画に沿ったユニット型指定短期入所療 養介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第19条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護を提供した際には、当該ユニット型指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書

ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画 (同条第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。) の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、ユニット型指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、居宅サービス計画が作成されている場合 は、当該計画に沿ったユニット型指定短期入所療 養介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第19条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護を提供した際には、当該ユニット型指定短期入所療養介護 の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所 療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書 書面に記載しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユ ニット型指定短期入所療養介護を提供した際に は、提供した具体的なサービスの内容等を記録す るとともに、利用者からの申出があった場合に は、文書の交付その他適切な方法により、その情 報を利用者に対して提供しなければならない。 (利用料等の受領)
- 第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養 介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定短期入所療養介護を提供した際には、その利 用者から利用料の一部として、当該指定短期入所 療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額か ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者 に支払われる居宅介護サービス費の額を控除し て得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法 定代理受領サービスに該当しない指定短期入所 療養介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係 る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理 な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三

面に記載しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユ ニット型指定短期入所療養介護を提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記録すると ともに、利用者からの申出があった場合には、文書 の交付その他適切な方法により、その情報を利用者 に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第210条 ユニット型指定短期入所療養介護事 第210条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短 期入所療養介護を提供した際には、その利用者か ら利用料の一部として、当該指定短期入所療養介 護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該 ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払 われる居宅介護サービス費の額を控除して得た 額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法 定代理受領サービスに該当しない指定短期入所 療養介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係 る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理 な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第

面に記載しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユ ニット型指定短期入所療養介護を提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記録すると ともに、利用者からの申出があった場合には、文書 の交付その他適切な方法により、その情報を利用者 に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短 期入所療養介護を提供した際には、その利用者か ら利用料の一部として、当該指定短期入所療養介 護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該 ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払 われる居宅介護サービス費の額を控除して得た 額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法 定代理受領サービスに該当しない指定短期入所 療養介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係 る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理 な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第

第一項の規定により特定入所者介護サービス 費が利用者に支給された場合は、同条第二項第 一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項 の規定により当該特定入所者介護サービス費 が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入 所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第 二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限 度とする。)

- 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は,同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は,同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者 が選定する特別な療養室等の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- 四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者 が選定する特別な食事の提供を行ったことに 伴い必要となる費用

- 1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の 規定により特定入所者介護サービス費が利用 者に支給された場合は,同条第2項第2号に規 定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定 により当該特定入所者介護サービス費が利用 者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養 介護事業者に支払われた場合は,同条第2項第 2号に規定する居住費の負担限度額)を限度と する。)
- (3) <u>基準省令第155条の5第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第155条の5第3項第4号に規 定する平成12年厚生省告示第123号によ り厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者 が選定する特別な食事の提供を行ったことに

- 1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の 規定により特定入所者介護サービス費が利用 者に支給された場合は,同条第2項第2号に規 定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定 により当該特定入所者介護サービス費が利用 者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養 介護事業者に支払われた場合は,同条第2項第 2号に規定する居住費の負担限度額)を限度と する。)
- (3) <u>基準省令第155条の5第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>基準省令第155条の5第3項第4号に規</u> 定する平成12年厚生省告示第123号によ <u>り厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者 が選定する特別な食事の提供を行ったことに

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定め る場合を除く。)

六 理美容代

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療 養介護において提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用につ いては、別に厚生労働大臣が定めるところによる ものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第 三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に 対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書 を交付して説明を行い、利用者の同意を得なけれ ばならない。ただし、同項第一号から第四号まで に掲げる費用に係る同意については、文書による ものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

☆準用

伴い必要となる費用

- (5) 送迎に要する費用(基準省令第155条の5 第3項第5号に規定する平成12年厚生省告 示第19号により厚生労働大臣が定める場合 を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療 養介護において提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ いては、基準省令第155条の5第4項に規定す る平成17年厚生労働省告示第419号により 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第 3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に 対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書 を交付して説明を行い、利用者の同意を得なけれ ばならない。ただし、同項第1号から第4号まで に掲げる費用に係る同意については、文書による ものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

☆準用

伴い必要となる費用

- (5) 送迎に要する費用(基準省令第155条の5 第3項第5号に規定する平成12年厚生省告 示第19号により厚生労働大臣が定める場合 を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療 養介護において提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるもの
- いては、基準省令第155条の5第4項に規定す る平成17年厚生労働省告示第419号により 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第 3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に 対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書 を交付して説明を行い、利用者の同意を得なけれ ばならない。ただし、同項第1号から第4号まで に掲げる費用に係る同意については、文書による ものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

☆準用

第二十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事 | 第21条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 | 第21条 ユニット型指定短期入所療養介護事業

業者は、法定代理受領サービスに該当しないユニ ット型指定短期入所療養介護に係る利用料の支 払を受けた場合は、提供したユニット型指定短期 入所療養介護の内容,費用の額その他必要と認め られる事項を記載したサービス提供証明書を利 用者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第百五十五条の六 指定短期入所療養介護は、利用 者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式 及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営む ことができるようにするため、利用者の日常生活 上の活動について必要な援助を行うことにより. 利用者の日常生活を支援するものとして行われ なければならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて 利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むこ とができるよう配慮して行われなければならな 1
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシ 一の確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生 活を支援することを基本として、利用者の要介護 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者 の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わ れなければならない。

者は、法定代理受領サービスに該当しないユニッ ト型指定短期入所療養介護に係る利用料の支払 を受けた場合は、提供したユニット型指定短期入 所療養介護の内容、費用の額その他必要と認めら れる事項を記載したサービス提供証明書を利用 者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第211条 指定短期入所療養介護は、利用者が、 その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生 活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことが できるようにするため、利用者の日常生活上の活 動について必要な援助を行うことにより、利用者 の日常生活を支援するものとして行われなけれ ばならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて 利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むこ とができるよう配慮して行われなければならな V
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシ 一の確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生 活を支援することを基本として、利用者の要介護 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者 の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わ れなければならない。

者は、法定代理受領サービスに該当しないユニッ ト型指定短期入所療養介護に係る利用料の支払 を受けた場合は、提供したユニット型指定短期入 所療養介護の内容、費用の額その他必要と認めら れる事項を記載したサービス提供証明書を利用 者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第211条 指定短期入所療養介護は、利用者が、 その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生 活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことが できるようにするため、利用者の日常生活上の活 動について必要な援助を行うことにより、利用者 の日常生活を支援するものとして行われなけれ ばならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて 利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むこ とができるよう配慮して行われなければならな 1
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシ 一の確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生 活を支援することを基本として、利用者の要介護 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者 の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わ れなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従

- 業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっ て、利用者又はその家族に対し、サービスの提供 方法等について、理解しやすいように説明を行わ なければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指 定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や する。それい理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自 らその提供する指定短期入所療養介護の質の評 価を行い、常にその改善を図らなければならな V

(短期入所療養介護計画の作成) ☆準用

第百四十七条 ユニット型指定短期入所療養介護 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続し て入所することが予定される利用者については、 利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれ ている環境並びに医師の診療の方針に基づき、ユ

- 業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって は、利用者又はその家族に対し、サービスの提供 方法等について、理解しやすいように説明を行わ なければならない。
- 定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身 体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、多 様な評価の手法を用いてその提供する指定短期 入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。
- 9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、必 要に応じ、利用者が成年後見制度を活用すること ができるように支援しなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成) ☆準用

第197条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して 入所することが予定される利用者については、利 用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれて いる環境並びに医師の診療の方針に基づき、ユニ

- 業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって は、利用者又はその家族に対し、サービスの提供 方法等について, 理解しやすいように説明を行わ なければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指 定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。
 - 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身 体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由を記録しなければならない。
 - 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、多 様な評価の手法を用いてその提供する指定短期 入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。
 - 9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、必 要に応じ、利用者が成年後見制度を活用すること ができるように支援しなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成) ☆準用

第197条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して 入所することが予定される利用者については、利 用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれて いる環境並びに医師の診療の方針に基づき、ユニ

ニット型指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計 画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿 って作成しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針) ☆準用

- 第百四十八条 医師の診療の方針は、次に掲げると ころによるものとする。
 - 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の

- ット型指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針) ☆準用

- 第198条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の

- ット型指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針) ☆準用

- 第198条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の

- 心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して, 心理 的な効果をもあげることができるよう適切な 指導を行う。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査,投薬,注射,処置等は,利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別 <u>に厚生労働大臣が定めるもの</u>のほか行っては ならない。
- 六 <u>別に厚生労働大臣が定める</u>医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な 医療を提供することが困難であると認めたとき は、他の医師の対診を求める等診療について適切 な措置を講じなければならない。

(機能訓練) ☆準用

第百四十九条 ユニット型指定短期入所療養介 護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を 図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学 療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

- 心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理 的な効果をもあげることができるよう適切な 指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査, 投薬, 注射, 処置等は, 利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第148条第5号に規定する平成12年厚生省告示第124号により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) <u>基準省令第148条第6号に規定する平成</u> 12年厚生省告示第125号により厚生労働 大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に 施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない<u>こと。</u>

(機能訓練) ☆準用

第199条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを

- 心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して, 心理 的な効果をもあげることができるよう適切な 指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査, 投薬, 注射, 処置等は, 利用者の病状 に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第148条第5号に規定する平成12 年厚生省告示第124号により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) <u>基準省令第148条第6号に規定する平成</u> 12年厚生省告示第125号により厚生労働 大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に 施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練) ☆準用

第199条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを

を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- ける介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に 社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むこと を支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等 に応じ、適切な技術をもって行われなければなら ない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の日常生活における家事を、利用者が、その 病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割 を持って行うよう適切に支援しなければならな 1
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活 を営むことができるよう、適切な方法により、利 用者に入浴の機会を提供しなければならない。た だし、やむを得ない場合には、清しきを行うこと をもって入浴の機会の提供に代えることができ る。
- 用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法 により、排せつの自立について必要な支援を行わ なければならない。
- むつを使用せざるを得ない利用者については、排

行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第百五十五条の七 看護及び医学的管理の下にお│第212条 看護及び医学的管理の下における介│第212条 看護及び医学的管理の下における介 護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的 関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援 するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応 じ、適切な技術をもって行われなければならな V
 - 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の日常生活における家事を、利用者が、その 病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割 を持って行うよう適切に支援しなければならな V
 - 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 | 用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活 を営むことができるよう、適切な方法により、利 用者に入浴の機会を提供しなければならない。た だし、やむを得ない場合には、清拭を行うことを もって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法 により、排せつの自立について必要な支援を行わ なければならない。
 - むつを使用せざるを得ない利用者については、排

行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的 関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援 するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応 じ、適切な技術をもって行われなければならな 1
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の日常生活における家事を、利用者が、その 病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割 を持って行うよう適切に支援しなければならな V)
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活 を営むことができるよう、適切な方法により、利 用者に入浴の機会を提供しなければならない。た だし、やむを得ない場合には、清拭を行うことを もって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法 により、排せつの自立について必要な支援を行わ なければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、お 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、お 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、お むつを使用せざるを得ない利用者については、排

せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り 替えなければならない。

- 各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、 整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなけ ればならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、そ の利用者に対して、利用者の負担により、当該ユ ニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者 以外の者による看護及び介護を受けさせてはな らない。

(食事)

- 第百五十五条の八 ユニット型指定短期入所療養 介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及 び一番好を考慮した食事を提供しなければならな V
- 用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、 食事の自立について必要な支援を行わなければ ならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を 提供するとともに、利用者がその心身の状況に応 じてできる限り自立して食事を摂ることができ るよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利

せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り 替えなければならない。

- 各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、 整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなけ ればならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、そ の利用者に対して、利用者の負担により、当該ユ ニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者 以外の者による看護及び介護を受けさせてはな らない。

(食事)

- | 第213条|| ユニット型指定短期入所療養介護事 | 第213条|| ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好 を考慮した食事を提供しなければならない。
- 用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、 食事の自立について必要な支援を行わなければ ならない。
- 用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を 提供するとともに、利用者がその心身の状況に応 じてできる限り自立して食事をとることができ るよう必要な時間を確保しなければならない。

せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り 替えなければならない。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 6 各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、 整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなけ ればならない。
 - 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、そ の利用者に対して、利用者の負担により、当該ユ ニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者 以外の者による看護及び介護を受けさせてはな らない。

(食事)

- 業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好 を考慮した食事を提供しなければならない。
- 用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、 食事の自立について必要な支援を行わなければ ならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を 提供するとともに、利用者がその心身の状況に応 じてできる限り自立して食事をとることができ るよう必要な時間を確保しなければならない。

用者が相互に社会的関係を築くことができるよ う、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室 で食事を摂ることを支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)

- 介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教 養又は娯楽に係る活動の機会を提供するととも に、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援し なければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常 に利用者の家族との連携を図るよう努めなけれ ばならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第二十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、ユニット型指定短期入所療養介護を受け ている利用者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村 に通知しなければならない。
 - 一 正当な理由なしにユニット型指定短期入所 療養介護の利用に関する指示に従わないこと により、要介護状態の程度を増進させたと認め られるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務) ☆準用

第五十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事 第57条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 第57条 ユニット型指定短期入所療養介護事業

用者が相互に社会的関係を築くことができるよ う、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室 で食事をとることを支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)

- 業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯 楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者 が自律的に行うこれらの活動を支援しなければ ならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常 に利用者の家族との連携を図るよう努めなけれ ばならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第27条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護を受けて いる利用者が次の各号のいずれかに該当する場 合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に 通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしにユニット型指定短期入所 療養介護の利用に関する指示に従わないこと により、要介護状態の程度を増進させたと認め られるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務) ☆準用

用者が相互に社会的関係を築くことができるよ う、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室 で食事をとることを支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)

- 第百五十五条の九 ユニット型指定短期入所療養 | 第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事 | 第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯 楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者 が自律的に行うこれらの活動を支援しなければ ならない。
 - 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常 に利用者の家族との連携を図るよう努めなけれ ばならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第27条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、ユニット型指定短期入所療養介護を受けて いる利用者が次の各号のいずれかに該当する場 合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に 通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしにユニット型指定短期入所 療養介護の利用に関する指示に従わないこと により、要介護状態の程度を増進させたと認め られるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務) ☆準用

業所の管理者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第百五十五条の十 ユニット型指定短期入所療養 介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 四 通常の送迎の実施地域
 - 五 施設利用に当たっての留意事項
 - 六 非常災害対策

所の管理者は、ユニット型指定短期入所療養介護 事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の 利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行うものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者に第10章第5節第3款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設利用に当たっての留意事項
 - (6) 事故発生時における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 成年後見制度の活用支援

所の管理者は、ユニット型指定短期入所療養介護 事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の 利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行うものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者に第10章第5節第3款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設利用に当たっての留意事項
 - (6) 事故発生時における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 成年後見制度の活用支援

七 その他運営に関する重要事項 (平一七厚労令一三九・追加)

(勤務体制の確保等)

- 療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット 型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニ ット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業 者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっ ては、次の各号に定める職員配置を行わなければ ならない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以 上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに 一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び 深夜の勤務に従事する職員として配置するこ
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを 配置すること。

- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期 入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定 短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の 体制を定め、その勤務の実績とともに記録してお かなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっ ては、次に定める職員配置を行わなければならな V
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以 上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに 1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び 深夜の勤務に従事する職員として配置するこ
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを 配置すること。
- (4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2) ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で 定めるものとすること。

- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第百五十五条の十の二 ユニット型指定短期入所 | 第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事 | 第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期 入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定 短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の 体制を定め、その勤務の実績とともに記録してお かなければならない。
 - 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっ ては、次に定める職員配置を行わなければならな 1
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以 上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに 1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び 深夜の勤務に従事する職員として配置するこ
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを 配置すること。
 - (4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2) ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で 定めるものとすること。

<規則>

(ユニットリーダー)

- 第13条 条例第181条第2項第4号及び第2 16条第2項第4号に規定する規則で定める者 は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実 施するユニットリーダー研修を修了した者とす る。
- <規則>

(ユニットリーダー)

第13条 条例第181条第2項第4号及び第2 16条第2項第4号に規定する規則で定める者 は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実 施するユニットリーダー研修を修了した者とす る。

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、従 業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を

第217条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、従 業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第217条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受

(定員の遵守)

併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養 介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合にあっては、当該事業所 におけるユニット型指定短期入所療養介護又は ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利 用者。以下この条において同じ。)数以上の利用 者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っ てはならない。ただし、災害、虐待その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでない。

- ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設である ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養 型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第百三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常 災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備 し、それらを定期的に従業者に周知するととも け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の 入居者とみなした場合において入居定員及び 療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設である ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養 型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第112条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程

け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の 入居者とみなした場合において入居定員及び 療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設である ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養 型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第112条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程

<u>に、定期的に</u>避難<u>、</u>救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当 該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示 しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難 又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実 効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非 常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特 に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。 (衛生管理等) ☆準用
- 第146条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設

- 度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当 該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示 しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非 常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難 又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実 効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非 常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特 に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。 (衛生管理等) ☆準用
- 第146条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設

(衛生管理等) ☆準用

第百十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設

備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなけれ ばならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当 該事業所において感染症が発生し、又はまん延し ないように必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(掲示) ☆準用

第三十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第三十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当 該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従 業者であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす ことがないよう、必要な措置を講じなければなら

備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなけれ ばならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 当該事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように必要な措置を講ずるよう努め なければならない。

(掲示) ☆準用

第34条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第35条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては ならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当 該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従 業者であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす ことがないよう、必要な措置を講じなければなら

備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなけれ ばならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 当該事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように必要な措置を講ずるよう努め なければならない。

(掲示) ☆準用

第34条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第35条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては ならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当 該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従 業者であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす ことがないよう、必要な措置を講じなければなら

ない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、サ ービス担当者会議等において、利用者の個人情報 を用いる場合は利用者の同意を, 利用者の家族の 個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あら かじめ文書により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第三十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対 し、利用者に対して特定の事業者によるサービス を利用させることの対償として、金品その他の財 産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第三十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事 業者は、提供したユニット型指定短期入所療養介 護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるた めの窓口を設置する等の必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容 等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提 供したユニット型指定短期入所療養介護に関し、 法第二十三条の規定により市町村が行う文書そ

ない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、サ ービス担当者会議等において、利用者の個人情報 を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の 個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あら かじめ文書により得ておかなければならない。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第37条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対 し、利用者に対して特定の事業者によるサービス を利用させることの対償として、金品その他の財 産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆進用

- 第38条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、提供したユニット型指定短期入所療養介護 に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付けるため の窓口を設置する等の必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は,前 項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容 等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提 供したユニット型指定短期入所療養介護に関し、 法第23条の規定により市町村が行う文書その

ない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、サ ービス担当者会議等において、利用者の個人情報 を用いる場合は利用者の同意を, 利用者の家族の 個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あら かじめ文書により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

☆準用

第37条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対 し、利用者に対して特定の事業者によるサービス を利用させることの対償として、金品その他の財 産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第38条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、提供したユニット型指定短期入所療養介護 に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付けるため の窓口を設置する等の必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容 等を記録しなければならない。
- 供したユニット型指定短期入所療養介護に関し、 法第23条の規定により市町村が行う文書その

の他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該 市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及 び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査 に協力するとともに、市町村から指導又は助言を 受けた場合においては、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行わなければならない。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、市 町村からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提 供したユニット型指定短期入所療養介護に係る 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会 (国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九 十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保 険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第百 七十六条第一項第三号の調査に協力するととも に、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は 助言を受けた場合においては、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、国 民健康保険団体連合会からの求めがあった場合 には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合 会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第百三十九条 ユニット型指定短期入所療養介護 の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自

他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市 町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に 協力するとともに、市町村から指導又は助言を受 けた場合においては、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行わなければならない。

- 町村からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提 供したユニット型指定短期入所療養介護に係る 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192 号) 第45条第5項に規定する国民健康保険団体 連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条 第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健 康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受 けた場合においては、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、国 民健康保険団体連合会からの求めがあった場合 には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合 会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第168条 ユニット型指定短期入所療養介護の 第168条 ユニット型指定短期入所療養介護の 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発

他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市 町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に 協力するとともに、市町村から指導又は助言を受 けた場合においては、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行わなければならない。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、市 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、市 町村からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を市町村に報告しなければならない。
 - 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提 供したユニット型指定短期入所療養介護に係る 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192 号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体 連合会をいう。以下同じ。) が行う法第176条 第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健 康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受 けた場合においては、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行わなければならない。
 - 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、国 民健康保険団体連合会からの求めがあった場合 には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合 会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発

発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域 との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第三十六条の二 ユニット型指定短期入所療養介 護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供 したユニット型指定短期入所療養介護に関する 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する 者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が 実施する事業に協力するよう努めなければなら ない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第三十七条 ユニット型指定短期入所療養介護事│第40条 ユニット型指定短期入所療養介護事業│第40条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所 療養介護の提供により事故が発生した場合は、市 町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅 介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前 項の事故の状況及び事故に際して採った処置に ついて記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者に対するユニット型指定短期入所療養介護 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第三十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事 第41条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 第41条 ユニット型指定短期入所療養介護事業

的な活動等との連携及び協力を行う等地域との 交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第39条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、その事業の運営に当たっては、提供したユ ニット型指定短期入所療養介護に関する利用者 からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相 談及び援助を行う事業その他の市町村が実施す る事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 者は、利用者に対するユニット型指定短期入所療 養介護の提供により事故が発生した場合は、市町 村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介 護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は,前 項の事故の状況及び事故に際してとった処置に ついて記録しなければならない。
- 用者に対するユニット型指定短期入所療養介護 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

的な活動等との連携及び協力を行う等地域との 交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第39条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、その事業の運営に当たっては、提供したユ ニット型指定短期入所療養介護に関する利用者 からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相 談及び援助を行う事業その他の市町村が実施す る事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 者は、利用者に対するユニット型指定短期入所療 養介護の提供により事故が発生した場合は、市町 村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介 護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は,前 項の事故の状況及び事故に際してとった処置に ついて記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利 用者に対するユニット型指定短期入所療養介護 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所 ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定 短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業 の会計を区分しなければならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第百五十四条の二 ユニット型指定短期入所療養 介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関 する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護事業者の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 短期入所療養介護計画
- 二 第百五十五条の十二において準用する第百 五十五条において準用する第十九条第二項に 規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
- 三 第百五十五条の六第七項に規定する身体的 拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第百五十五条の十二において準用する第百 五十五条において準用する<u>第二十六条</u>に規定 者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第205条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 短期入所療養介護計画

- (2) 第211条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第218条において準用する第206条に おいて準用する第19条第2項に規定する提 供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第218条において準用する第206条に おいて準用する第27条に規定する市町村へ

者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ご とに経理を区分するとともに、ユニット型指定短 期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の 会計を区分しなければならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第205条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 短期入所療養介護計画

- (2) 第211条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第218条において準用する第206条に おいて準用する第19条第2項に規定する提 供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第218条において準用する第206条に おいて準用する第27条に規定する市町村へ

する市町村への通知に係る記録

- 五 第百五十五条の十二において準用する第百 五十五条において準用する第三十六条第二項 に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第百五十五条の十二において準用する第百 五十五条において準用する第三十七条第二項 に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採っ</u> た処置についての記録

(準用)

第百五十五条の十二 第百四十四条,第百四十七条 から第百四十九条まで,第百五十四条の二及び第 百五十五条(第百一条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第 百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」と あるのは「第百五十五条の六第七項」と、同項第 四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」と

の通知に係る記録

- (5) 第218条において準用する第206条に おいて準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦 情の内容等の記録
- (6) 第218条において準用する第206条に おいて準用する第40条第2項に規定する事 故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置につい ての記録
- (7) 第216条第1項に規定する勤務の体制等 の記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第21 0条第1項から第3項までに規定する利用料 等に関する請求及び受領等の記録 (準用)

第218条 第194条,第197条から第199条まで、第205条及び第206条(第110条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第205条第2項第2号中「第196条第5項」とあるのは「第211条第7項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第218条において準用する第206条」と、同項第7号中「次条において準用する第110条第1項」とあるのは「第216条第1項」と、同項第8号中「第195条第1項から第3項」とあるのは「第210条第1項か

の通知に係る記録

- (5) 第218条において準用する第206条に おいて準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦 情の内容等の記録
- (6) 第218条において準用する第206条に おいて準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事 故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置につい ての記録
- (7) 第216条第1項に規定する勤務の体制等 の記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第21 0条第1項から第3項までに規定する利用料 等に関する請求及び受領等の記録

(準用)

第218条 第194条, 第197条から第199条まで, 第205条及び第206条 (第110条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第205条第2項第2号中「第196条第5項」とあるのは「第211条第7項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第218条において準用する第206条」と、同項第7号中「次条において準用する第110条第1項」とあるのは「第216条第1項」と、同項第8号中「第195条第1

あるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、 「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の十 に規定する重要事項に関する規程」と読み替える ものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第四条 平成十五年三月三十一日までの間は、第百 四十二条第一項中「次のとおりとする」とあるの は「第一号から第三号まで、附則第四条第一項の 規定により読み替えて適用される第四号及び附 則第四条第二項に定めるところによる」と、同条 第一項第四号中「第四条第二項に規定する病床」 とあるのは「第五十二条の規定により読み替えて 適用される令第四条第二項に規定する主として 痴呆の状態にある老人(当該痴呆に伴って著しい 精神症状(特に著しいものを除く。)を呈する者 又は当該痴呆に伴って著しい行動異常(特に著し いものを除く。) がある者に限るものとし、その 者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある 者を除く。)を入院させることを目的とした病床」 と、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「附 則第四条第一項の規定により読み替えて適用さ ら第3項」と、第206条中「第10章第4節」 とあるのは「第10章第5節第3款」と、「第2 03条」とあるのは「第215条」と読み替える ものとする。

附則

(施行期日)

第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日(以下「施</u> 行日」という。)から施行する。 (経過措置) 項から第3項」とあるのは「第210条第1項から第3項」と、第206条中「第10章第4節」とあるのは「第10章第5節第3款」と、「第203条」とあるのは「第215条」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日(以下「施</u> 行日」という。) から施行する。 (経過措置) れる前項第四号及び附則第四条第二項」と、第百四十三条中「次のとおりとする。」とあるのは「次の各号及び附則第四条第三項に定めるところによる。」と、第百四十四条中「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室」とあるのは「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室」とは附則第四条第二項に規定する介護力強化病棟に係る病室」と、第百五十四条第二号中「又は老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病院」と、「又は老人性痴呆疾患療養病棟又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病院」と、「又は老人性痴呆疾患療養病棟又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病院」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病棟」とする。

2 令第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条第二項に規定する主として老人慢性疾患(老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をいう。)にかかっている老人(当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。)を入院させることを目的とした病床(療養病床及び医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。)により構成される病棟(以下「介護力強化病棟」という。)を有する病院(第百四十二条第一項第二号に該当

- するものを除く。以下「介護力強化病院」という。) に該当する指定短期入所療養介護事業所に置く べき短期入所療養介護従業者の員数は次のとお りとする。
- 一 医師及び薬剤師 介護力強化病院として医療法上必要とされる数以上
- 二 介護力強化病棟に置くべき看護職員 常勤 換算方法で,介護力強化病棟における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護力強化病棟に置くべき介護職員 常勤 換算方法で,介護力強化病棟における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 栄養士 病床数が百以上の病院であるもの にあっては一以上
- 五 理学療法士又は作業療法士 当該介護力強 化病院の実情に応じた適当数
- 3 介護力強化病院に該当する指定短期入所療養 介護事業所の病室は、次の基準を満たさなければ ならない。
 - 一 介護力強化病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。
- 二 患者が使用する廊下であって、介護力強化病 棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法によ る測定で、一・ニメートル以上とすること。た だし、両側に居室がある廊下の幅は、内法によ

<u>る測定で、一・六メートル以上としなければならない。</u>

第五条 削除

- 第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則 第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。) に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって,平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については,同条の規定にかかわらず,次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。 一食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適 したものでなければならない。
- 第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としな

第3条 医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成1 3年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則 第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病 床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以 下「病床転換による旧療養型病床群」という。)

第3条 医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成1 3年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則 第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病 床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以 下「病床転換による旧療養型病床群」という。) ければならない。

第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病 床を有する病院である指定短期入所療養介護事 業所であって, 平成十三年医療法施行規則等改正 省令附則第六条の適用を受けている病室を有す るものについては、当該規定にかかわらず、療養 病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、 入院患者一人につき六・四平方メートル以上とし なければならない。

第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病 床を有する病院である指定短期入所療養介護事 業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正 省令附則第二十一条の規定の適用を受けるもの については、当該規定にかかわらず、機能訓練室 は、内法による測定で四十平方メートル以上の床 而積を有し、必要な器械及び器具を備えなければ ならない。

第十条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附 則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養 型病床群(病床を転換して設けられたものに限 る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」 という。) に係る病床を有する診療所である指定

に係る病床を有する病院である指定短期入所療 養介護事業所であって、同条の規定の適用を受け ている病室を有するものについては、当該規定に かかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数 は、4床以下としなければならない。

床を有する病院である指定短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正 省令附則第6条の規定の適用を受けている病室 を有するものについては、当該規定にかかわら ず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による 測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル 以上としなければならない。

第5条 病床転換による旧療養型病床群に係る病 床を有する病院である指定短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正 省令附則第21条の規定の適用を受けるものに ついては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、 内法による測定で40平方メートル以上の床面 積を有し、必要な器械及び器具を備えなければな らない。

に係る病床を有する病院である指定短期入所療 養介護事業所であって、同条の規定の適用を受け ている病室を有するものについては、当該規定に かかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数 は、4床以下としなければならない。

第4条 病床転換による旧療養型病床群に係る病 | 第4条 病床転換による旧療養型病床群に係る病 床を有する病院である指定短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正 省令附則第6条の規定の適用を受けている病室 を有するものについては、当該規定にかかわら ず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による 測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル 以上としなければならない。

> 第5条 病床転換による旧療養型病床群に係る病 床を有する病院である指定短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正 省令附則第21条の規定の適用を受けるものに ついては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、 内法による測定で40平方メートル以上の床面 **積を有し、必要な器械及び器具を備えなければな** らない。

短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

- 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の 広さを有しなければならない。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適 したものでなければならない。
- 第十一条 病床転換による診療所旧療養型病床群 に係る病床を有する診療所である指定短期入所 療養介護事業所であって, 平成十三年医療法施行 規則等改正省令附則第四条の適用を受けている 病室を有するものについては, 当該規定にかかわ らず,療養病床に係る一の病室の病床数は, 四床 以下としなければならない。
- 第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群 に係る病床を有する診療所である指定短期入所 療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行 規則等改正省令附則第七条の適用を受けている 病室を有するものについては、当該規定にかかわ
- 第6条 平成13年医療法施行規則等改正省令附 則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養 型病床群 (病床を転換して設けられたものに限 る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」 という。) に係る病床を有する診療所である指定 短期入所療養介護事業所であって, 同条の規定の 適用を受けている病室を有するものについては, 当該規定にかかわらず,療養病床に係る一の病室 の病床数は, 4床以下としなければならない。
- 第7条 病床転換による診療所旧療養型病床群に 係る病床を有する診療所である指定短期入所療 養介護事業所であって、平成13年医療法施行規 則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けて いる病室を有するものについては、当該規定にか
- 第6条 平成13年医療法施行規則等改正省令附 則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養 型病床群 (病床を転換して設けられたものに限 る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」 という。) に係る病床を有する診療所である指定 短期入所療養介護事業所であって, 同条の規定の 適用を受けている病室を有するものについては, 当該規定にかかわらず,療養病床に係る一の病室 の病床数は, 4床以下としなければならない。
- 第7条 病床転換による診療所旧療養型病床群に 係る病床を有する診療所である指定短期入所療 養介護事業所であって、平成13年医療法施行規 則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けて いる病室を有するものについては、当該規定にか

らず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メート ル以上としなければならない。

附 則(平成一三年一月三一日厚生労働省

令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医療法等の一部を改正する 法律(平成十二年法律第百四十一号)の施行の 日(平成十三年三月一日)から施行する。 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置) 第三十四条 この省令の施行の日から起算して 二年六月を経過する日までの間は、第十二条の 規定による改正後の指定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新 居宅基準」という。)第百四十二条第一項第三 号中「医療法第七条第二項第四号に規定する療 養病床」とあるのは、「医療法第七条第二項第 四号に規定する療養病床又は医療法等の一部 を改正する法律(平成十二年法律第百四十一 号) 附則第二条第三項第五号に規定する経過的 旧療養型病床群(その全部又は一部について専 ら要介護者を入院させるものに限る。)」とす る。

第三十五条 老人性痴呆疾患療養病棟(新居宅基 準第百四十二条第一項第四号に規定する老人 かわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

かわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

性痴呆疾患療養病棟をいう。以下同じ。)であって、附則第十条第四号及び第十一条第二項の規定の適用を受けるものについては、平成十五年八月三十一日までの間は、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ(1)中「三」とあるのは、「四」とする。

- 2 この省令の施行の際現に医療法第七条第一項の開設許可を受けている病院のうち,介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令(平成十七年政令第二百三十一号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する同令第四条第二項に規定する特例対象病院(以下「特例対象病院」という。)が有する老人性認知症疾患療養病棟については、平成十八年二月二十八日までの間は、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ(2)中「四」とあるのは、「六」とする。
- 3 当分の間,新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ(2)(前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)中「一以上」とあるのは,「一以上。ただし,そのうち,老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数(以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。)を四をもって除した数(その数が一に満

たないときは一とし、その数に一に満たない端 数が生じるときはこれを切り上げるものとす る。) から老人性認知症疾患療養病棟入院患者 数を五をもって除した数(その数が一に満たな いときは一とし、その数に一に満たない端数が 生じるときはこれを切り上げるものとする。) を減じた数の範囲内で介護職員とすることが できる。 」とする。 第三十六条 この省令の施行の際現に存する老 人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあって は、当分の間、新居宅基準第百四十三条第四号 ロ中「内法による測定で、入院患者一人につき 六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者 一人につき六・○平方メートル」とする。 第三十七条 附則第八条の規定の適用を受ける 病院内の病室に隣接する廊下(新居宅基準附則 第九条の規定の適用を受ける場合を除く。)の 幅は、新居宅基準第百四十三条第四号ニ中 「一・八メートル」とあるのは「一・二メート ル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規 則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院 の廊下の幅にあっては二・一メートル以上)」 とあるのは「一・六メートル」とする。 附 則(平成一七年九月七日厚生労働省令第 一三九号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に指定居宅サー ビスに該当する短期入所療養介護の事業を行 う事業所(この省令の施行の後に建物の規模又 は構造を変更したものを除く。次項及び第三項

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び

において同じ。)は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介

護事業所でないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に指定居宅サービス に該当する短期入所療養介護の事業を行う事 業所であって、この省令による改正後の指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関 する基準(以下「指定居宅サービス等新基準」 という。)第十章第二節及び第五節に規定する 基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に 申し出た場合には、前項の規定は適用しない。 附則(平成二十三年八月十八日厚生労働省

令第一○六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から 施行する。

第二条 2 平成十七年十月一日以前に指定居 宅サービスに該当する短期入所療養介護の事 第12条 2 平成17年10月1日以前に指 定居宅サービスに該当する短期入所療養介護 第12条 2 平成17年10月1日以前に指 定居宅サービスに該当する短期入所療養介護 業を行っている事業所 (同日において建築中の ものであって、同月二日以降に指定居宅サービ スに該当する短期入所療養介護の事業を行う 事業所となったものを含む。以下「平成十七年 前指定短期入所療養介護事業所」という。)で あって、指定居宅サービス等旧基準第百五十五 条の十五第一項に規定する一部ユニット型指 定短期入所療養介護事業所であるもの(この省 令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成 十七年前指定短期入所療養介護事業所(指定居 宅サービス等基準百五十五条の四第一項に規 定するユニット型指定短期入所療養介護事業 所を除く。) であって、この省令の施行後に指 定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五 第一項に規定する一部ユニット型指定短期入 所療養介護事業所に該当することとなるもの を含む。) については、この省令の施行後最初 の指定の更新までの間は、なお従前の例による ことができる。

の事業を行っている事業所(同日において建築 中のものであって、同日後に指定居宅サービス に該当する短期入所療養介護の事業を行う事 業所となったものを含む。以下「平成17年前 指定短期入所療養介護事業所」という。)であ って、指定居宅サービス等旧基準第155条の 15第1項に規定する一部ユニット型指定短 期入所療養介護事業所であるもの(平成23年 9月1日において改修、改築又は増築中の平成 17年前指定短期入所療養介護事業所(ユニッ ト型指定短期入所療養介護事業所を除く。)で あって、同日後に指定居宅サービス等旧基準第 155条の15第1項に規定する一部ユニッ ト型指定短期入所療養介護事業所に該当する こととなるものを含む。) については、施行日 以後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サ ービス等旧基準の規定によることができる。

第21条 当分の間, 第181条第2項第4号又は 第21条 当分の間, 第181条第2項第4号又は 第216条第2項第4号の規定中「前号のユニッ トリーダー」とあるのは「ユニット型指定短期入 所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユ ニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者 及び従業者」とする。

の事業を行っている事業所(同日において建築 中のものであって、同日後に指定居宅サービス に該当する短期入所療養介護の事業を行う事 業所となったものを含む。以下「平成17年前 指定短期入所療養介護事業所」という。)であ って、指定居宅サービス等旧基準第155条の 15第1項に規定する一部ユニット型指定短 期入所療養介護事業所であるもの(平成23年 9月1日において改修、改築又は増築中の平成 17年前指定短期入所療養介護事業所(ユニッ ト型指定短期入所療養介護事業所を除く。)で あって,同日後に指定居宅サービス等旧基準第 155条の15第1項に規定する一部ユニッ ト型指定短期入所療養介護事業所に該当する こととなるものを含む。) については、施行日 以後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サ ービス等旧基準の規定によることができる。

第216条第2項第4号の規定中「前号のユニッ トリーダー」とあるのは「ユニット型指定短期入 所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユ ニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者 及び従業者」とする。

附 則 (平成26年3月25日岡山市条例第3 0号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日岡山市条例第3 0号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施 行する。

(経過措置)

(略)

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (介護予防短期入所療養介護関係部分)

(凡例)

今回改正した部分・・・・網かけ

省令と岡山市条例の異なる部分・・・赤文字赤下線

準用する部分・・・・・・青文字青下線(点線)

省令(新)	岡山市条例(旧)	岡山市条例(新)
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及	<u>岡山市</u> 指定介護予防サービス等の事業の人員, 設	<u>岡山市</u> 指定介護予防サービス等の事業の人員,設
び運営並びに指定介護予防サービス等に係	備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介	備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介
る介護予防のための効果的な支援の方法に	護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <mark>等</mark>	護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
関する基準	<u>を定める条例</u>	<u>を定める条例</u>
(平成十八年三月十四日)	平成24年12月19日	平成24年12月19日
(厚生労働省令第三十五号)	岡山市条例第90号	岡山市条例第90号
	一部改正 平成26年 3月25日	一部改正 平成26年3月25日
	岡山市条例第30号	岡山市条例第30号
<u>一部改正</u> <u>平成二十七年一月十六日</u>		一部改正 平成27年3月 日
厚生労働省令第四号		<u>岡山市条例第 号</u>
第一章 総則	第1章 総則	第1章 総則
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護	第1条 この条例は,介護保険法(平成9年法律第1	第1条 この条例は,介護保険法(平成9年法律第1
保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」と	23号。以下「法」という。)第54条第1項第2	23号。以下「法」という。)第54条第1項第2
いう。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める	号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に	号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に
基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百	基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予	基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予
十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は,	防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定	防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に	介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに	介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに
定める規定による基準とする。	係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する	係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条	基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第	基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第
第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地	1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者	1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者
方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百	<u>の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u>	の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。
五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都		
市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二		

- 第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準第五十七条第四号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五十九条、第百四十五条第六項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百八十条、第百八十一条、第二百六十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。)及び第二百七十九条の規定による基準
- 二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条 第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条 例を定めるに当たって従うべき基準 第百八十三 条第一項第一号及び第二項第一号ロ並びに附則第 四条(第百八十三条第二項第一号ロに係る部分に 限る。)の規定による基準
- 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条 第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条 例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条 の二第一項(第六十一条及び第二百八十条におい て準用する場合に限る。), 第四十九条の三(第 六十一条,第百八十五条及び第二百八十条におい て準用する場合に限る。), 第五十三条の五(第 六十一条,第百八十五条及び第二百八十条におい て準用する場合に限る。), 第五十三条の十 六十一条、第百八十五条及び第二百八十条におい て準用する場合に限る。),第百三十三条第一項 (第百八十五条において準用する場合に限る。) 第百三十六条(第百八十五条において準用する場 合に限る。) 及び第百四十五条第七項(第百八十 五条において準用する場合に限る。) の規定によ る基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条

- 第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百八十二条の規定による基準
- 五 法第百十五条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第百十七条、第百二十九条、第百三十条、第百四十五条第六項、第百五十七条第二項及び第三項、第百六十七条、第二百八十七条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十六条、第二百五十六条、第二百五十六条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準
- 六 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及び第六項第一号口、第百五十三条第六項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第二条(第百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準
- 七 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第 三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例 を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の 二第一項(第七十四条、第八十四条、第九十三条、

第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九 条において準用する場合を含む。), 第四十九条 の三 (第七十四条, 第八十四条, 第九十三条, 百二十三条、第百四十二条(第百五十九条におい 七十六条及び第二百八十九条において準用する場 第五十三条の五(第七十四条、 八十四条,第九十三条,第百二十三条,第百四十 二条(第百五十九条において準用する場合を含 第百九十五条(第二百十条において準用 第二百四十五条,第二百六 七十四条,第八十四条,第九十三条, 第百四十二条(第百五十九条において準用す る場合を含む。)、第百九十五条(第二百十 第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十 九条において進用する場合を含む。). 第七十七条第一項から第三項まで、第百三十 第一項(第百五十九条及び第百九十五条(第 十条において準用する場合を含む。) において準 第百三十六条(第百五十 用する場合を含む。 九条において準用する場合を含む。) 五条第七項,第百六十一条第八項,第百九十 (第二百十条において準用する場合を含む。 第百九十八条,第二百条第六項,第二百十二条第 七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、 二百三十五条第一項及び第二項(第二百六-において準用する場合を含む。 条(第二百六十二条において準用する場合 む。)並びに第二百五十八条第一項から第三項ま

での規定による基準

- 八 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第 三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例 を定めるに当たって標準とすべき基準 第百三十 一条(第百五十四条において準用する場合を含 む。)の規定による基準
- 九 法第五十四条第一項第二号又は第百十五条の四 第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四 条第二項各号及び第百十五条の四第三項各号に掲 げる事項以外の事項について、都道府県が条例を 定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定 める基準のうち、前各号に定める規定による基準 以外のもの

(平二三厚労令一二七·全改,平二四厚労令 ——·一部改正)

(定義)

- 第二条 この<mark>省令</mark>において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業を行う者をい う。
 - 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防 サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定す る指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防 サービスをいう。
 - 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予 防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価 をいう。
 - 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第 二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が 定める基準により算定した費用の額(その額が現 に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を 超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項 に規定する介護予防サービス事業を行う者をい う。
 - (2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
 - (3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防 サービス費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。
 - (4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2 項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額(その額が現に 当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超 えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項 に規定する介護予防サービス事業を行う者をい う。
 - (2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
 - (3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防 サービス費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。
 - (4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2 項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額(その額が現に 当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超 えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要

要した費用の額とする。) をいう。

- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の 規定により介護予防サービス費が利用者に代わり 当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場 合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防 サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一 項第二号に規定する基準該当介護予防サービスを いう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時 間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務す べき時間数で除することにより、当該事業所の従 業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法 をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項 第2号に規定する基準該当介護予防サービスをい う。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時 間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務す べき時間数で除することにより、当該事業所の従 業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法 をいう。
- (8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。),診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)者しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション,介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

- した費用の額とする。) をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項 第2号に規定する基準該当介護予防サービスをい う。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時 間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務す べき時間数で除することにより、当該事業所の従 業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法 をいう。
- (8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。),診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

- 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サ ービスの事業を運営するに当たっては、地域との結 び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、 他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サー ビス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め なければならない。
- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員,取 締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締 役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配 力を有するものと認められる者を含む。) 及び当該 申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排 除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2 号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及 び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサー ビスの提供に努めなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ ならない。
- 5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サ ービスの事業を運営するに当たっては、地域との結 び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法 第115条の46第1項に規定する地域包括支援セ ンターをいう。以下同じ。),介護予防サービス事 業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを 提供する者との連携に努めなければならない。
- 6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援セ ンターから求めがあった場合には、地域ケア会議に 参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支 援事業その他の事業に協力するものとする。

第2章~第9章 (略)

第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 基本方針

(基本方針)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第二章~第九章 (略)

第一節 基本方針

- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員,取 締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締 役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配 力を有するものと認められる者を含む。) 及び当該 申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排 除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2 号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及 び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサー ビスの提供に努めなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ ならない。
- 5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サ ービスの事業を運営するに当たっては、地域との結 び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法 第115条の46第1項に規定する地域包括支援セ ンターをいう。以下同じ。),介護予防サービス事 業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを 提供する者との連携に努めなければならない。
- 6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援セ ンターから求めがあった場合には、地域ケア会議に 参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支 援事業その他の事業に協力するものとする。

第2章~第9章 (略)

第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 基本方針

(基本方針)

第百八十六条 指定介護予防サービスに該当する介護 第176条 指定介護予防サービスに該当する介護予 第176条 指定介護予防サービスに該当する介護予

予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入 所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

- 第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されて

防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第177条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を 行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業 者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供 に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護 従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第192条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護では、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護でいる。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ

防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第177条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を 行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業 者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供 に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護 従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第192条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第191条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ

- いる場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百九十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八 年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の 規定によりなおその効力を有するものとされた同 法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平 成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第 一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設 (以下「指定介護療養型医療施設」という。)で ある指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっ ては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所 に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、 栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、 それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設 の入院患者とみなした場合における平成十八年旧 介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設と して必要とされる数が確保されるために必要な数 以上とする。
- 三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては,当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師,薬剤師,看護職員,介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。),栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は,それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数

- れている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第183条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては,当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師,薬剤師,看護職員,介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。),栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は,それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- れている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第183条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては,当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師,薬剤師,看護職員,介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。),栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は,それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

以上とする。

- 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期 入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス 等基準第百四十二条第一項に規定する人員に関する 基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を 満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

- 第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする
 - 二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧

- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期 入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス 等基準条例第192条第1項に規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第88号)第44条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養

- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期 入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス 等基準条例第192条第1項に規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第88号)第44条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養

介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。
 - ロ 食堂及び浴室を有すること。
 - ハ機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期 入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス 等基準第百四十三条第一項及び第二項に規定する設

型医療施設として必要とされる設備(ユニット型 指定介護療養型医療施設(岡山市指定介護療養型 医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成24年市条例第89号)第43条 に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を いう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有 することとする。

- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
- (4) 診療所 (療養病床を有するものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - イ食堂及び浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期 入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス 等基準条例第193条第1項及び第2項に規定する

型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(岡山市指定介護療養型医療施設(岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第89号)第43条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - イ食堂及び浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期 入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所 療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス 等基準条例第193条第1項及び第2項に規定する

備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規 定する基準を満たしているものとみなすことができ る。

第四節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第百三十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百九十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 <u>第四十九条の二</u>第二項から第六項までの規定は、 前項の規定による文書の交付について準用する。 (対象者)
- 第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の開始及び終了)

設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に 規定する基準を満たしているものとみなすことがで きる。

第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第137条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第182条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規 定による文書の交付について準用する。 (対象者)
- 第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の開始及び終了)

設備に関する基準を満たすことをもって,前2項に 規定する基準を満たしているものとみなすことがで きる。

第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第137条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第182条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 <u>第51条の2</u>第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (対象者)
- 第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の開始及び終了)

☆準用

第百三十四条 2 指定介護予防短期入所療養介護事 業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービ ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に より、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始 前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療 サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な 援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第四十九条の三 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所療養介 護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第四十九条の四 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該 サービスを提供する地域をいう。以下同じ。) 等を 勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防 短期入所療養介護を提供することが困難であると認 めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事 業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所療 養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やか に講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第四十九条の五 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供を求め られた場合は、その者の提示する被保険者証によっ て、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認 定の有効期間を確かめるものとする。

☆準用

第138条 2 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター 又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供 する者との密接な連携により、指定介護予防短期入 所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利 用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービス を利用できるよう必要な援助に努めなければならな 1

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は,正 当な理由なく指定介護予防短期入所療養介護の提供 を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の通常の 事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービ スを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、 利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所 療養介護を提供することが困難であると認めた場合 は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(法 第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う 者をいう。以下同じ。) への連絡, 適当な他の指定 介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他の 必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 指定介護予防短期入所療養介護の提供を求められた 場合は、その者の提示する被保険者証によって、被 保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有 効期間を確かめるものとする。

☆準用

第138条 2 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター 又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供 する者との密接な連携により、指定介護予防短期入 所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利 用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービス を利用できるよう必要な援助に努めなければならな

(提供拒否の禁止) ☆準用

第51条の3 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、正当な理由なく指定介護予防短期入所療養介護 の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第51条の4 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の通 常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サ ービスを提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘 案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短 期入所療養介護を提供することが困難であると認め た場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業 者(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援 を行う者をいう。以下同じ。) への連絡、適当な他 の指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介そ の他の必要な措置を速やかに講じなければならな 1

(受給資格等の確認) ☆準用

第51条の5 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、指定介護予防短期入所療養介護の提供を求めら れた場合は、その者の提示する被保険者証によって、 被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の 有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 2 によっている。 2 によっている 2 によ

被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第四十九条の六 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆進用

第四十九条の七 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第12条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際 し、要支援認定を受けていない利用申込者について は、要支援認定の申請が既に行われているかどうか を確認し、申請が行われていない場合は、当該利用 申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われ るよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない 被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第51条の6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第51条の7 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第四十九条の九 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第四十九条の十 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防サービス計画 (施行規則第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。) が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第四十九条の十三 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所療養介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければ

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第15条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際 し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年 厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第 83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当 該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービ ス計画 (同条第1号ハ及び二に規定する計画を含む。 以下同じ。) の作成を介護予防支援事業者に依頼す る旨を市町村に対して届け出ること等により、介護 予防サービス費の支給を受けることができる旨を説 明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提 供することその他の介護予防サービス費の支給を受 けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当 該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介護を提 供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第19条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には, 当該指定介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容,当該指定介護予防短期入所療養介護について法 第53条第4項の規定により利用者に代わって支払 を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項 を,利用者の介護予防サービス計画を記載した書面 又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第51条の9 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆進用

第51条の10 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、介護予防サービス計画が作成されている場合 は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介 護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第51条の13 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所療養介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければなら

ならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第百九十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防 短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所 療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当 該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払 を受けるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次<u>の各号</u>に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第 一項の規定により特定入所者介護予防サービス費 が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号 に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定 により当該特定入所者介護予防サービス費が利用 者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事 業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規 定する食費の負担限度額)を限度とする。)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は,法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と,指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に,不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項 の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支 払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

ない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は,前2項 の支払を受ける額のほか,次に掲げる費用の額の支 払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の 規定により特定入所者介護予防サービス費が利用 者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定 する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定によ り当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に 代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者 に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定す る滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選 定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い 必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選 定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
- 五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める 場合を除く。)

六 理美容代

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期 入所療養介護において提供される便宜のうち、日 常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用について は、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項 | に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サ

- (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規 定により特定入所者介護予防サービス費が利用者 に支給された場合は、同条第2項第2号に規定す る滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により 当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代 わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に 支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する 滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 基準省令第190条第3項第3号に規定する平 成12年厚生省告示第123号により厚生労働大 臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な 療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費
- (4) 基準省令第190条第3項第4号に規定する平 成12年厚生省告示第123号により厚生労働大 臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な 食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(基準省令第190条第3項 第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号 により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期 入所療養介護において提供される便官のうち、日 常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用について は、基準省令第190条第4項に規定する平成17 年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が 定めるところによるものとする。
- に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サ

- (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規 定により特定入所者介護予防サービス費が利用者 に支給された場合は、同条第2項第2号に規定す る滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により 当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代 わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に 支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する 滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 基準省令第190条第3項第3号に規定する平 成12年厚生省告示第123号により厚生労働大 臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な 療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費
- (4) 基準省令第190条第3項第4号に規定する平 成12年厚生省告示第123号により厚生労働大 臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な 食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(基準省令第190条第3項 第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号 により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期 入所療養介護において提供される便官のうち、日 常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用について は、基準省令第190条第4項に規定する平成17 年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が 定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項 に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サ

ービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第五十条の二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第百九十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、<u>前項の</u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第五十条の三 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、指定介護予防短期入所療養介護を受けている利 用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞 なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなけれ ばならない。
 - 一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受

ービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第21条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は,提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容, 費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的 拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第24条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者 が次の各号のいずれかに該当する場合は,遅滞なく, 意見を付してその旨を市町村に通知しなければなら ない。
 - (1) 正当な理由なしに<u>指定介護予防短期入所療養介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受

ービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第52条の2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的 拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第52条の3 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、指定介護予防短期入所療養介護を受けている利 用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞 なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなけれ ばならない。
 - (1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所療養介 護の利用に関する指示に従わないことにより、要 支援状態の程度を増進させたと認められるとき又 は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受

け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務) ☆準用

- 第五十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の 管理者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の 従業者の管理及び指定介護予防短期入所療養介護の 利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握そ の他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者 は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従 業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第百九十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び軍営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 四 通常の送迎の実施地域
 - 五 施設利用に当たっての留意事項
 - 六 非常災害対策

- 土 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用
- 第百二十条の二 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所療 養介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所療

け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務) ☆準用

- 第54条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者 は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従 業者に第10章第4節及び第5節の規定を遵守させ るため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)
- 第182条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設利用に当たっての留意事項
 - (6) 事故発生時における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的 拘束等を行う場合の手続
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 成年後見制度の活用支援
 - (11) 苦情解決体制の整備
 - (12) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用
- 第105条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所療養 介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所療養

け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務) ☆準用

- 第54条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者 は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従 業者に第10章第4節及び第5節の規定を遵守させ るため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)
- 第182条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設利用に当たっての留意事項
 - (6) 事故発生時における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的 拘束等を行う場合の手続
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 成年後見制度の活用支援
 - (11) 苦情解決体制の整備
 - (12) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用
- 第124条の2 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所療 養介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所療

- <u>養介護事業所</u>ごとに従業者の勤務の体制を定めてお かなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時 に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならな い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情 がある場合は、この限りでない。
 - 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所 療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老 人保健施設の入所者とみなした場合において入所 定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者 数
 - 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

- <u>介護事業所</u>ごとに従業者の勤務の体制を定め、その <u>勤務の実績とともに記録し</u>ておかなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

- 第183条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所 療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老 人保健施設の入所者とみなした場合において入所 定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者 数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

- 養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介 護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定介 護予防短期入所療養介護事業所の従業者によって指 定介護予防短期入所療養介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

- 第183条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所 療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老 人保健施設の入所者とみなした場合において入所 定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者 数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数 及び病室の定員を超えることとなる利用者数 (非常災害対策) ☆準用
- 第百二十条の四 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- (3) 診療所(前号に掲げるものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 (非常災害対策) ☆準用
- 第107条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等) ☆準用

第125条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は

- (3) 診療所(前号に掲げるものを除く。) である指 定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては, 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数 及び病室の定員を超えることとなる利用者数 (非常災害対策) ☆準用
- 第124条の4 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所が立地 する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災 害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた 非常災害への対応に関する具体的計画を策定すると ともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者 との連携の体制を整備し、それらの内容(次項にお いて「計画等」という。)を定期的に従業者に周知 しなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等) ☆準用

第125条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は

(衛生管理等) ☆準用

第百二十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は

飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又 は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び 医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事 業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに必要な措置を講ずるよう努めなければならな 11

(掲示) ☆準用

第五十三条の四 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の見や すい場所に、第百九十二条に規定する重要事項に関 する規程の概要,介護予防短期入所療養介護従業者 の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示しなければな らない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第五十三条の五 指定介護予防短期入所療養介護事業 所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならな 1
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 当該指 定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であっ た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう. 必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、サービ ス担当者会議等において、利用者の個人情報を用い る場合は利用者の同意を, 利用者の家族の個人情報 を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書 により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆進用

- 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又 は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び 医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事 業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに必要な措置を講ずるよう努めなければならな 11

(掲示) ☆準用

第31条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 指定介護予防短期入所療養介護事業所の見やすい場 所に、第182条に規定する重要事項に関する規程 の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆進用

- 第32条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の従 業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該指 定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であっ た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう. 必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、サービ ス担当者会議等において、利用者の個人情報を用い る場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報 を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書 により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆進用

第五十三条の七 指定介護予防短期入所療養介護事業 | 第34条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、

- 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又 は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び 医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事 業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに必要な措置を講ずるよう努めなければならな 1

(掲示) ☆準用

第55条の4 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の見やす い場所に、第182条に規定する重要事項に関する 規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤 務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示しなければならな

(秘密保持等) ☆準用

- 第55条の5 指定介護予防短期入所療養介護事業所 の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならな V
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 当該指 定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であっ た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう. 必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、サービ ス担当者会議等において、利用者の個人情報を用い る場合は利用者の同意を, 利用者の家族の個人情報 を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書 により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆進用

第55条の7 指定介護予防短期入所療養介護事業者

者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、 利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用 させることの対償として、金品その他の財産上の利 益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第五十三条の八 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係 る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設 置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 <u>指定介護予防短期入所療養介護事業者</u>は、前項の 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記 録しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合において

介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者 に対して特定の事業者によるサービスを利用させる ことの対償として、金品その他の財産上の利益を供 与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第35条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用 者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応す るために、苦情を受け付けるための窓口を設置する 等必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記 録しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指

は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利 用者に対して特定の事業者によるサービスを利用さ せることの対償として、金品その他の財産上の利益 を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第55条の8 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 <u>指定介護予防短期入所療養介護事業者</u>は、前項の 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記 録しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指

- は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第百四十条 指定介護予防短期入所療養介護の事業の 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め なければならない。

(地域との連携) ☆準用

第五十三条の九 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定 介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦 情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を 行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する よう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第五十三条の十 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介 護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当 該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事 業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について記 録しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

- 導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第144条 指定介護予防短期入所療養介護の事業の 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め なければならない。

(地域との連携) ☆準用

第36条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第37条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 事故の状況及び事故に際してとった処置について記 録しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

- 導又は助言に従って必要な改善を行わなければなら ない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、国民健 康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前 項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し なければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第144条 指定介護予防短期入所療養介護の事業の 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め なければならない。

(地域との連携) ☆準用

第55条の9 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第55条の10 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の 事故の状況及び事故に際してとった処置について記 録しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第五十三条の十一 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者 に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関 する次<u>の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
 - 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 次条において準用する<u>第四十九条の十三第二項</u> に規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- 三 第百九十一条第二項に規定する身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する<u>第五十条の三</u>に規定する 市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する<u>第五十三条の八</u>第二項に 規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第五十三条の十第二項に 規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置 についての記録

第38条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定介護予防短期入所療養介護 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなけれ ばならない。

(記録の整備)

- 第184条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5</u>年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防短期入所療養介護計画
 - (2) 第181条第2項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する<u>第19条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町 村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第105条第1項に規定 する勤務の体制等の記録
 - (8) 法第52条に規定する予防給付及び第180条 第1項から第3項までに規定する利用料等に関す る請求及び受領等の記録

(準用)

第55条の11 指定介護予防短期入所療養介護事業 者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに 経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所療 養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分し なければならない。

(記録の整備)

- 第184条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5</u>年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 第181条第2項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する<u>第51条の13第2項</u>に 規定する提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (4) 次条において準用する<u>第52条の3</u>に規定する 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する<u>第55条の8</u>第2項に規 定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置 についての記録
- (7) 次条において準用する第124条の2第1項に 規定する勤務の体制等の記録
- (8) 法第52条に規定する予防給付及び第180条 第1項から第3項までに規定する利用料等に関す る請求及び受領等の記録

(進用)

(進用)

第百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七ま で、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条 の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、 第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七 から第五十三条の十一まで、第百二十条の二、第百 二十条の四, 第百二十一条, 第百三十三条, 第百三 十四条第二項及び第百四十条の規定は、指定介護予 防短期入所療養介護の事業について準用する。この 場合において、第五十三条の四中「第五十三条」と あるのは「第百九十二条」と、「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介 護従業者」と、第百二十条の二第三項中「介護予防 通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護 予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十三条中 「第百三十八条」とあるのは「第百九十二条」と、 「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介 護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるもの とする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針) 第百九十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介 護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者が できる限り要介護状態とならないで自立した日常生 活を営むことができるよう支援することを目的とす

第185条 第9条から第13条まで、第15条、第 16条, 第19条, 第21条, 第24条, 第31条, 第32条, 第34条から第38条まで, 第54条, 第105条, 第107条, 第125条, 第137条, 第138条第2項及び第144条の規定は、指定介 護予防短期入所療養介護の事業について準用する。 この場合において、第31条中「第27条」とある のは「第182条」と、「訪問介護員等」とあるの は「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54 条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第10 章第4節及び第5節」と、第105条第3項及び第 4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介 護予防短期入所療養介護従業者」と、第137条第 1項中「第142条」とあるのは「第182条」と、 「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介 護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるもの とする。

> 第5節 介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針) 第186条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用 者の介護予防に資するよう。その目標を設定し、計

者の介護予防に資するよう, その目標を設定し, 計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、<u>多様な</u> <u>評価の手法を用いて</u>その提供する指定介護予防短期 入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師 又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を 図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介 護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者が できる限り要介護状態とならないで自立した日常生 活を営むことができるよう支援することを目的とす

第185条 第51条の3から第51条の7まで、第5 1条の9、第51条の10、第51条の13、第52条 の2, 第52条の3, 第54条, 第55条の4, 第55 条の5, 第55条の7から第55条の11まで, 第12 4条の2, 第124条の4, 第125条, 第137条, 第138条第2項及び第144条の規定は、指定介 護予防短期入所療養介護の事業について準用する。 この場合において、第55条の4中「第55条」とあ るのは「第182条」と、「介護予防訪問入浴介護従 業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業 者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあ るのは「第10章第4節及び第5節」と、第124条 の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーシ ョン従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護 従業者 | と、第137条第1項中「第142条」と あるのは「第182条」と、「介護予防短期入所生 活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養 介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

- 第186条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、多様な 評価の手法を用いてその提供する指定介護予防短期 入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師 又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を 図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は,指定介 護予防短期入所療養介護の提供に当たり,利用者が できる限り要介護状態とならないで自立した日常生 活を営むことができるよう支援することを目的とす

- るものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者 がその有する能力を最大限活用することができるよ うな方法によるサービスの提供に努めなければなら ない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介 護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者と のコミュニケーションを十分に図ることその他の 様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加す るよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

- 第百九十七条 指定介護予防短期入所療養介護の方針 は、第百八十六条に規定する基本方針及び前条に規 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに よるものとする。
 - 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防

- るものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者 がその有する能力を最大限活用することができるよ うな方法によるサービスの提供に努めなければなら ない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に 応じ、利用者が成年後見制度を活用することができ るように支援しなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

- 第187条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第176条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防

- るものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者 がその有する能力を最大限活用することができるよ うな方法によるサービスの提供に努めなければなら ない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介 護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者と のコミュニケーションを十分に図ることその他の 様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加す るよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に 応じ、利用者が成年後見制度を活用することができ るように支援しなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

- 第187条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第176条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達, サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防

短期入所療養介護計画を作成するものとする。

- 三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予 防サービス計画が作成されている場合は、当該計 画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者 は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当た っては、その内容について利用者又はその家族に 対して説明し、利用者の同意を得なければならな い。
- 五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者 は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際 には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用 者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行う<u>ものとする</u>。

(診療の方針)

- 第百九十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 診療は、一般に医師として診療の必要性がある と認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断 を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
 - 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、 利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果 をもあげることができるよう適切な指導を行う。

短期入所療養介護計画を作成すること。

- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(診療の方針)

- 第188条 医師の診療の方針は、次に掲げるところ によるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性がある と認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断 を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う<u>こ</u>

短期入所療養介護計画を作成すること。

- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(診療の方針)

- 第188条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性がある と認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断 を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこ

- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生 活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行 うものとする。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に 照らして妥当適切に行うものとする。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に 厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならな V
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品 を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医 療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措 置を講じなければならない。

(機能訓練)

第百九十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常 生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療 法その他必要なリハビリテーションを行わなければ ならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第二百条 看護及び医学的管理の下における介護は、 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ う、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技 術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間 に二回以上, 適切な方法により, 利用者を入浴させ, 又は清しきしなければならない。

- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生 活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行 うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に 照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準 省令第198条第5号に規定する平成12年厚生 省告示第124号により厚生労働大臣が定めるも ののほか行ってはならないこと。
- (6) 基準省令第198条第6号に規定する平成12 年厚生省告示第125号により厚生労働大臣が定 める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は 処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医 療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措 置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第189条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常 生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療 法その他必要なリハビリテーションを行わなければ ならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間 に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、 又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者

- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生 活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に 照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準 省令第198条第5号に規定する平成12年厚生 省告示第124号により厚生労働大臣が定めるも ののほか行ってはならないこと。
- (6) 基準省令第198条第6号に規定する平成12 年厚生省告示第125号により厚生労働大臣が定 める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は 処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医 療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措 置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第189条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常 生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療 法その他必要なリハビリテーションを行わなければ ならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第190条 看護及び医学的管理の下における介護 第190条 看護及び医学的管理の下における介護 は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。
 - 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間 に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、 又は清拭しなければならない。

- の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、 排せつの自立について必要な援助を行わなければな らない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつ を使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は,前各項に定めるほか,利用者に対し,離床,着替え,整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 (食事の提供)
- 第二百一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び<u>嗜好</u>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、 できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ ばならない。

(その他のサービスの提供)

- 第二百二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行 うよう努めるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
 - 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の事業の基本方針,設備 及び運営並びに介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針

- の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、 排せつの自立について必要な援助を行わなければな らない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつ を使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項 に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容 その他日常生活上の支援を適切に行わなければなら ない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 (食事の提供)
- 第191条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び<u>し好</u>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、 できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ ばならない。

(その他のサービスの提供)

- 第192条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の事業の基本方針,設備 及び運営並びに介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

- の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、 排せつの自立について必要な援助を行わなければな らない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつ を使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 (食事の提供)
- 第191条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び<u>し好</u>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、 できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ ばならない。

(その他のサービスの提供)

- 第192条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の事業の基本方針,設備 及び運営並びに介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百三条 第一節, 第三節から前節までの規定にかかわらず, ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業 (指定介護予防短期入所療養介護の事業であって, その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し, 共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ,これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針,設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については,この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

- 第二百五条 コニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - 一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予

(この節の趣旨)

第193条 第1節,前3節の規定にかかわらず,ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって,その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し,共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ,これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針,設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については,この節に定めるところによる。

(基本方針)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予

(この節の趣旨)

第193条 第1節,前3節の規定にかかわらず,ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって,その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し,共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ,これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針,設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については,この節に定めるところによる。

(基本方針)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予

- 防短期入所療養介護事業所にあっては、<u>法に規定する</u>介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること<u>とする</u>。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、<u>平</u> 成十八年旧介護保険法に規定する</u>指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット型指 定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を 有することとする。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平 成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット型指 定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所 に限る。)に関するものに限る。)を有すること とする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所にお

- 防短期入所療養介護事業所にあっては,介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては,指 定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するも のに限る。)を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指 定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床 を有する診療所に限る。)に関するものに限る。) を有すること。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第209条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)

- 防短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人 保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては,指 定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するも のに限る。) を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指 定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床 を有する診療所に限る。)に関するものに限る。) を有すること。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第209条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第207条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同

いて一体的に運営されている場合については、指定 居宅サービス等基準<u>第百五十五条の四</u>第一項に規定 する設備に関する基準を満たすことをもって、前項 に規定する基準を満たしているものとみなすことが できる。

第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第百三十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百九十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、 前項の規定による文書の交付について準用する。 (対象者) ☆準用
- 第百八十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第209条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第137条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第182条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条 第2項から第6項までの規定は、前項の規 定による文書の交付について準用する。

(対象者) ☆準用

第179条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下

一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第209条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第137条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第182条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第51条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。(対象者) ☆進用
- 第179条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下

下同じ。) においてユニット型指定介護予防短期入 所療養介護を提供するものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の開始 及び終了) ☆準用

第百三十四条 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第四十九条の三 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第四十九条の四 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第四十九条の五 ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所 同じ。) においてユニット型指定介護予防短期入所 療養介護を提供するものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の開始 及び終了) ☆準用

第138条 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他のユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介

同じ。) においてユニット型指定介護予防短期入所 療養介護を提供するものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の開始 及び終了) ☆準用

第138条 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第51条の3 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定介護 予防短期入所療養介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第51条の4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他のユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第51条の5 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療 療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項 の規定により認定審査会意見が記載されているとき は、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指 定介護予防短期入所療養介護を提供するように努め なければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第四十九条の六 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、 遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効 期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な 援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第四十九条の七 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援

護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第12条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない 利用申込者については、要支援認定の申請が既に行 われているかどうかを確認し、申請が行われていな い場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やか に当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけれ ばならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、 遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効 期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な 援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援 事業者が開催するサービス担当者会議(<u>岡山市指定</u> 介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援

- 養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第51条の6 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、 遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効 期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な 援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第51条の7 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防 支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な

の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三 十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。) 第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をい う。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又は 福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければな らない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第四十九条の九 ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保 険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以 下「施行規則」という。) 第八十三条の九各号のい ずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はそ の家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護 予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け 出ること等により、介護予防サービス費の支給を受 けることができる旨を説明すること,介護予防支援 事業者に関する情報を提供することその他の介護予 防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行 わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第四十九条の十 ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則 第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含 む。以下同じ。) が作成されている場合は、当該計 画に沿ったユニット型指定介護予防短期入所療養介 護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

の方法に関する基準等を定める条例(平成26年市 条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」 という。) 第33条第9号に規定するサービス担当 者会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の 心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努 めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第15条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施 行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行 規則」という。) 第83条の9各号のいずれにも該 当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対 し、介護予防サービス計画(同条第1号ハ及び二に 規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予 防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出 ること等により、介護予防サービス費の支給を受け ることができる旨を説明すること、介護予防支援事 業者に関する情報を提供することその他の介護予防 サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わ なければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、介護予防サービス計画が作成されている 場合は、当該計画に沿ったユニット型指定介護予防 短期入所療養介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆進用

支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26 年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準 条例」という。) 第33条第9号に規定するサービ ス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把 握に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第51条の9 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施 行規則 という。) 第83条の9各号のいずれにも 該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に 対し、介護予防サービス計画(同条第1号ハ及びニ に規定する計画を含む。以下同じ。) の作成を介護 予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け 出ること等により、介護予防サービス費の支給を受 けることができる旨を説明すること、介護予防支援 事業者に関する情報を提供することその他の介護予 防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行 わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第51条の10 ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業者は、介護予防サービス計画が作成され ている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定介 護予防短期入所療養介護を提供しなければならな 1

(サービスの提供の記録) ☆準用

第四十九条の十三 ユニット型指定介護予防短期入所 第19条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 第51条の13 ユニット型指定介護予防短期入所療

療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入 所療養介護を提供した際には、当該ユニット型指定 介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容、当該 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護について 法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって 支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な 事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した 書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 (利用料等の受領)
- 第二百六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費

事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(利用料等の受領)
- 第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費

養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(利用料等の受領)
- 第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予 防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から 支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所 療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間 に、不合理な差額が生じないようにしなければなら ない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費

用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第 一項の規定により特定入所者介護予防サービス費 が利用者に支給された場合は,同条第二項第一号 に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定 により当該特定入所者介護予防サービス費が利用 者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所 療養介護事業者に支払われた場合は,同条第二項 第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とす る。)
- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の 規定により特定入所者介護予防サービス費が利用 者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定 する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定によ り当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に 代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二 号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とす る。)
- 三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選 定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い 必要となる費用
- 四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選 定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
- 五 送迎に要する費用(<u>厚生労働大臣が別に定める</u>場合を除く。)
- 六 理美容代
- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期

用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が 利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に 規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定に より当該特定入所者介護予防サービス費が利用者 に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第 1号に規定する食費の負担限度額)を限度とす る。)
- (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) <u>基準省令第206条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>基準省令第206条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用 (<u>基準省令第206条第3項</u> 第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号 により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期

用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) <u>基準省令第206条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第206条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(<u>基準省令第206条第3項</u> 第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号 により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期

- 入所療養介護において提供される便宜のうち, 日 常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって, その利用者に負担させることが適当と 認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

- 第五十条の二 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(身体的拘束等の禁止)☆準用
- 第百九十一条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

- 入所療養介護において提供される便宜のうち, 日 常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって, その利用者に負担させることが適当と 認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4項に規定する平成17 年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第21条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料 の支払を受けた場合は、提供したユニット型指定介 護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必 要と認められる事項を記載したサービス提供証明書 を利用者に対して交付しなければならない。

(身体的拘束等の禁止) ☆準用

- 第181条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを

- 入所療養介護において提供される便宜のうち, 日 常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって, その利用者に負担させることが適当と 認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4項に規定する平成17 年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

- 第52条の2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
 - (身体的拘束等の禁止) ☆準用
- 第181条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを

やむを得ない理由を記録しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第五十条の三 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに 該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を 市町村に通知しなければならない。
 - 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期 入所療養介護の利用に関する指示に従わないこと により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められると き。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の青務) ☆準用

- 第五十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第二百七条 選事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用

得ない理由を記録しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第24条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当 する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町 村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期 入所療養介護の利用に関する指示に従わないこと により、要支援状態の程度を増進させたと認めら れるとき又は要介護状態になったと認められると き。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務) ☆準用

- 第54条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業所の管理者は、ユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業所の従業者の管理及びユニット型指 定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的 に行うものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者に第10章第6節第3款及び第4款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用

得ない理由を記録しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第52条の3 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに 該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を 市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期 入所療養介護の利用に関する指示に従わないこと により、要支援状態の程度を増進させたと認めら れるとき又は要介護状態になったと認められると き。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の青務) ☆準用

- 第54条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業所の管理者は、ユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業所の従業者の管理及びユニット型指 定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的 に行うものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者に第10章第6節第3款及び第4款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用

料その他の費用の額

- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

- 七 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第二百八条 選事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介 護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従 業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たって は、次の各号に定める職員配置を行わなければなら ない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上 の看護職員又は介護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一 人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の 勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

料その他の費用の額

- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 事故発生時における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 成年後見制度の活用支援
- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たって は、次の各号に定める職員配置を行わなければなら ない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1 人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の 勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
 - (4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとすること。

料その他の費用の額

- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 事故発生時における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的 拘束等を行う場合の手続
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 成年後見制度の活用支援
- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たって は、次の各号に定める職員配置を行わなければなら ない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1 人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の 勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上 (2ユニット以下のときは1人以上) の者は, 規則で定めるものとすること。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所

<規則>

(ユニットリーダー)

- 第13条 条例第161条第2項第4号及び第198条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、従業者の計画的な人材育成に努めなければなら ない。

(定員の遵守)

第199条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所

<規則案>

(ユニットリーダー)

- 第11条 条例第161条第2項第4号及び第19 8条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本 市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施する ユニットリーダー研修を修了した者とする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、従業者の計画的な人材育成に努めなければなら ない。

(定員の遵守)

第199条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所

療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待 その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り でない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の 入居者とみなした場合において入居定員及び療養 室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型 医療施設の入院患者とみなした場合において入院 患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利 用者数

(非常災害対策) ☆準用

第百二十条の四 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待 その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り でない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の 入居者とみなした場合において入居定員及び療養 室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型 医療施設の入院患者とみなした場合において入院 患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利 用者数

(非常災害対策) ☆準用

- 第107条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を 掲示しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、 避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その 実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者

療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待 その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り でない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の 入居者とみなした場合において入居定員及び療養 室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型 医療施設の入院患者とみなした場合において入院 患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利 用者数

(非常災害対策) ☆準用

- 第124条の4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を 掲示しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、 避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その 実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者

(衛生管理等) ☆準用

- 第百二十一条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他 の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理 に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければな らない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(掲示) ☆準用

第五十三条の四 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、第百九十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第五十三条の五 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、 介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び 協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児 等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとす る。

(衛生管理等) ☆準用

- 第125条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の 設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医 薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければなら ない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(掲示) ☆準用

第31条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業所の見やすい場所に、第197条に規定する 重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所療 養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示 しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第32条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはな らない。

- は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、 介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び 協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児 等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとす る。

(衛生管理等) ☆準用

- 第125条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の 設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医 薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければなら ない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(掲示) ☆準用

第55条の4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、第197条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第55条の5 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らして はならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、サービス担当者会議等において、利用者の個人 情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族 の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あら かじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第五十三条の七 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第五十三条の八 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆進用

第34条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対 し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを 利用させることの対償として、金品その他の財産上 の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第35条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入 所療養介護に係る利用者<u>又は</u>その家族からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等必要な措置を講じなければ ならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆進用

第55条の7 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者 に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービ スを利用させることの対償として、金品その他の財 産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第55条の8 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者<u>又は</u>その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及

及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場 合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合 会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第百四十条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第五十三条の九 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに, 市町村から指導又は助言を受けた場合においては, 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第144条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第36条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が 相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。 び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに, 市町村から指導又は助言を受けた場合においては, 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第144条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第55条の9 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供 したユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関 する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する 者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施 する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第五十三条の十 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用
 - 第五十三条の十一 ユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短 期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとと もに、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなけ ればならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第百九十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関す る諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を 整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければな らない。
 - 一 介護予防短期入所療養介護計画
 - 二 第二百十条において準用する次条において準用 する第四十九条の十三第二項に規定する提供した

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第37条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防 短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合 は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る 介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用

第38条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第184条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。
 - (1) 介護予防短期入所療養介護計画
 - (2) 第200条において準用する第181条第2項 に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第55条の10 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置 について記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用

第55条の11 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第184条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。
- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 第200条において準用する第181条第2項 に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際

具体的なサービスの内容等の記録

- 三 第百九十一条第二項に規定する身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やするを得ない理由の記録
- 四 第二百十条において準用する次条において準用 する<u>第五十条の三</u>に規定する市町村への通知に係 る記録
- 五 第二百十条において準用する次条において準用 する<u>第五十三条の八</u>第二項に規定する苦情の内容 等の記録
- 六 第二百十条において準用する次条において準用 する<u>第五十三条の十</u>第二項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百十条 第百八十九条,第百九十一条,第百九十四条及び第百九十五条 (第百二十条の二準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百九十四条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十条において準用する次条」と、第百九十五条中「第百九十二条」とあるのは「第二百七条」と読み替えるものとする。

- の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第200条において準用する次条において準用 する<u>第19条第2項</u>に規定する提供した具体的な サービスの内容等の記録
- (4) 第200条において準用する次条において準用 する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記 録
- (5) 第200条において準用する次条において準用 する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記 録
- (6) 第200条において準用する次条において準用 する第37条第2項に規定する事故の状況及び事 故に際してとった処置についての記録
- (7) 第198条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (8) 法第52条に規定する予防給付及び第196条 第1項から第3項までに規定する利用料等に関す る請求及び受領等の記録

(進用)

第200条 第179条,第181条,第184条及び第185条(第105条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第184条第2項第2号中「第181条第2項」とあるのは「第200条において準用する第181条第2項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条において準用する次条」と、同項第7号中「次条において準用する第105条第1項」とあるのは「第198条第1項」と、同項第8号中「第180条第1項から第3項」と、同項第8号中「第180条第1項から第3項」とあるのは「第196条第1項から第3項」とあるのは「第196条第1項から第3項」とあるのは「第196条第1項から第3項」とあるのは「第196条第1項から第3項」とあるのは「第196条第1項から第3項」と、第

- の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第200条において準用する次条において準用 する第51条の13第2項に規定する提供した具 体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第200条において準用する次条において準用 する<u>第52条の3</u>に規定する市町村への通知に係 る記録
- (5) 第200条において準用する次条において準用 する<u>第55条の8</u>第2項に規定する苦情の内容等 の記録
- (6) 第200条において準用する次条において準用 する<u>第55条の10</u>第2項に規定する事故の状況 及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 第198条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (8) 法第52条に規定する予防給付及び第196条 第1項から第3項までに規定する利用料等に関する 請求及び受領等の記録 (進用)
- 第200条 第179条,第181条,第184条及び第185条(第124条の2の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第184条第2項第2号中「第181条第2項」とあるのは「第200条において準用する第181条第2項」とあるのは「第200条において準用する次条」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条において準用する次条」と、同項第7号中「次条において準用する次条」と、同項第7号中「次条において準用する第124条の2第1項」とあるのは「第198条第1項」と、同項第8号中「第180条第1項から第3項」と、第185条中「第182条」とあるのは「第1

第四款 介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針) ☆進用

- 第百九十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標 を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、<u>自ら</u>その提供するユニット型指定介護予防短期 入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師 又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を 図らなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者がその有する能力を最大限活用すること ができるような方法によるサービスの提供に努めな ければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

と, 「第10章第4節及び第5節」とあるのは「第 10章第6節第3款及び第4款」と読み替えるもの とする。

> 第4款 介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針) ☆準用

- 第186条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を 設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 多様な評価の手法を用いて その提供するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行 うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図り つつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用する

97条」と、「第10章第4節及び第5節」とある のは「第10章第6節第3款及び第4款」と読み替 えるものとする。

> 第4款 介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針) ☆準用

- 第186条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を 設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 多様な評価の手法を用いて その提供するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行 うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図り つつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用する

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針) ☆準用

- 第百九十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護の方針は,第二百四条に規定する基本方針及び 第二百十五条において準用する前条に規定する基本 取扱方針に基づき,次に掲げるところによるものと する。
 - 一 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入 所することが予定される利用者については、前号 に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望 を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護の目標、当該目標を達成するための具体的 なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等 を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成 するものとする。
 - 三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予 防サービス計画が作成されている場合は、当該計 画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 四 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の 作成に当たっては、その内容について利用者又は その家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ ればならない。
 - 五 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を

ことができるように支援しなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針) ☆準用

- 第187条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第194条に規定する基本方針及び第205条において準用する前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入 所することが予定される利用者については、前号 に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望 を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期 間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を 作成すること。
 - (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
 - (4) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の 作成に当たっては、その内容について利用者又は その家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ ればならないこと。
 - (5) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を

ことができるように支援しなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針) ☆準用

- 第187条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第194条に規定する基本方針及び第205条において準用する前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入 所することが予定される利用者については、前号 に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望 を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期 間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を 作成すること。
 - (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
 - (4) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の 作成に当たっては、その内容について利用者又は その家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ ればならないこと。
 - (5) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を

作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護 計画を利用者に交付しなければならない。

- 六 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>の</u>に必要な支援を行う<u>もの</u>とする。
- 七 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供 に当たっての留意事項)

- 第二百十一条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式 及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むこと ができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の 日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットに おいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む ことができるよう配慮して行われなければならな い。
 - 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(診療の方針) ☆準用

- 第百九十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断

- 作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供 に当たっての留意事項)

- 第201条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットに おいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む ことができるよう配慮して行われなければならな い。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(診療の方針) ☆準用

- 第188条 医師の診療の方針は、次に掲げるところ によるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断

作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護 計画を利用者に交付しなければならないこと。

- (6) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な支援を行う<u>こ</u>と。
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供 に当たっての留意事項)

- 第201条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットに おいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む ことができるよう配慮して行われなければならな い。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(診療の方針) ☆準用

- 第188条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断

を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。

- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、 利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果 をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三、常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生 活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行 うものとする。
- 四 検査,投薬,注射,処置等は,利用者の病状に 照らして妥当適切に行うものとする。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に 厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならな V
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品 を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医 療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措 置を講じなければならない。

(機能訓練) ☆進用

第百九十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図 り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、 作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなけ ればならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する

を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、 利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果 をもあげることができるよう適切な指導を行うこ
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生 活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行 うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に 照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準 省令第198条第5号に規定する平成12年厚生 省告示第124号により厚生労働大臣が定めるも ののほか行ってはならないこと。
- (6) 基準省令第198条第6号に規定する平成12 年厚生省告示第125号により厚生労働大臣が定 める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は 処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医 療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措 置を講じなければならないこと。

(機能訓練) ☆準用

第189条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図 り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、 作業療法その他必要なリハビリテーションを行わな ければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する

を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、 利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果 をもあげることができるよう適切な指導を行うこ
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生 活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行 うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に 照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準 省令第198条第5号に規定する平成12年厚生 省告示第124号により厚生労働大臣が定めるも ののほか行ってはならないこと。
- (6) 基準省令第198条第6号に規定する平成12 年厚生省告示第125号により厚生労働大臣が定 める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は 処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医 療を提供することが困難であると認めたときは、 他の医師の対診を求める等診療について適切な措 置を講じなければならないこと。

(機能訓練) ☆準用

第189条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図 り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、 作業療法その他必要なリハビリテーションを行わな ければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百十二条 看護及び医学的管理の下における介護 | **第202条** 看護及び医学的管理の下における介護 | **第202条** 看護及び医学的管理の下における介護 は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する

- よう,利用者の病状及び心身の状況に応じ,適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、 その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役 割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、 排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替 え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなけ ればならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、その利用者に対して、利用者の負担により、当 該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせて はならない。

(食事)

第二百十三条 介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び

- よう,利用者の病状及び心身の状況に応じ,適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、 その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役 割を持って行うよう適切に支援しなければならな い。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、 排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替 え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなけ ればならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、その利用者に対して、利用者の負担により、当 該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせて はならない。

(食事)

第203条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし

- よう,利用者の病状及び心身の状況に応じ,適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、 その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役 割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、 排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、その利用者に対して、利用者の負担により、当 該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせて はならない。

(食事)

第203条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし

嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法によ り、食事の自立について必要な支援を行わなければ ならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を<u>摂る</u>ことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)
- 第二百十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の<u>嗜好</u>に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなけ ればならない。

(進用)

第二百十五条 第百九十六条から第百九十九条までの 規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 の事業について準用する。この場合において、第百 九十七条中「第百八十六条」とあるのは「第二百四 条」と、「前条」とあるのは「第二百十五条におい て準用する前条」と読み替えるものとする。

第七節 削除

第二百十六条から第二百二十九条まで 削除

附則

好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を<u>とる</u>ことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を<u>とる</u>ことを支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)
- 第204条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業者は、利用者の<u>し好</u>に応じた趣味、教養又は 娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者 が自律的に行うこれらの活動を支援しなければなら ない。
 - 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第205条 第186条から第189条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第187条中「第176条」とあるのは「第194条」と、「前条」とあるのは「第205条において準用する前条」と読み替えるものとする。

附則

(準用)

好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を<u>とる</u>ことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を<u>とる</u>ことを支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)
- 第204条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の<u>し好</u>に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第205条 第186条から第189条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第187条中「第176条」とあるのは「第194条」と、「前条」とあるのは「第205条において準用する前条」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
 - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における 入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを 有しなければならない。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

(平二)厚労令五四・追加)

第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

(施行期日)

第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日(以下「施</u> 行日」という。)から施行する。 (経過措置) (施行期日)

第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u> (経過措置)

第4条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

第4条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

- 第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事 業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省 令附則第六条の適用を受けている病室を有するもの については、当該規定にかかわらず、療養病床に係 る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一 人につき六・四平方メートル以上としなければなら ない。
- 第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事 業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省 令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについ ては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法 による測定で四十平方メートル以上の床面積を有 し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 第十条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第 四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以下 「病 床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に 係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入 所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行 規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受け ているものに係る食堂及び浴室については、当該規 定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する 食堂及び浴室を有しなければならない。
 - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における 入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを 有しなければならない。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適し たものでなければならない。

(平二○厚労令五四・追加)

第十一条病床転換による診療所旧療養型病床群に係 る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所

- 第5条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省 令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有す るものについては、当該規定にかかわらず、療養病 床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院 患者1人につき6.4平方メートル以上としなけれ ばならない。
- 第6条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省 令附則第21条の規定の適用を受けるものについて は、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法に よる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、 必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 第5条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省 今附則第6条の規定の適用を受けている病室を有す るものについては、当該規定にかかわらず、療養病 床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院 患者1人につき6.4平方メートル以上としなけれ ばならない。
- 第6条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事 業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省 今附則第21条の規定の適用を受けるものについて は、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法に よる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、 必要な器械及び器具を備えなければならない。

- 4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群
- 第7条 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 第7条 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群

療養介護事業所であって、<u>平成十三年医療法施行規</u> <u>則等改正省令附則第四条の</u>適用を受けている病室を 有するものについては、当該規定にかかわらず、療 養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としな ければならない。

- 第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
- 第十三条 指定居宅サービス等基準附則第十条の規定 の適用を受けているものについては、第二百三十三 条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設け ないことができるものとする。

(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病 床転換による診療所旧療養型病床群」という。) に 係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入 所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受 けている病室を有するものについては、当該規定に かかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、 4床以下としなければならない。

- 第8条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療 養介護事業所であって,平成13年医療法施行規則 等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有 するものについては,当該規定にかかわらず,療養 病床に係る病室の床面積は,内法による測定で,入 院患者1人につき6.4平方メートル以上としなけ ればならない。
- 第9条 指定居宅サービス等基準条例附則第8条の規定の適用を受けているものについては、第209条第2項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
- 第20条 当分の間,第161条第2項第4号又は第 198条第2項第4号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期 入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。

附 則 (平成26年3月25日岡山市条例第30 号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条

(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病 床転換による診療所旧療養型病床群」という。) に 係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入 所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受 けている病室を有するものについては、当該規定に かかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、 4床以下としなければならない。

- 第8条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療 養介護事業所であって,平成13年医療法施行規則 等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有 するものについては,当該規定にかかわらず,療養 病床に係る病室の床面積は,内法による測定で,入 院患者1人につき6.4平方メートル以上としなけ ればならない。
- 第9条 指定居宅サービス等基準条例附則第8条の規定の適用を受けているものについては、第209条第2項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
- 第20条 当分の間,第161条第2項第4号又は第 198条第2項第4号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期 入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。

<u>附 則 (平成26年3月25日岡山市条例第30</u>号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条

例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

<u>附 則</u> (施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行す

る。

(経過措置)

(略)